

アジア研究所紀要

第四十九号

中国の対 ASEAN 貿易の新局面

～ 2015 年以降の変化を中心に～ 大泉 啓一郎・宮島 良明

日本企業のベトナムでの事業展開への期待と現実 北嶋 誠士

韓国における女性の労働市場参加の現状と若者世代の男女間の対立

..... 金 明中

経済制裁と北朝鮮

—「自力更生」の構造と展望— 上澤 宏之

アフリカにおける権威主義体制と選挙暴力

—ガンビアを中心として— 鈴木 亨尚

2022年

亜細亜大学アジア研究所

アジア研究所紀要

は し が き

世界経済がコロナ禍からの脱却をめざして、新たな進路を模索する中、今回の紀要第49号は全5本と多くの論稿を掲載するに至った。

ASEAN関連の論稿は2本あり、「中国の対ASEAN貿易の新局面」および「日本企業のベトナムでの事業展開への期待と現実」を掲載した。

朝鮮半島関連の論稿も2本を掲載した。すなわち、「韓国における女性の労働市場参加の現状と若者世代の男女間の対立」と「経済制裁と北朝鮮」である。

今号はアフリカに関する論考も掲載している。「アフリカにおける権威主義体制と選挙暴力」である。

各論文の要旨は以下のとおりである。

大泉啓一郎・宮島良明 「中国の対ASEAN貿易の新局面～2015年以降の変化を中心に～」

本稿は、2000年以降の中国ASEAN貿易の特徴と変化を考察するものである。中国経済の躍進は目覚ましく、東アジア域内外の貿易構造を大きく変化させているが、そのなかで、多くの輸出品目が重複し、競合すると考えられた中国ASEAN貿易は比較的安定に拡大してきた。本稿では、この中国ASEAN貿易の構造について、品目別データを整理し、貿易特化係数を援用することで「水平貿易」、「垂直貿易」という2つの観点から検討した。その結果、「水平貿易」では電子・電気製品の生産ネットワークの拡大が、「垂直貿易」では中国からの工業製品の輸出とASEANからの一次産品の輸出が、両者の安定的な貿易関係を支えてきたことが確認された。さらに、2015年以降の変化として、ベトナムの参入による「水平貿易」の拡大や、中国からベトナムやカンボジアを介したアメリカへの迂回貿易の拡大などが指摘できる。

北嶋誠士 「日本企業のベトナムでの事業展開への期待と現実」

本稿では、日本企業からみたベトナムの事業展開先としての魅力である「安価で豊富な労働力」と「マーケットとしての将来性」について、その実態を明らかにしている。前者は、賃金の上昇を企業努力と政府の取組みで吸収できるかが鍵を握る。とくに、年間150万人以上の労働力供給が終了する2033年以降が正念場である。後者は、現状の市場規模や購買力は低いが、地域や所得階層を絞り込むことで販売戦略の構築は可能である。しかし、①集客力、②販売力、③マーケティング力、④資金力の面で課題がある。将来性についても、高齢社会の到来（2036年）、人口ボーナスの終了（2039年）が迫っていることや、ベトナム人の組織や仕事への対峙の仕方が

らは慎重な見方にならざるを得ない。

金明中 「韓国における女性の労働市場参加の現状と若者世代の男女間の対立」

韓国では地域、世代対立など従来からの対立構図に加え、最近では若者世代の男女対立が目立つ。若年失業が深刻化する中、若者世代の男女対立はよりよい職を得るための生存競争の様相を呈している。労働市場における女性の不利是正を目指した一連の政策対応は一定の成果を見せたが、男性の不満は高まった。最近では女性徴兵論まで台頭している。2022年の大統領選では女性家族部の廃止を掲げた尹錫悦氏が当選した。各種のデータから労働市場における女性不利の状況は続いており、さらなる政策対応が求められるが、男性の不満を最小化しながら女性の活躍できる環境整備を行うという困難なタスクが韓国政府には求められている。

上澤宏之 「経済制裁と北朝鮮—『自力更生』の構造と展望—」

北朝鮮は、2017年8月5日採択の安保理決議第2371号などにより石炭や繊維製品など主力品の輸出が禁じられ、外貨獲得の上で大きな打撃を受けた。非制裁品を中心とした貿易回避策も功を奏せず、自らが「主体的な力」「内的動力」と称する生産財や消費財の国産化、資源開発、精神動員などを基に、制裁網の突破に向けた超アウトルキー的な「自力更生」路線を推し進めている。

一方、制裁により海外の資源や資本、技術などに依存する外発的な発展の継続が事実上、不可能になったことを受け、北朝鮮は新たに「社会主義の全面的発展」を掲げ、地域や産業部門の均等発展など、社会の安定を通じて国の持続的、長期的な発展を図る方針を打ち出した。こうした「経済の成長」から「社会の安定」への路線転換は、制裁・コロナ禍の長期化、固定化が進む中、体制の維持を最優先に位置づけた守勢的、防御的な路線への後退と捉えることができよう。

鈴木亨尚 「アフリカにおける権威主義体制と選挙暴力—ガンビアを中心として—」

本稿は、アフリカにおける選挙暴力、特に、権威主義体制の選挙暴力について検討し、なぜ、権威主義体制の1つであるガンビアにおける、選挙暴力を伴う大統領選挙で、新人が現職を破り得たのかを明らかにすることを目的としている。そのため、第1節では、選挙暴力、特に、アフリカの選挙暴力、その中でも特に、権威主義体制における選挙暴力について検討する。第2節では、ガ

ンピアにおいて、特に激しい選挙暴力が生じた2016年以前の状況を検討する。第3節では、2016年の大統領選挙を検討する。第4節では、大統領選挙後の混乱を、国内を中心に、検討する。第5節では、同時期を国際社会の関与と問題の解決を中心に検討する。そして、最後に、議論を整理する。

掲載された論稿はいずれも興味深く、筆者各位に対して謝意を表する次第である。また、論稿のレフリー各位に対してもその労苦に感謝する。

本紀要がアジア研究所及び亜細亜大学学内のアジア研究者の成果発表の場として十全に機能し、多様で質の高い研究成果を広く世に普及させるべく今後とも励んで参りたい。

2023年1月
アジア研究所長
奥田 聡

目 次

中国の対 ASEAN 貿易の新局面 ～ 2015 年以降の変化を中心に～	大泉 啓一郎・宮島 良明	1
日本企業のベトナムでの事業展開への期待と現実	北嶋 誠士	13
韓国における女性の労働市場参加の現状と若者世代の男女間の対立	金 明中	24
経済制裁と北朝鮮 —「自力更生」の構造と展望—	上澤 宏之	37
アフリカにおける権威主義体制と選挙暴力 —ガンビアを中心として—	鈴木 亨尚	50
アジア研究所 彙報		69
『アジア研究所紀要』投稿規程		74

中国の対 ASEAN 貿易の新局面 ～ 2015 年以降の変化を中心に～

大泉 啓一郎¹・宮島 良明²

A new phase of China's trade with ASEAN —Focusing on changes since 2015—

Keiichiro OIZUMI・Yoshiaki MIYAJIMA

はしがき

本稿の目的は、2000 年以降の中国 ASEAN 貿易の特徴を示すとともに、近年（2015 年以降）の変化を提示することである。

21 世紀に入って中国経済の躍進は目覚ましく、貿易拡大を通じて国際経済に強い影響を及ぼしている。

中国の経済規模を名目 GDP（ドルベース）で見ると、世界経済に占めるシェアは 2000 年の 3.5% から 2021 年には 18.8% へと大幅に上昇した（IMF 2022）。この過程で中国は、2010 年に日本を追い抜き世界第 2 位の経済大国になった。さらに、2030 年代にはアメリカを追い抜いて、中国は世界最大の経済大国になる見込みである（日本経済研究所 2022）。

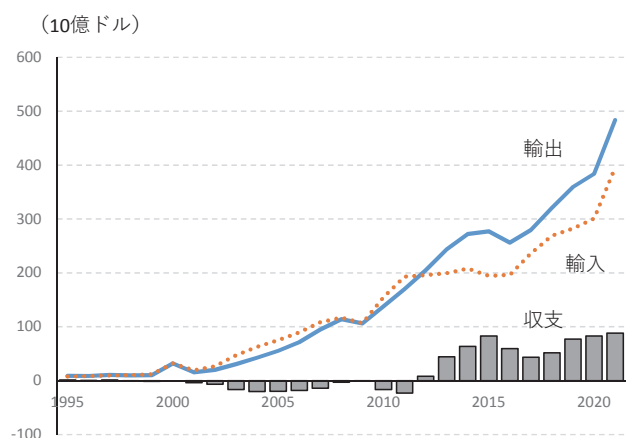
東アジアにおいても、中国はプレゼンスを急速に高めている³。

東アジア全体の経済規模を 100% とした場合、中国経済のシェアは 2000 年には 15.5% に過ぎなかったが、2021 年に 60.8% に上昇した。IMF の見通しでは、2027 年にはさらに 65.5% に上昇する見込みである。他方、日本のシェアは同期間に 62.6% から 17.2% に低下している。

同時に、中国は国際貿易の面でも地位を高めている。

中国の貿易額（輸出入の合計額）は、2000 年の 4743 億ドルから 2021 年には 6 兆 515 億ドルに約 13 倍に増加した。世界貿易に占めるシェアで見ると、同期間に 3.6% から 13.5% と 10 ポイント近くも上昇している。2017 年以降、中国は世界最大の貿易国である。

東アジア域内においても同様に域内貿易（輸出ベース）におけるシェアをみると、2000 年の 32.5% から 2021



第 1 図 中国の対 ASEAN 貿易の推移
(資料) UNCTAD STAT から大泉作成。

年には 65.7% に上昇しており、他方、日本のそれは同期間に 42.5% から 20.5% に低下した。東アジアの域内貿易の中心が日本から中国に移行したといってもよい⁴。

このなかで大きく拡大しているのが、中国 ASEAN 貿易である（第 1 図）。中国の対 ASEAN 貿易は 2000 年の 640 億ドルから 2021 年には 8790 億ドルへ 14 倍近く増加した。中国と ASEAN 諸国の間では、2005 年に「ASEAN 中国包括的経済協力枠組協定」が締結され、「ASEAN 中国自由貿易協定 (ACFTA)」が発効されており、2015 年には双方の関税は原則撤廃されている。2022 年 1 月には RCEP（地域的な包括的経済連携）協定が発効され、この関係はさらに緊密化することが予想される。

中国の貿易拡大は、アメリカとの間では政治問題に発展しているものの、ASEAN との間では、大きな問題は生じていない。一見、競合する輸出品目が多いため、当初は競合すると考えられていたが、中国 ASEAN 貿易は

¹ 亜細亜大学アジア研究所教授

² 北海学園大学経済学部教授

³ 本稿では、東アジアは、日本、韓国、中国、台湾、香港、ASEAN 加盟 10 カ国とする。

⁴ 中国の域内貿易のシェアは、（中国から東アジア域内への輸出 + 東アジア域内から中国への輸出） / 東アジア域内の総輸出、で計算した。

安定的に拡大してきた。この点について、筆者らは、異なった品目が取引される「垂直貿易」と、同じカテゴリに属する品目が取引される「水平貿易」があり、双方が均衡することによって共栄関係が維持されてきたことを示した（宮島・大泉 2008、宮島・大泉 2018）⁵。

筆者らが、中国 ASEAN 貿易の構造分析として「水平」と「垂直」という2つの形態に注目したのは、2000年代以降著しい中国経済の躍進のなかで、ASEAN で生じた「中国脅威論」についての評価軸を設けなかったからである。当初、多くの輸出品目が重複するため ASEAN の輸出を阻害する、安価な中国の工業製品が ASEAN に流入し、貿易収支が悪化するなど、ASEAN 側にさまざまな懸念が生じた。

しかし実態は先にみたように「脅威」ではなく「共栄」ともいえる関係が築かれている。

この点について「水平」の観点では、2000年代以降、パソコンや携帯電話などの IT 関連製品の世界レベルでの普及を背景にした、分業体制における立ち位置を明確にすることができる。これらの製品は、モジュール化された部品を組み合わせるといった特性を持つことから、東アジア域内では国境を越えた「工程間分業」が進んだ。そのなかで中国と ASEAN の関係を「水平」貿易の視点から評価できると考えたのである。

他方、中国の工業化にともなって、ASEAN からの原材料、一次産品輸出が増加した。このような ASEAN が中国の原材料供給地としての役割をさらに高めようとしていることを「垂直」型の分業として、前述の「水平」型の分業とは区別して論じる必要があると考えた。

ただし、筆者らの最終的な観察は2015年であり、その後の中国経済の躍進が著しいことを考えると、この共栄関係の変化を確認することは、今後の中国 ASEAN 貿易を展望するうえでも重要であろう。もちろん、中国 ASEAN の貿易関係は、各国の貿易戦略の方向性、外国企業の戦略のあり方、地場企業の成長などにより変化する。さらに、近年は、中国の賃金の急上昇と技術水準の向上、米中貿易摩擦と貿易面での安全保障政策の進展、コロナ禍に原因するサプライチェーンの見直しなどの新しい要因が多々議論されている。

この点を踏まえて、本稿は、2000年以降の中国 ASEAN 貿易の特徴を確認するとともに⁶、近年（2015年以降）の変化を見いだすことにも注力した。本稿では、

⁵ 中国と ASEAN の共栄関係を具体的に支えるものとして、多国籍企業の工程間分業（企業内分業）が寄与したという見方がある。ただし、工程間分業が主となる工業製品、なかでも電子・電機製品の取引は、中国 ASEAN 貿易の共栄関係のすべてを説明するほどの規模をもたない。

貿易データは、主に UNCTADSTAT を用いた⁷。品目の評価には UNCTAD の独自の区分と SITC（3桁）を使用した。また、中国側の輸出入データを基本として使用した。

本稿の構成は以下の通りである。

第1節では、2000年以降急拡大する中国の貿易と東アジア域内貿易におけるその立ち位置を確認した上で、中国 ASEAN 貿易の特徴と変化を導き出す。第2節では、貿易特化係数（産业内貿易指数）を用いて、垂直分業と水平分業の観点からその特徴と変化を示す。第3節では、近年の変化として中国の対ベトナム貿易を取り上げる。

なお、本稿の基盤となる調査・研究は、科研費「米中貿易摩擦とコロナショックが東アジア地域の生産ネットワークに与える影響」（21K12434 2021～2023年 代表者：宮島良明）の支援を受けている。

第1節 中国の貿易における対 ASEAN 貿易のポジション

1. 中国の貿易

本節では、中国の貿易における対 ASEAN 貿易の位置づけを確認する。1) 中国の貿易の変化を概観し、2) 東アジアの域内貿易での中国の立ち位置を確認した上で、3) 対 ASEAN 貿易の特徴を整理する。

中国の輸出は、2000年の2490億ドルから2021年には3兆3640億ドルに約14倍に増加した。これに伴い、世界輸出に占めるシェアは3.9%から15.1%に急上昇した。2009年以降、中国は世界最大の輸出国である。2021年において第2位はアメリカの1兆7546億ドルであり、その差は2倍に達しようとしている。

中国の主要輸出品目は工業製品である。2021年において輸出全体に占める工業製品の割合は93.5%を占める。その輸出額は、2000年の2190億ドルから2021年には3兆1420億ドルに増加し、世界の工業製品輸出に占めるシェアは同期間に4.0%から20.9%に上昇した。ちなみに、2021年において第2位のドイツのシェアは9.0%にすぎず、その差は2倍を超える。中国が「世界の工場」と呼ばれる所以である。

UNCTADSTAT は、工業製品を「化学製品」、「機械・輸送機器」、「その他の工業製品」の3つに区分している（第2図）。この区分に従えば、2021年の輸出は、化学製

⁶ 筆者らのこれまでの研究では、貿易データは HS コード（Harmonized System Code）を使用していたが、本稿では長期間の分析が可能な SITC（The Standard International Trade Classification）を使用することとした。

⁷ https://unctadstat.unctad.org/wds/ReportFolders/reportFolders.aspx?sCS_ChosenLang=en



第2図 UNCTADSTATによる工業製品の分類より大泉作成。
(資料) UNCTADSTAT から作成。

品が2642億ドル、機械・輸送機器が1兆6220億ドル、その他工業製品が1兆2570億ドルであった。世界輸出に占めるシェアは化学製品の輸出が9.7%とドイツ、米国に次ぐ第3位であるものの、機械・輸送機器は21.2%で2009年以降世界第1位、その他の工業製品も26.9%で2002年以降世界第1位である⁸。

UNCTADSTATは、機械・輸送機器を、さらに「電子・電気製品(中間財を除く)」、「電子・電気製品の中間財」、「その他の機械・輸送機器」の3つに区分している(前掲第2図)。

2021年において、「電子・電気製品(中間財を除く)」の輸出は3403億ドルで、世界のシェアの42.1%と圧倒的に多い(ちなみに第2位が香港4.8%)⁹。また、「電子・電気製品の中間財」は金額では6244億ドルと多く、世界の24.9%を占める。これら電子・電気製品を除く「その他の機械・輸送機器」は1257億ドルで、2021年は前年比38.7%と高い伸びを記録し、ドイツを抜いて世界第1位になった。

他方、中国の輸入は、2000年の2250億ドルから2021年には2兆6840億ドルと約10倍に増加し、世界輸入に占めるシェアは3.4%から11.9%に上昇した。現在、中国は世界第2位の輸入国である。ちなみに第1位はアメリカの2兆9370億ドル(13.0%)である。

中国の輸入においても主要品目は工業製品である。しかし、2021年において輸入全体に占めるシェアは57.8%と輸出に比べると低い。また長期的にみると、2000年の75.1%から一貫して低下傾向にある。ただし、金額ベースでみると、2000年の1690億ドルから2021年に1兆5500億ドルに10倍近くも増加しており、世界に占める割合は、同期間に3.5%から10.2%に上昇した。2009年以降、世界第2位の工業製品の輸入国である(第1位はアメリカ)。

次いで、輸出の場合と同様に、UNCTADSTATの区分に従って工業製品の輸入を整理する。2021年の「化学製品」の輸入は2620億ドル(世界に占めるシェア9.3%)、「機械・輸送機器」は1兆80億ドル(同12.7%)、「その

⁸ 「その他の工業製品」に含まれる繊維・衣服関連輸出は、2021年も3255億ドルと多く、世界の34.0%を占める。2021年においても中国の労働集約的産業はいまだ高い競争力を有していると考えられる。

⁹ 2003年以降、世界第1位になっている。

他工業製品」が2810億ドル(同6.2%)と金額は多いものの、輸出に比べて総額は少なく、世界に占めるシェアも低い。

「機械・輸送機器」の内訳をみると、「電子・電気製品(中間財を除く)」は503億ドルであり、輸出の3400億ドルに比べて5分の1にも満たない。これは中国の電子・電気製品が圧倒的な輸出競争力を持っていることを示している。これに対して、「電子・電気製品の中間財」は6280億ドルと多く、世界に占めるシェアも22.8%と高い。この水準は輸出の6244億ドルとほぼ均衡しており、大量の電子・電気製品の中間財を中国が海外と互いに取引していることがわかる。これは、電子・電気産業の工程間分業の進展を示すものである。「その他の機械・輸送機器」は2806億ドルであるが、世界に占めるシェアは6.2%にすぎない。

近年、中国において部品・中間財を含めた工業製品の内製化が進んでいるとの見方がある。たしかに、工業製品の輸出に対する輸入の割合は、2000年の77.1%から2021年には49.3%へと低下傾向にある。そして内製化が進めば、その原材料などを含む非工業製品の輸入が増加するはずである。実際に、非工業製品の輸入をみると、2000年の540億ドルから2021年には1兆1210億ドルに20倍近く増加している。特記しておきたいのは、鉱物資源が2000年の130億ドルから2021年には3870億ドルに30倍近くも増加していることである。2003年以降、中国は世界最大の鉱物資源の輸入国であり、そのシェアは世界の32.2%を占める¹⁰。

2. 中国の東アジア域内貿易

次に、東アジア域内外における中国貿易の特徴について検討する。

戦後、アジア諸国は、アメリカという巨大消費市場への輸出を通じて成長してきた。時間とともに、工業製品の生産工程は、東アジア域内に分散(分業)されるという生産ネットワークを形成してきた(末廣2014、後藤2019)。しかも、そのアクターの数は、日本やNIEsから中国、ASEAN諸国へと増加し、複雑化するという特徴をみた。加えて、主たるアクターが日本から中国に移行していることは、先に示した域内貿易比率の変化からも明らかであろう。

東アジア域内の貿易(輸出ベース)は、2000年の7983億ドルから2021年には3兆8081億ドルに増加した。近年は、通信コストや輸送コストの低下に加えて、IT関連製品などの部品のモジュラー化を背景に工程間分業が細

¹⁰ また鉱物燃料も2000年の210億ドルから4030億ドルに増加している。2016年から世界第1位の輸入国であり、2021年は世界の15.8%を占める。

第1表 中国の域内外貿易

(10億ドル)

	2000	2005	2010	2015	2021
域外輸出	129.4	446.5	1,001.8	1,383.9	2,136.2
域外輸入	96.1	265.7	691.4	868.4	1,453.8
収支	33.3	180.8	310.4	515.6	682.3
域内輸出	119.8	315.5	575.9	889.5	1,226.1
域内輸入	129.0	394.3	704.6	811.2	1,230.5
収支	- 9.1	- 78.8	- 128.7	78.3	- 4.4

(資料) UNCTADSTAT からより大泉作成。

分化された。これに対応してアジア各国政府の投資誘致戦略は、産業全体の誘致というよりも生産ネットワークの一角を占めるような産業の誘致へと視点の変化が変化してきている。

中国も例外ではない。中国の改革・開放政策は、経済特区の設定からスタートしたが、これはアジア NIEs や華僑資本からの直接投資と、それらによる東アジアの生産ネットワークへの参画を期待したものだった。その後、低い賃金コストと誘致策に加え、WTO 加盟を契機に、東アジアの生産ネットワークの最終組立の場へと変化していった(伊藤 2018)¹¹。

中国の貿易における域内貿易の位置づけを明確にするため、以下、域内外の貿易を比較する(第1表)。

中国の輸出を域内外に区分すると、域外輸出は2000年の1290億ドルから2021年には2兆1360億ドルに約16倍に増加し、域内輸出も同期間に1200億ドルから1兆2260億ドルへと10倍近く増加したものの比率は低下した。いずれも増加スピードは速いが、域外の方が金額も伸び率も大きく、輸出に占める域外輸出の割合は同期間に51.9%から63.5%に上昇した。輸入においても、域外輸入は960億ドルから1兆4540億ドルに15倍近くも増加し、域内輸入は1290億ドルから1兆2310億ドルへと10倍の増加と、域外輸入の方が多く、その比率は42.7%から54.2%に上昇した。

そして、収支を域内外に区分してみると、域外貿易の収支は常に黒字であった。その黒字幅は2000年の330億ドルから2021年の6820億ドルへとほぼ一貫して増加している。この域外貿易収支黒字の主な相手先はアメリカであり、対アメリカ貿易黒字は300億ドルから3960億ドルに増加した。これがアメリカと中国の貿易摩擦の原因となった。これに対して、域内貿易の収支はほとんど均衡して推移してきた。ちなみに、2000年は91億ドルの赤字、2021年も44億ドルの赤字であった。

¹¹ 伊藤(2018)は、中国と東アジア地域の関係を、1980～90年代を「アジアが中国を変えた時代」、2000年代を「アジアと共存する中国」、2010年代を「中国がアジアを変える時代」と区分している。

中国の貿易は域内よりも域外の貿易額が多く、その比率が上昇傾向にあり、貿易収支は巨額の黒字を計上しているものの、域外貿易に大きく依存しているわけではない。本節の冒頭で述べた通り、東アジア域内で生産ネットワークが形成されており、その最終生産地域が中国となっていることがこの背景にある。

このことを電子・電気製品でみておこう。先に中国の「電子・電気製品(中間財を除く)」の輸出は世界の42.1%を占めると述べたが、同製品の域外への輸出は71.8%を占め、圧倒的に多い。他方、「電子・電気製品の中間財」の域内からの輸入が90.8%を占める。つまり、域内で中国と東アジア諸国は電子・電気製品の中間財の取引を行う分業があり、中国で最終製品となった電子・電気製品が域外に輸出されていることがわかる。

3. 中国の ASEAN 貿易

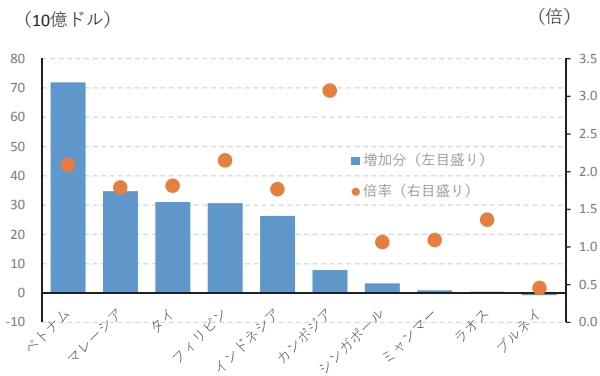
この東アジアの域内貿易(輸出ベース)に占める中国のシェアは2021年には60%を大幅に上回っている。これに対して日本のそれは20%強でしかない。東アジア域内の生産ネットワークにおける中心が日本から中国に変わったとってよい。

このようななかで、中国の対 ASEAN 貿易は増加しているのである。東アジア域内貿易におけるシェアで見ると2000年の4.6%から2021年に17.7%に上昇した。他方、日本の対 ASEAN 貿易のそれは20.3%から5.1%に低下している。

中国の対 ASEAN 輸出は、2000年の140億ドルから2021年には4840億ドルと増加した。中国の輸出に占めるシェアで見れば、5.7%から14.4%に上昇した。2021年において中国の最大の輸出相手国はアメリカの5770億ドル(17.2%)であるが、ASEAN との差は930億ドル(2.8ポイント)にすぎない。ASEAN が中国の主要輸出先になっていることが確認できる。

国別にみると、ベトナムが1379億ドル(28.5%)と最も多く、以下マレーシア(787億ドル、16.3%)、タイ(694億ドル、14.3%)、インドネシア(606億ドル、12.5%)の順となっている。ちなみに2015年の上位5カ国はベトナム、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアの順であり、シンガポールが第2位から第6位へと大きく順位を下げた。振り返れば、2000年において中国の対 ASEAN 輸出において最大の輸出相手国はシンガポールで33.2%を占めていたが、2021年には11.4%に低下している。他方、輸出相手国として急浮上してきたのはベトナムであり、同期間に8.9%から28.5%となった。

ベトナムの台頭は、近年目覚ましい。2015年から2021年の増加分で見ると、ベトナムが719億ドルと最も多く、第2位のマレーシア(347億ドル)の倍の水準にある(第3図)。2015年と比較して倍率で見ると、カンボジアが



第3図 中国の対 ASEAN 輸出増加分と倍率
(2015年と2021年を比較)

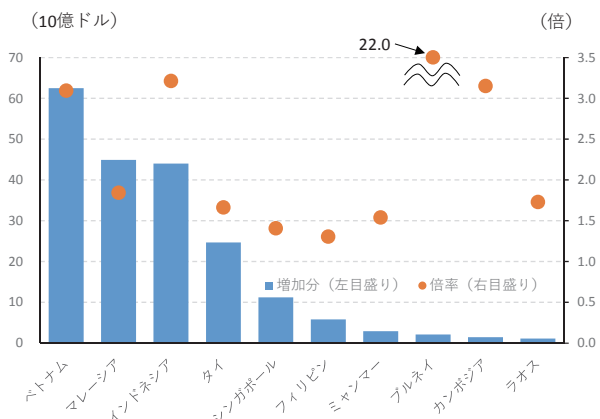
(資料) UNCTADSTAT から大泉作成。

3.1倍と最も高く、次いでベトナムとフィリピンが2.1倍と高い。

これに対して、ASEANからの輸入は、2000年の100億ドルから2021年に3950億ドルに40倍近く増加を見た。中国の輸入に占めるASEANのシェアは4.9%から13.3%に上昇しており、2011年以降、その規模は主要な輸入相手国・地域である日本、韓国、台湾を上回っている。2021年の中国の最大の輸入相手国・地域は台湾の2499億ドル(9.3%)であり、ASEANからの輸入はその約1.6倍である。

国別にみると、マレーシアが982億ドル(25%)と最も多く、次いでベトナム(923億ドル、23%)で、この2カ国でほぼ半分を占める。次いで、インドネシア(639億ドル、16%)、タイ(619億ドル、16%)の順となっている。2015年の上位5カ国は、マレーシア、タイ、ベトナム、シンガポール、インドネシアの順であり、タイとシンガポールが順位を下げていることがわかる。

2015年と比較した増加分で見ると、やはりベトナムが625億ドルと最も多く、次いでマレーシアが449億ドル、インドネシアが440億ドルと多い。2015年と比較して倍率をみると、金額が少ないもののブルネイが22倍と極端



第4図 中国の対 ASEAN 輸入増加分と倍率
(2015年と2021年を比較)

(資料) UNCTADSTAT から大泉作成。

に高い(第4図)。次いでインドネシアとカンボジアが3.2倍、ベトナムが3.1倍と高い。また、最も倍率が低いフィリピンでさえ1.3倍であり、ASEAN全体が中国市場の拡大の恩恵を受けていることがわかる。

最後に中国の対ASEAN貿易収支をみておこう。全体では、2000年以降、2011年まで赤字が続いていたが、2012年以降は黒字に転換した。これには、ASEANからの輸入が伸び悩んだことが原因している。2015年以降、ASEANからの輸入が再び増加傾向を強めているが、2021年は880億ドルの黒字になっている。もっとも、状況は各国によって異なる。黒字幅では、対ベトナムが456億ドルと最も多く、次いでフィリピンが325億ドル、シンガポールが164億ドルと多い。他方、赤字の国も存在する。マレーシアに対しては195億ドルの赤字であり、そのほかインドネシア(32億ドル)、ブルネイ(16億ドル)、ラオス(10億ドル)で赤字を計上している。

4. 貿易品目の変化

次に中国の対ASEAN貿易の特徴を大区分の品目別から検討する。

対ASEAN輸出では工業製品が圧倒的に多く、2021年の同輸出は4305億ドルと輸出全体の89.0%を占めた。長期的にみると、2000年の80.8%から上昇傾向にある。中国の工業製品の対ASEAN輸出が急増していることがうかがえる。

工業製品の内訳は、「化学製品」は457億ドル(全輸出の9.5%)、「機械・輸送機器」は2043億ドル(42.2%)、「その他の工業製品」は1804億ドル(37.3%)となっており、「機械・輸送機器」と「その他の工業製品」が多いのが特徴である¹²。

他方、対ASEAN輸入では、工業製品の輸入は2000年の130億ドルから2021年に2590億ドルに増加し、中国の工業製品輸入全体に占めるシェアは、7.5%から16.7%と上昇している。ただし、輸入の場合、ASEANからの主要な品目は工業製品だけではない。資源関連の輸入も多いため、ASEANからの輸入全体に占める工業製品のシェアは65.8%から67.0%と変化は小さく、かつその水準は輸出に比べて低い。

特記しておきたいのは、2021年の中国の対ASEAN工業製品輸入の2590億ドルのうち電子・電気製品の中間

¹² 「その他の工業製品」のなかでは「鉄鋼」の輸出が238億ドルと多く、東アジア域内への輸出の50.5%を占める。これは近年の一带一路などに含まれるインフラ整備支援に使用されているものと考えられる。また「繊維・衣料」も502億ドルと増加傾向を強めているが、これは製品と同時にASEANへ繊維の原材料を供給していることを裏付けるものである。

第2表 中国の対ASEAN輸出上位品目（2021年）

(10億ドル、%)

		金額	シェア	1位	金額	%	2位	金額	%
★ 1	776 熱電子管・半導体	38.4	10.0	ベトナム	15.6	40.6	マレーシア	10.4	26.9
2	759 事務用機器の部分品	23.4	6.1	ベトナム	11.0	46.9	マレーシア	3.9	16.6
★ 3	764 通信機器	18.8	4.9	ベトナム	4.0	21.5	タイ	3.5	18.6
★ 4	334 石油製品	12.1	3.2	シンガポール	5.8	47.5	フィリピン	3.6	29.5
★ 5	752 自動データ処理機械	11.7	3.1	シンガポール	4.2	35.8	マレーシア	1.9	16.5
★ 6	778 その他の電気機器	11.6	3.0	ベトナム	4.9	42.6	マレーシア	2.0	16.9
★ 7	772 回路開閉機器印刷回路	10.5	2.7	ベトナム	3.6	34.0	マレーシア	2.4	23.0
8	893 プラスチック製品	10.4	2.7	マレーシア	2.2	21.0	ベトナム	2.8	27.4
★ 9	655 メリヤス・クロセ編物	10.0	2.6	ベトナム	5.2	51.6	カンボジア	2.0	20.5
★ 10	821 家具	8.7	2.3	マレーシア	2.4	27.5	タイ	1.5	17.1
★ 11	699 各種の卑金属製品	8.2	2.1	ベトナム	2.2	26.3	マレーシア	1.5	17.8
12	674 鉄鋼圧延製品（被覆）	7.8	2.0	フィリピン	3.0	38.1	タイ	2.0	25.8
13	728 その他の産業用機械	7.6	2.0	ベトナム	2.9	38.6	マレーシア	1.2	15.7
★ 14	653 人造繊維の織物	7.3	1.9	ベトナム	3.3	44.9	インドネシア	1.1	14.9
★ 15	894 玩具・スポーツ用品	6.4	1.7	マレーシア	1.7	25.8	ベトナム	1.3	20.1
16	541 医薬品	6.3	1.6	インドネシア	2.3	36.6	タイ	0.9	14.8
★ 17	851 はき物	6.2	1.6	ベトナム	1.8	28.4	フィリピン	1.6	25.6
18	582 プラスチックの板・フィルム	5.7	1.5	ベトナム	2.2	37.8	マレーシア	0.8	13.9
19	716 回転式電気機械	5.7	1.5	ベトナム	3.3	57.2	タイ	0.7	12.1
★ 20	793 船舶・浮遊構造体	5.6	1.5	シンガポール	4.0	70.6	インドネシア	0.7	12.9
	その他	261.0	42.0						
	総額	483.5	100.0	ベトナム	137.9	28.5	マレーシア	78.7	16.3

(資料) UNCTADSTAT から大泉作成。

第3表 中国の対ASEAN輸入上位品目（2021年）

(10億ドル、%)

		金額	シェア	1位	10億ドル	%	2位	10億ドル	%
★ 1	776 熱電子管・半導体	84.3	28.0	マレーシア	38.6	45.8	ベトナム	19.2	22.8
★ 2	759 事務用機器の部分品	37.8	12.6	ベトナム	31.6	83.7	フィリピン	2.1	5.5
★ 3	752 自動データ処理機械	17.9	6.0	タイ	11.7	65.1	マレーシア	2.8	15.4
★ 4	335 石油残留物・同製品	11.9	4.0	マレーシア	7.9	66.3	シンガポール	2.3	19.4
5	333 原油	10.0	3.3	マレーシア	8.9	88.5	インドネシア	0.5	4.7
6	321 石炭	9.7	3.2	インドネシア	9.7	100.0	ベトナム	0.0	0.0
★ 7	343 天然ガス	9.0	3.0	マレーシア	4.1	45.4	インドネシア	2.8	30.8
8	322 亜炭・泥炭	8.8	2.9	インドネシア	8.2	93.0	フィリピン	0.6	6.8
★ 9	057 果実・ナット（生鮮・乾燥）	8.4	2.8	タイ	6.2	74.1	ベトナム	1.1	12.5
10	671 銑鉄・フェロアロイ	7.4	2.4	インドネシア	6.9	94.2	ミャンマー	0.4	4.9
11	728 その他の産業用機械	7.3	2.4	シンガポール	5.2	70.8	マレーシア	1.8	25.0
★ 12	422 植物性油脂（その他）	7.1	2.4	インドネシア	5.1	72.1	マレーシア	1.9	26.5
★ 13	874 測定・分析・制御機器	6.2	2.1	マレーシア	2.8	44.6	シンガポール	2.5	39.6
14	672 鉄鋼インゴット・半製品	6.2	2.1	インドネシア	3.8	61.9	ベトナム	1.7	27.8
★ 15	334 石油製品	6.2	2.1	マレーシア	4.0	64.7	シンガポール	1.8	28.8
16	232 合成ゴム	5.3	1.8	タイ	2.1	39.4	ベトナム	2.0	38.0
★ 17	778 その他の電気機器	5.2	1.7	マレーシア	1.5	28.9	フィリピン	1.3	25.5
18	682 銅	4.7	1.6	フィリピン	1.2	25.8	マレーシア	1.1	22.5
19	511 炭化水素・同誘導体	4.6	1.5	ブルネイ	1.7	36.6	シンガポール	1.2	25.2
★ 20	764 通信機器	4.5	1.5	ベトナム	2.9	64.2	タイ	0.8	18.8
	その他	132.6	12.7						
	総額	395.2	100.0	マレーシア	98.2	24.8	ベトナム	92.3	23.4

(資料) UNCTADSTAT から大泉作成。

財が1310億ドルと半分以上を占めることである。これは、中国とASEANとの間で電子・電気製品の分業体制が形成されていることを含意するものである。そして、それはまた、中国ASEAN貿易が電子・電気製品の生産ネットワークの情勢変化の影響を受けやすいということも意味するのである¹³。

2021年の工業製品の輸入においてもベトナムが770億

ドルと最も多く、ついでマレーシア、タイの順になっている。2015年からの変化をみるとベトナムの躍進が著しい¹⁴。

第2表、第3表は、2021年の中国の対ASEAN輸出入

¹³ この点について丸川（2018）が「集積回路モノカルチャー」として、その脆弱性リスクを指摘している。

上位 20 品目と、その主要輸出入国（第 1 位と第 2 位）を整理したものである。輸出において工業製品でのベトナムの躍進が明らかである。

また、図表左端に★を記した品目は 2015 年においても上位 20 品目にランクインした品目である。★のない品目が多く、輸出入ともに主要品目が近年大きく変わっていることが確認できる（輸出で 7 品目、輸入で 9 品目）。これは ASEAN 側の変化と捉えるよりも、中国の産業構造の高度化に影響を受けたものだと考えるべきだろう。たとえば、2021 年に輸出の第 2 位になったのは、「759 事務用機器の部分品」であるが、これは中国の電子・電気製品の中間財の競争力が向上したことを意味している。また、輸入において 5 位に「333 原油」、6 位に「321 石炭」がランクインしており、資源関連の増加、そのなかでもインドネシアからの輸入がその中心となっていることが確認できる。

これらのことから、2015 年以降の特徴の一つとして、中国と ASEAN の貿易が、電子・電機製品の中間財を中心とした「水平分業」と、中国の競争力ある工業製品（例えば鉄鋼など）と ASEAN の競争力のある資源関連製品の取引という「垂直分業」によって支えられていることが推測できる。

では、この二つの分業が、2000 年以降どのように変化してきたのかを、次節で検討することにする。

第 2 節 中国 ASEAN 貿易の構造変化

1. 分析方法

前節では、2000 年以降中国経済が発展するなかで、中国と ASEAN の貿易額が、持続的に拡大してきたことをみた。その収支も比較的安定していた。本節では、これら中国の対 ASEAN 貿易が安定的に推移してきた背景と特徴を分業の観点から明らかにする。

分析の方法は、宮島・大泉 (2008)、宮島・大泉 (2018) で用いた手法を援用する¹⁵。

この分析手法は、品目ごとに計算した貿易特化係数（産業内貿易指数）から貿易構造の変化を観察し、分析を行う点に特徴がある。

具体的には、1 品目ごとに貿易特化係数（産業内貿易指数）を算出し、その値により各品目を 5 つのカテゴリに分類する。そして、カテゴリごとの総貿易に占めるシェアを求め、水平型の貿易と垂直型の貿易の割合を求める、というものである。

データは、UNCTADSTAT の SITC3 桁（259 品目）の品目別データを用いた。そして、2000 年から 2021 年の中国の対 ASEAN 貿易についての貿易特化係数による貿易構造の分析（第 5 図）、貿易特化係数によるカテゴリごとの上位 5 品目の変遷（第 4 表）、「水平型」と「垂直型」それぞれの貿易額の推移（第 6 図）を確認することで、2000 年代以降の中国と ASEAN の貿易の特徴について考察を行った。

本節において分析の中心となる貿易特化係数（産業内貿易指数）については、以下の式により求められる。

（品目ごとの）貿易特化係数＝

$$\frac{\text{中国の対 ASEAN 輸出額} - \text{中国の対 ASEAN 輸入額}}{\text{中国の対 ASEAN 輸出額} + \text{中国の対 ASEAN 輸入額}}$$

貿易特化係数は、その数式の特性から 1 から -1 の値をとる。その値が 1 に近いほど、中国が一方的に ASEAN へ輸出している品目であるということの意味する。換言すると、この品目の中国の ASEAN からの輸入額はほとんどないと考えられるので、中国が ASEAN に対して相当に強い競争力を持つ品目ということになる。逆に、-1 に近い値を取る品目は、ASEAN が中国に競争優位を持つ品目ということになる。

それでは、貿易特化係数の値が、「0」に近くなる場合はどうか。ここが私たちの研究のもっとも重要なポイントとなる。この「0」近辺の値には、2 つの意味合いがあると想定される。

1 つは、中国の輸出額と ASEAN の輸出額（中国の輸入額）が拮抗している場合である。この場合、分子がゼロに近づくので、係数の値もゼロに近づくこととなる。

もう 1 つは、双方の輸出入の貿易額が大きい場合である。この場合は、分母が大きくなるので、係数の値そのものは小さくなる。

これらが含意するところは、いずれの場合も、中国と ASEAN が相互に輸出入している貿易品目ということであり、どちらか一方がとくに強い競争力を持つものではないということである。また、同じ品目番号の製品を相互に貿易するということは、その生産の過程になんらかの関連性、すなわち国境を越えた「分業」が進展していることが強く推測できる。もちろんその産業の性質にもよるが、最終財と中間財の貿易や、また同一企業内の国境を越えた工程間分業、いわゆる企業内貿易などが含まれると考えられる。

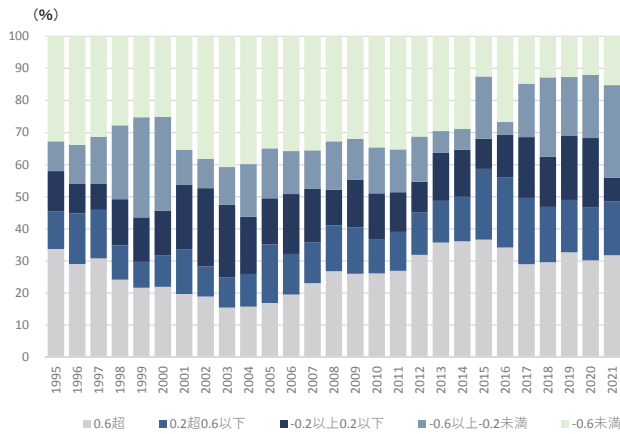
これらのことを念頭に、ここでは中国と ASEAN の全貿易品目を、その貿易特化係数の水準により以下の 5 つのカテゴリに分類した。

①中国が輸出に特化した品目（0.6 超）

②中国がやや輸出に特化した品目（0.2 超 0.6 以下）

¹⁴ 2015 年のベトナムからの工業製品の輸入は 190 億ドルで、マレーシア、タイ、シンガポールに次ぐ第 4 位であった。

¹⁵ この分析手法は、吉富（2003：274～279）からアイデアを得たものである。



第5図 中国とASEANの貿易構造：産業内貿易指数による分類ごとの割合の推移（貿易総額を100とした）
（資料） UNCTADSTAT から宮島作成。

- ③特化してない品目（- 0.2 以上 0.2 以下）
- ④ ASEAN がやや輸出に特化した品目（- 0.6 以上 - 0.2 未満）
- ⑤ ASEAN が輸出に特化した品目（- 0.6 未満）

この分類に基づいて、貿易総額（輸出額+輸入額）に対するシェアをカテゴリごとに合算し、その推移を示したのが、第5図である。

上部と下部の色の薄い部分は、それぞれ「⑤ ASEAN が輸出に特化した品目（- 0.6 未満）」と「①中国が輸出に特化した品目（0.6 超）」を示している。この両者は、前述したとおり、中国と ASEAN のどちらかが一方的に優位（特化している）な貿易品目と考えられるので、「垂直」型の貿易とみなすことができよう。反対に、中央の色の濃い部分は、上からそれぞれ「④ ASEAN がやや輸出に特化した品目（- 0.6 以上 - 0.2 未満）」、「③特化してない品目（- 0.2 以上 0.2 以下）」、「②中国がやや輸出に特化した品目（0.2 超 0.6 以下）」を示しており、相互に同じ分野の品目を輸出入しているということから、「水平」型の貿易としてグループ化できる¹⁶。

2. 2000 年以降の水平型と垂直型の貿易割合の変化

次に、2000 年以降、水平型と垂直型のそれぞれの割合がどのように変化してきたのかについて、前掲第5図より確認する。

2000 年に「①中国が輸出に特化した品目（0.6 超）」の割合は全貿易の 21.9%、「⑤ ASEAN が輸出に特化した品目（- 0.6 未満）」の割合は同 25.1%であった。これらを合算した垂直型に分類されるものが 47.0%であった。他方、水平型とみなせるものは、「②中国がやや輸出に特

化した品目（0.2 超 0.6 以下）」の割合が同 9.7%、「③特化してない品目（- 0.2 以上 0.2 以下）」が同 14.0%、「④ ASEAN がやや輸出に特化した品目（- 0.6 以上 - 0.2 未満）」が同 29.3%となり、これらを合算すると 53.0%となる。

2000 年以後、その割合は若干小さくなったものの、2000 年代の前半は、水平型（色の濃い部分）の貿易が、45%前後と比較的高水準で推移したのが特徴であった。2000 年代後半になると、この水平貿易の割合は低下傾向をたどり、2010 年には 39.2%、2014 年には 35.0%となった。そして、注目すべきは、2015 年以降、再び水平貿易の割合が増加傾向をたどっていることである。2015 年には 50.9%、2020 年には 57.7%、直近の 2021 年には 53.0%となった。

一方、垂直型（色の薄い部分）の割合は、上記の水平型のそれと反対の動きとなるので、2000 年代前半に 55%前後で推移したのち、2000 年代後半に増加傾向を示し、そして、2015 年以降は、縮小傾向に転じた。

ただし、垂直型において、それを構成する「①中国が輸出に特化した品目（0.6 超）」（下の色の薄い部分）の割合と、「⑤ ASEAN が輸出に特化した品目（- 0.6 未満）」（上の色の薄い部分）の割合、それぞれの推移に特徴的な動きがみられる。

具体的に確認すると、2000 年の「①中国が輸出に特化した品目（0.6 超）」の割合は、2000 年が 21.9%、2005 年が 16.9%、2010 年が 26.1%と、2000 年代はそれほど高水準ではなかったが、2010 年代に入ると、2015 年に 36.6%、2020 年に 30.2%、2021 年には 31.7%とその割合は上昇している。

逆に、「⑤ ASEAN が輸出に特化した品目（- 0.6 未満）」の割合は 2000 年に 25.1%であったが、その後、2005 年に 34.9%、2010 年には 34.7%と、2000 年代を通して 35%前後で安定的に推移した。

しかし、2010 年代に入ると徐々にその割合は減少し、2015 年には 12.5%、2020 年には 12.1%、2021 年には 15.2%となった。2015 年以降、とくに ASEAN 優位の割合が小さくなる傾向がみてとれるが、具体的な貿易品目の変遷については、次項で確認を行う。

3. カテゴリ別の貿易額上位 5 品目

本節では、ここまで貿易特化係数から水平型と垂直型に区分して、2000 年以降の中国と ASEAN の貿易構造について分析を試みてきた。さらに、ここでは、具体的な貿易品目の変遷を確認することで、中国 ASEAN 貿易の内容について検討を行う。そのために、第4表には、上述した貿易特化係数による 5 つのカテゴリごとに、貿易（輸出入）額が多い 5 品目をリストアップし、2000 年、2010 年、2015 年、2021 年の変化をみた。

¹⁶ 吉富（2003）は、付加価値ベースでの貿易品目の分析により、アジアの場合、水平分業のなかにも、「垂直的」なものが多いと指摘している。

第4表 カテゴリ別の貿易額上位5品目の変化(単位:100万ドル、%)

0.6超

	2000			2010			2015			2021		
	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア
1	785 二輪自動車・自転車	772	2.0	793 船舶・浮遊構造体	6,325	2.2	793 船舶・浮遊構造体	7,966	1.7	764 通信機器	23,251	2.7
2	653 人造繊維の織物	463	1.2	821 家具	3,749	1.3	676 鉄鋼の棒・形鋼	7,397	1.6	893 プラスチック製品	10,804	1.3
3	044 とうもろこし	370	0.9	871 光学機器	3,255	1.1	653 人造繊維の織物	6,562	1.4	655 メリヤス・クロセ編物	10,249	1.2
4	652 綿織物	311	0.8	652 綿織物	2,614	0.9	821 家具	6,198	1.3	821 家具	9,043	1.0
5	763 録音機器	308	0.8	653 人造繊維の織物	2,223	0.8	655 メリヤス・クロセ編物	4,953	1.1	699 各種の卑金属製品	8,454	1.0

0.2超0.6以下

	2000			2010			2015			2021		
	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア
1	764 通信機器	1,827	4.6	764 通信機器	11,574	4.0	764 通信機器	26,752	5.8	334 石油製品	18,297	2.1
2	771 電力用機器	347	0.9	771 電力用機器	2,591	0.9	778 その他の電気機器	9,797	2.1	778 その他の電気機器	16,750	1.9
3	893 プラスチック製品	192	0.5	716 回転式電気機械	2,295	0.8	334 石油製品	9,533	2.1	772 回路開閉機器印刷回路	14,928	1.7
4	899 その他の種々の製品	181	0.5	741 エアコン	2,050	0.7	772 回路開閉機器印刷回路	7,557	1.6	851 はき物	10,198	1.2
5	054 野菜(生鮮・冷蔵・冷凍)	107	0.3	743 空気ポンプ・圧縮機	1,822	0.6	851 はき物	6,079	1.3	598 その他の化学工業生産品	7,410	0.9

- 0.2以上0.2以下

	2000			2010			2015			2021		
	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア
1	334 石油製品	1,737	4.4	334 石油製品	14,163	4.8	752 自動データ処理機械	16,008	3.4	728 その他の産業用機械	14,910	1.7
2	778 その他の電気機器	672	1.7	778 その他の電気機器	4,591	1.6	057 果実・ナット(生鮮・乾燥)	5,699	1.2	651 紡織用繊維の糸	6,476	0.7
3	716 回転式電気機械	443	1.1	772 回路開閉機器印刷回路	3,961	1.4	054 野菜(生鮮・冷蔵・冷凍)	4,269	0.9	575 その他のプラスチック	6,107	0.7
4	057 果実・ナット(生鮮・乾燥)	300	0.8	054 野菜(生鮮・冷蔵・冷凍)	3,043	1.0	651 紡織用繊維の糸	4,003	0.9	641 紙・板紙	5,799	0.7
5	741 エアコン	252	0.6	728 その他の産業用機械	2,496	0.9	682 銅	2,291	0.5	574 ポリエーテル重合体	4,033	0.5

- 0.6以上 - 0.2未満

	2000			2010			2015			2021		
	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア
1	776 熱電子管・半導体	4,403	11.2	752 自動データ処理機械	22,051	7.5	776 熱電子管・半導体	63,394	13.6	776 熱電子管・半導体	122,750	14.2
2	759 事務用機器の部分品	2,709	6.9	759 事務用機器の部分品	8,361	2.9	759 事務用機器の部分品	8,743	1.9	759 事務用機器の部分品	61,227	7.1
3	752 自動データ処理機械	1,604	4.1	898 楽器・レコード	2,296	0.8	575 その他のプラスチック	3,687	0.8	752 自動データ処理機械	29,643	3.4
4	772 回路開閉機器印刷回路	846	2.1	575 その他のプラスチック	2,220	0.8	763 録音機器	3,673	0.8	057 果実・ナット(生鮮・乾燥)	12,234	1.4
5	651 紡織用繊維の糸	429	1.1	874 測定・分析・制御機器	1,936	0.7	874 測定・分析・制御機器	3,662	0.8	874 測定・分析・制御機器	9,169	1.1

- 0.6未満

	2000			2010			2015			2021		
	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア
1	333 原油	2,419	6.1	776 熱電子管・半導体	51,218	17.5	335 石油残留物・同製品	7,723	1.7	335 石油残留物・同製品	12,295	1.4
2	634 ベニヤ・合板	693	1.8	321 石炭	5,729	2.0	422 植物性油脂(その他)	4,459	1.0	333 原油	10,702	1.2
3	251 パルプ・くず紙	608	1.5	231 天然ゴム	5,622	1.9	343 天然ガス	4,253	0.9	321 石炭	10,023	1.2
4	641 紙・板紙	604	1.5	422 植物性油脂(その他)	5,510	1.9	231 天然ゴム	3,859	0.8	343 天然ガス	8,971	1.0
5	231 天然ゴム	572	1.4	333 原油	3,661	1.3	571 エチレン重合体(一次製品)	3,334	0.7	322 亜炭・泥炭	8,822	1.0

(資料) UNCTADSTAT から宮島作成。

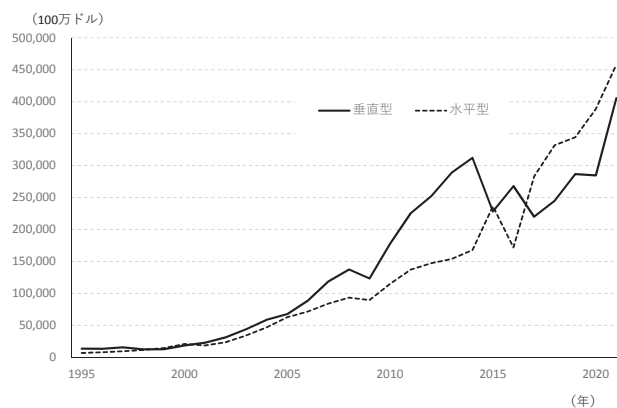
2000年のそれぞれの第1位の品目を見ると、「①中国が輸出に特化した品目（0.6超）」では「785 二輪自動車・自動車」、「②中国がやや輸出に特化した品目（0.2超0.6以下）」では「764 通信機器」、「③特化していない品目（-0.2以上0.2以下）」では「334 石油製品」、「④ASEANがやや輸出に特化した品目（-0.6以上-0.2未満）」では「776 熱電子質・半導体」、「⑤ASEANが輸出に特化した品目（-0.6未満）」では「333 原油」であった。たとえば、これらを前項で論じた内容に沿って具体的に考察を行えば、2000年に中国とASEANは、二輪車・自動車と原油の垂直貿易を行い、また、通信機器や石油製品、半導体の水平貿易を行っていたとみることができる。

実際に、とても興味深いことに「0.6超」と「-0.6未満」の上位5品目を確認すると、2000年以降、ASEANから中国へは一貫して「333 原油」や「335 石油残留物・同製品」、「321 石炭」「343 天然ガス」、「231 天然ゴム」などの原材料や一次製品の輸出が多い。他方、中国からASEANへは「764 通信機器」や「893 プラスチック製品」、「655 メリヤス・クロセ織物」、「793 船舶・浮遊構造体」などの工業製品が輸出される、という典型的な垂直貿易のパターンを維持している。

また、中国とASEANの双方が互いに輸出入する品目を意味する「0.2超0.6以上」（中国がやや特化）を見ると、「764 通信機器」が2000年の時点で全貿易の4.6%、2010年に4.0%、そして、2015年には5.8%と大きな割合を占めた。この「764 通信機器」は、2020年には「0.6超」（中国が特化）のカテゴリに移動したため、これが前項で確認した2015年以降の中国優位の貿易割合の上昇に寄与した。

他方、「-0.6以上-0.2未満」（ASEANがやや特化）では、「776 熱電子管・半導体」が2000年に全貿易のうち11.2%、2015年に13.6%、2021年も14.7%と高い割合となっている。2015年以降の水平型の割合の増加には、この「776 熱電子管・半導体」が、2010年の「-0.6未満」（ASEANが特化）のカテゴリから、その後「-0.6以上-0.2未満」（ASEANがやや特化）のカテゴリへ移行したことが影響している。

「-0.2以上0.2以下（特化していない品目）」を見ると、2000年と2010年には「334 石油製品」がそれぞれ全貿易の4.4%と4.8%ともっとも大きなシェアを占めた。その後、2015年には、「752 自動データ処理機械」が3.4%、2020年には「759 事務用機器の部分品」が7.2%、2021年には「728 その他の産業用機械」が1.7%と、このカテゴリに分類される第1位の品目は変化している。このカテゴリには、機械・輸送機器のほか、上位に「057 果実・ナット（生鮮・乾燥）」や「054 野菜（生鮮・冷蔵・冷凍）」などの農産品や、「651 紡織用織



第6図 「垂直型」と「水平型」の貿易額の推移
(資料) UNCTADSTAT から宮島作成。

維の糸」など繊維産業などもランクされているのが特徴である。

4. 2000年以降の水平貿易と垂直貿易の規模の拡大

水平型と垂直型の貿易割合が変化するとともに、2000年以降、中国とASEANとの貿易は、その規模も大幅に増大してきた。その推移を示したのが、第6図である。2000年に水平型に分類できる貿易額は68億ドル、垂直型は134億ドルであった。その後、2010年に水平貿易は1149億ドル、垂直貿易は1778億ドルに、2015年にはそれぞれ2363億ドル、2282億ドルに増加した。そして2021年には水平貿易が4580億ドル、垂直貿易が4054億ドルとなった。

ここで注目すべきは、2015年以降、中国とASEANの貿易構造に、明らかな変化が生じてきていることである。2000年以降、一貫して垂直貿易の規模のほうが大きく、2014年の段階では1443億ドルもの差があったが、第6図が示すように、2015年以降、2016年を除けば、水平貿易の規模が、垂直貿易の規模を上回るようになったのである。

これまでの筆者らの研究から、中国の台頭が顕著となった2000年代、東アジア地域で域内貿易が急拡大したことが明らかとなっている。なかでもとくに、中国とASEANの貿易が拡大してきたことは、前節までに見てきたとおりであるが、それをけん引したのは電子・電気製品を中心とした水平型の貿易であった。ただし、そのようななかにあっても、中国の工業製品の原材料を、ASEANが供給するという伝統的な垂直型の貿易は、一貫して多くを占め、とくに2010年代前半には水平型の規模を大きく上回った。しかし2015年以降、水平型の貿易が垂直型を超える規模を持つようになった。次節では中国の対ベトナム貿易に注目し、その理由を検討する。

第3節 中国 ASEAN 貿易の新局面

1. 対ベトナム貿易の急拡大

これまでの観察を整理すると、2015年以降の中国の対 ASEAN 貿易の変化として、対ベトナム貿易の拡大が指摘できる。前述したように、ベトナムは対 ASEAN 輸出においては第1位、輸入においても第2位で、その増加分はもっとも多かった。次に、対 ASEAN 貿易における水平貿易が垂直貿易を上回るようになったことも明らかになった。2010年代前半に ASEAN の輸出が伸び悩んだ後の水平貿易の増加には、ベトナムの新しい分業パートナーとしての台頭が影響を与えてきたと考えられる。

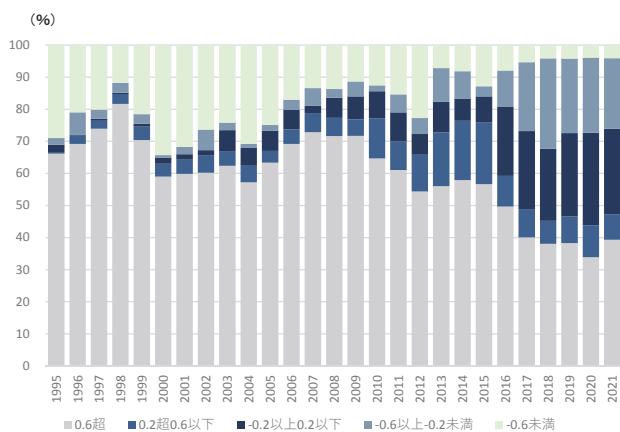
そこで、最後に、このような対ベトナム貿易拡大と水平貿易の関係を考察し、今後の研究課題を提示したい。

中国の対ベトナム貿易は工業製品が多い。UNCTAD-STAT の分類に基づけば、工業製品の輸出シェアは2000年の78.5%から2015年が87.6%、2021年が92.3%に上昇している。同様に、輸入も2000年のわずか7.5%から2015年に62.3%、2021年が83.1%になった。輸入面での工業製品のシェアの上昇は急速である。

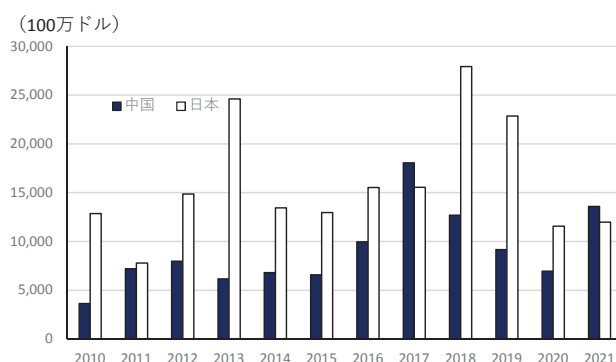
そのなかでも多いのが電子・電気の間接財である。輸出では、2015年の85億ドルから342億ドルに、輸入では、84億ドルから551億ドルに増加した。ASEAN からの輸出入に占めるシェアは、それぞれ21.4%から37.6%に、12.7%から42.1%に急上昇した。

このことを、前節と同様に産業内貿易指数の水準に分けてみると、水平分業の割合が急速に拡大していることが明らかである（第7図）。つまり、2015年以降は、中国の対 ASEAN 貿易の増加の一因が、ベトナムとの新しい分業体制にあることが推察される。

注意を喚起しておきたいことは、これまでの工業製品の水平分業が、東アジア域内で多国籍企業が形成するサプライチェーンに中国が参画したものとして捉えられてきたのに対して、2015年以降は、技術力をつけてきた中



第7図 中国とベトナムの貿易構造：産業内貿易指数による分類ごとの割合の推移（貿易総額を100とした）
（資料） UNCTADSTAT から宮島作成。



第8図 ASEAN の中国からの直接投資受入額
（資料） ASEAN 事務局統計から大泉作成。

国企業が主体となって、同地域に新しいサプライチェーンを形成しつつあると捉えることができる点である。

これを裏付けるものに、中国の海外直接投資の増加がある。UNCTADSTAT による中国の対外直接投資は、2010年の690億ドルから2021年は1450億ドルに増加している。2018年、2020年は、世界第2位の投資大国であった。2021年は第4位である。

ASEAN 事務局によれば、中国からの直接投資受入額は年によって増減があるものの、2010～2015年の総計347億ドルから2016～2020年には568億ドルに増加した。2021年は136億ドルと、日本からの120億ドルを上回っている（第8図）。

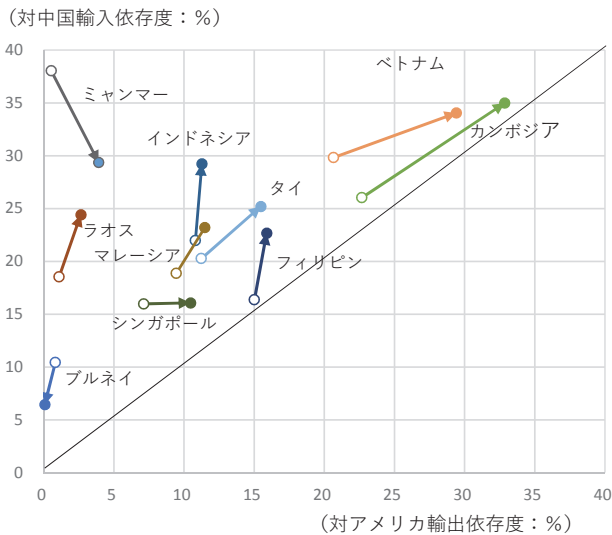
このなかには、中国企業の ASEAN への移転が含まれていることは疑いない。これまで、中国は域内生産ネットワークのなかで最終生産地としての役割を果たしてきたが、中国における賃金上昇や技術レベルの向上、米中対立の回避、安全保障上の事由などから、近年では、中国から ASEAN へと生産ネットワークの最終生産地が移転しつつあるとも指摘できる。このような動きを「チャイナ・プラスワン」と呼ぶ向きもある。

2. 中国→ASEAN→アメリカの迂回貿易

対ベトナム貿易の拡大には、中国発の ASEAN を経由したアメリカへの迂回輸出の進展も影響していると考えられる。

第9図は、2015年と2021年の ASEAN の対中国輸入依存度と対アメリカ輸出依存度を組合わせたものである。いずれの国も対中国輸入依存度が対アメリカ輸出依存度を上回っていることが確認できる（45度線よりも上位に位置）。次いで、矢印の方向に注目すると、ブルネイ、ミャンマーを除いて、中国への輸入依存度を高めるとともに、多くの国がアメリカへの輸出依存度を高めていることがわかる（矢印が右上向き）。とくにベトナム、カンボジア、タイでその傾向が強い。

中国への輸入依存度を高めるなかで、同時にアメリカへの輸出依存度も高める、このことは、ベトナム、カン



第9図 対中国・アメリカ貿易依存度

(資料) UNCTADSTAT から大泉作成。

ボジア、タイで、中国→ASEAN→アメリカという迂回貿易が進展しているということを示唆するものかもしれない。

たとえば、実際にベトナムの対アメリカ繊維関連輸出は2015年の117億ドルから2021年には237億ドルに増加している。そして、ベトナムの対アメリカ輸出を品目別にみると、第4位に「845 その他の衣類」、第5位に「842 女子用織物上衣」、第7位に「844 女子用メリヤス上衣」、第8位に「841 男子用織物上衣」、第10位に「843 男子用メリヤス上衣」と繊維製品が多く、10品目中6品目を占めた。他方、ベトナムの対中国繊維関連輸入は2015年の69億ドルから2021年には148億ドルに増加しているが、輸入別にみると、第4位に「655 メリヤス・クロセ織物」、第6位に「653 人造繊維の織物」などの繊維原材料が多く、中国から原材料を輸入し、アメリカに完成品を輸出するという迂回貿易の存在が見えてくる。

カンボジアの場合も同様である。カンボジアの場合、アメリカの繊維関連製品の輸出が2015年の16億ドルから28億ドルに増加している。2021年のカンボジアの対アメリカ輸出品目の第1位は「845 その他の衣類」の12億ドルで、第3位が「844 女子用メリヤス上衣」、第5位が「843 男子用メリヤス上衣」とやはり完成品が多い。

他方、中国からの繊維関連製品の輸入は、2015年の18億ドルから2021年には39億ドルに倍増している。2021年の中国からの輸入品目の第1位が「655 メリヤス・クロセ編物」で19億ドルと輸入全体の19.0%を占める。第2位が「652 綿織物」、第3位が「653 人造繊維の織物」、第4位が「657 特殊繊維・特殊織物」、第5位が「651 紡績洋繊維の糸」と上位5品目が繊維製品の原材料である。

3. 今後の課題

本稿では、中国の対ASEAN貿易の特徴と変化を貿易データから整理してきた。そこでは、中国側の黒字が続くものの、対ASEAN輸入もベトナムからの電子製品、インドネシアなどからの原材料などが増加しており、比較的安定的に拡大してきたことが明らかになった。とくに前者は、水平貿易に相当するものであり、この水平関係が優位になっていることも明らかになった。

さらにベトナムやカンボジアでは中国から工業製品の原材料を輸入し、最終製品をアメリカへ輸出するという迂回貿易の構造も確認できた。この動きは、米中貿易摩擦や中国の賃金上昇、技術水準の向上などを受けて、これからも加速するものと考えられる。さらに、経済安全保障にかかわるサプライチェーンの見直しなども今後の動きとしては重要となろう。これらの観察には、企業の動向とともに、品目の動きを詳細に追いかけていくことが重要と考える。今後の課題としたい。

参考文献

- ・伊藤亜聖 (2018)「中国が変えるアジア 改革開放と経済大国・中国の登場」遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太『現代アジア経済論』有斐閣
- ・後藤健太 (2019)『アジア経済とは何か 躍進のダイナミズムと日本の活路』中公新書
- ・日本経済研究センター (2021)「2033年、中国が世界最大の経済大国に」https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwb3N0X2lkIjo4NjI0NSwiZmlsZV9wb3N0X2lkIjoiODYyNjIifQ==&post_id=86245&file_post_id=86262 (2022年5月30日アクセス)
- ・末廣昭 (2014)『新興アジア経済論 キッチアップを超えて』岩波書店
- ・宮島良明・大泉啓一郎 (2008)『中国の台頭と東アジア域内貿易 - World Trade Atlas (1996-2006) の分析から』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ、No. 1
- ・宮島良明・大泉啓一郎 (2018)「深化・分化する中国・ASEAN貿易」末廣昭・田島俊雄・丸川知雄編『中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環』東京大学出版会
- ・吉富勝 (2003)『アジア経済の真実 奇蹟、危機、制度の進化』東洋経済新報社

日本企業のベトナムでの事業展開への期待と現実

北嶋 誠士

Expectations and Realities of Japanese companies' Business Development in Vietnam

Satoshi KITASHIMA

はしがき

近年、日本企業の事業展開先としてベトナムに注目が集まっている。日本からベトナムへの直接投資は、2019年に投資認可件数で過去最高の680件を記録した¹。その後の日本企業の進出は、コロナ禍で失速しているものの、日本のビジネス支援機関が実施した調査において、ベトナムは有望な事業展開先として上位に位置している

(第1表)。ベトナムが有望な理由としては、「安価で豊富な労働力」と「マーケットとしての成長性」が挙げられている。しかし、ベトナムはこうした日本企業の期待に応えられるのであろうか。これが本稿の問題意識である。

日本企業のベトナムでの事業展開とビジネス環境との関連について論じた先行研究では、ベトナムの魅力としての「安価で豊富な労働力」や「マーケットとしての将

第1表 ビジネス支援機関による日本企業の海外事業展開に関する調査の概要

国際協力銀行	中期的な有望事業展開先国・地域（今後3年程度）： 1位 中国（47.0%） 2位 インド（38.0%） 3位 米国（32.8%） 4位 ベトナム（30.4%）	ベトナムが有望な理由： 1位 現地マーケットの今後の成長性（74.0%） 2位 安価な労働力（46.2%） 3位 他国のリスク分散の受け皿として（25.0%）
日本政策金融公庫	今後3年程度の事業展開における有望国・地域： 1位 ベトナム（33.5%） 2位 中国（14.0%） 3位 タイ（8.9%）	ベトナムが有望な理由： 1位 現地市場の将来性が高い（45.0%） 2位 労働力が豊富（39.4%） 3位 既存取引先が既に進出（36.1%）
日本貿易振興機構	海外で事業拡大を図る国・地域： 1位 中国（48.1%） 2位 ベトナム（41.0%） 3位 タイ（36.3%）	ベトナムでのビジネス環境の魅力・長所： 1位 市場規模・成長性（86.1%） 2位 親日的な国民感情（41.5%） 3位 人件費の安さ、豊富な労働力（40.9%）

（注）国際協力銀行、日本政策金融公庫とも2021年に実施。日本貿易振興機構については2020年調査、2021年調査が発表されているが、国・地域ごとのビジネス環境の魅力・長所の記載がないため、2019年の調査を採用した。なお、2019年の調査と2020年・2021年の調査では「海外で事業拡大を図る国・地域」の質問の対象企業が変更になっているが、ベトナムは2020年調査で3位（40.9%）、2021年調査で2位（46%）となっている。それぞれの調査の対象、属性、回答企業数等はそれぞれの調査報告書を確認されたい。

（資料）国際協力銀行（2021）、日本政策金融公庫（2021）、日本貿易振興機構（2020b）から作成。

¹ 日本貿易振興機構（2020a）6 ページ。ベトナムで会社や工場の新設、拡張などを行うには、投資プロジェクトごとに、所管当局から投資登録証明書（IRC）の発給を受けることが必要である。ここでの件数はこのIRCの発給件数であり、実際に進出した企業の数ではない。

来性」は、所与のものとして扱われ、詳細な分析を行ったものは少ない。例えば、星野（2019）は、投資先のベトナムの優位性を的確に整理して、「成長する国内市場」、「若くて優秀な人材」、「政治・社会の安定性」、「自由貿易の拡大」、「投資先としての絶好の位置」の5点を挙げている。この中で、「若くて優秀な人材」の分析とし

ては、①平均年齢が31歳と若いこと、②識字率が93.5%と高いこと、③年間の労働日数が300日以上と多いが、遅刻や無断欠勤はほとんどないことを挙げている。また、「成長する国内市場」の分析としては、①ASEANの中で3番目に人口が多いこと、②1人当たり所得・支出が年々増加していること、③平均年齢が非常に若く伸び盛りの国であること、④外資企業の地方への進出に伴い地方部による消費の底上げが期待されること、⑤2009年より小売・卸売業の100%外資での進出が可能となったことを挙げている。何れの指摘もデータや現状の列挙にとどまる。

本稿では、ベトナムの事業展開先としての魅力である「安価で豊富な労働力」と「マーケットとしての将来性」について、詳細な分析、検討を加え、その実態を明らかにする。

第1節 ベトナムの「安価で豊富な労働力」の実態

第1節では、「安価で豊富な労働力」の実態について分析する。この際、論点を賃金水準面と労働供給面の2つの点に分けて検討を行う。なお、ここでは、輸出志向型の製造業の視点から議論を進める。

1. 賃金水準面での魅力の検討

1) 賃金水準の他国比較と賃金上昇問題

ベトナムの賃金水準が魅力的かを評価するとき、一般にまず検討されるのはライバルとなる近隣諸国との比較であろう。2021年において、在ベトナムの日系企業の作業員の月額基本給は中国の41%、マレーシアの54%、タイの61%、インドネシアの69%の水準にある(第2表)。フィリピンとは同水準で競合関係にあるといえよう。カンボジア、ラオス、ミャンマーは、賃金水準は低いものの、人口規模の小ささ(カンボジア、ラオス)、教育水準の低さ、インフラの未整備、政情不安(ミャンマー)などから、ベトナムとは比較の対象とならないことも多い。ベトナムは近隣諸国との比較では、賃金面で競争力

第2表 中国・ASEAN主要国の進出日系製造業の月額基本給

	(単位:ドル)					
	作業員			エンジニア		
	11年	21年	倍率	11年	21年	倍率
中国	306	651	2.1	550	1,000	1.8
マレーシア	344	492	1.4	973	939	1.0
タイ	286	433	1.5	641	772	1.2
インドネシア	205	384	1.9	408	556	1.4
フィリピン	248	269	1.1	390	428	1.1
ベトナム	123	265	2.2	290	531	1.8
カンボジア	82	215	2.6	204	600	2.9
ミャンマー	68	164	2.4	176	351	2.0
ラオス	-	145	na	-	442	na

(資料) 日本貿易振興機構(2011)、同(2021)から作成。

を有している。

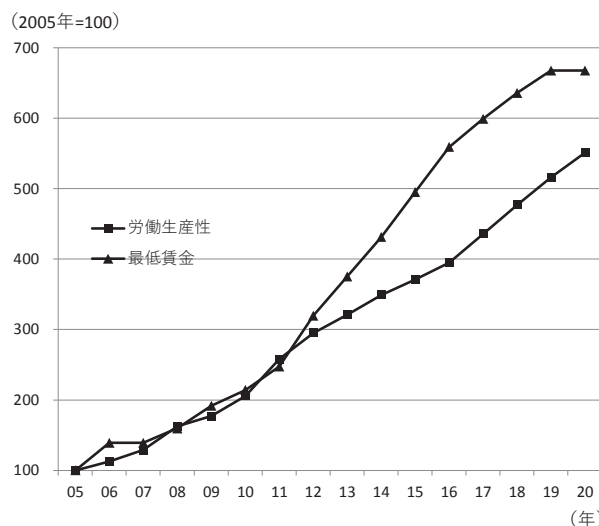
次に検討されるのは、自社製品を投資対象国のビジネス環境の中で生産した場合に、当該国の賃金水準で利益を出せるかである。この場合、賃金の上昇が懸念事項に挙がることが多い。実際、ベトナムの賃金上昇率は高い。日系製造業の作業員の月額基本給は2011年の123ドルから2021年は265ドルと2.2倍に上昇し、エンジニアの月額基本給は同じく290ドルから531ドルと1.8倍に上昇している。

なお、2011年の日系製造業の賃金上昇率は18.4%で、筆者は当時の論考で、「進出日系企業からは『ベトナムの賃金の上昇は急激すぎる。人件費のメリットは薄れて来ている』といった悲鳴が聞こえてくる」という記述を残している²。それから10年が経ち、賃金は2倍以上に上昇した。しかし、日系製造業は依然として活動を続けている。撤退の動きは殆どみられないどころか、拡張投資を行う日系企業もある。

2) 賃金の上昇に対する企業の対応

賃金が上昇しても、それに応じて労働生産性が伸びれば賃金水準が問題になることはないはずである。しかし、ベトナムの最低賃金の伸びと労働生産性の伸びを比較すると、2011年までは両者の伸びはほぼ一致していたが、2012年以降は最低賃金の伸びが労働生産性の伸びを上回って推移している(第1図)。賃金の上昇に労働生産性の伸びが追いついていないにもかかわらず、なぜ日系製造業はベトナムで生産を維持、拡大できているのだろうか。

まず、企業自身による対応として2点を指摘したい。第一は、生産コスト削減に向けた努力である。製造原価



第1図 ベトナムの労働生産性と最低賃金の増加率
(資料) ベトナム統計総局ホームページ、最低賃金に関する政府政令から作成。

² 北嶋(2012)360ページ

に占める人件費と原材料・部品などの材料費の比率は、2012年の時点で人件費が18.3%、材料費が62.4%であった³。すなわち、原材料・部品のコストを抑えることで、人件費の上昇を吸収できると考えられる。原材料・部品のコストを下げる効果的な方法は、輸送費や関税がかからない現地での調達を推進することである。ベトナムの日系企業の現地調達率は年々上昇し、2011年の28.7%から2021年には37.4%に上昇している。この背景には、日系サプライヤーの進出が進んだことが寄与している。くわえて、徐々にではあるが、地場系サプライヤーからの調達も進んできている。しかし、その調達率はタイやインドネシアと比べれば低く、今後重要となるのは現地系サプライヤーの育成である（第3表）。

第3表 中国・ASEAN主要国の進出日系製造業の現地調達率

(単位：%)

	全体		調達先の内訳					
			地場		日系		その他外資	
	11年	21年	11年	21年	11年	21年	11年	21年
中国	59.7	69.5	32.5	45.5	22.7	19.9	4.5	4.1
タイ	53.0	56.4	22.2	23.3	28.8	29.9	2.0	3.2
インドネシア	41.0	45.5	20.6	23.0	18.2	20.3	2.3	2.2
フィリピン	26.3	30.7	11.2	15.4	12.2	13.6	3.0	1.7
ベトナム	28.7	37.4	13.1	16.2	9.8	16.9	5.8	4.3

(資料) 日本貿易振興機構 (2011)、同 (2021) から作成。

第二は、ベトナムの労働生産性の伸びが低いことと逆説的となるが、企業が生産性の向上に取り組んだことである。労働使用効率（労働者1人当たり平均売上額を労働者1人当たり平均収入で除した比率）をみると、外資系企業全体では低下傾向にあるものの、100%外資企業に限れば、ほぼ横ばいで推移している（第4表）。外国企業が経営権を完全に掌握することができる100%外資企業では、生産性向上に向けた取り組みが行われていることが伺える。

第4表 ベトナムの外資系企業の労働使用効率

(単位：倍)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
外資系企業全体	14.1	12.7	12.9	12.9	12.7	11.8	12.3	12.6
100%外資企業	12.0	11.5	12.0	12.0	12.0	11.2	na	na

(注) 労働者1人当たり平均売上額を労働者1人当たり平均収入で除した比率。

(資料) Bộ Kế hoạch và Đầu tư (2020)、Tổng cục Thống kê (2018a) から作成。

労働使用効率を高めるには、分子の1人当たり売上高を高めるか、分母の1人当たり収入を抑えるかの方法しかない。1人当たり売上高を高める方法として、近年、省力化や自動化の取り組みが進んでいる⁴。また、他国の人件費で合わなくなった製品（ベトナムからみればまだ付加価値の高い製品）の生産をベトナムに移管・集約すること

や、既存の品目の増産や新たな品目の生産をベトナムで行うことで、労働密度を高めることも考えられる。これらの最近の例として、プラスチック部品成型のユウワは、ベトナム工場に新棟を建設し、金型製造や成型、組み立てなどに使うスペースを拡張するにあたり、検査などの工程で省力化を図り、現地従業員の数は増やさないとしている⁵。

分母の1人当たり収入を抑える代表的な方法としては、地方・農村部への進出がある。縫製業やワイヤハーネス製造など生産工程の省力化や自動化が難しい労働集約型の業種は、近年、より人件費が安い地方・農村部へ進出している。

3) ビジネス環境の改善

企業努力以外にも、各種インフラの整備や、ビジネスサポート関連企業の集積によって、ビジネスがやり易くなったことも、ベトナムでの生産維持、拡大に寄与したと考えられる⁶。

インフラについては、この10年間で交通インフラの整備が格段に進んだ。2010年には、ベトナム初となる高速道路がホーチミン市とメコン河沿いのティエンザン省の間で開通した。以降、ハノイ市、ホーチミン市、ダナン市を起点に次々と高速道路が開通した。これにより物流や人の移動が格段に便利になり、高速道路沿いに外資系企業が進出する動きがみられた。例えば、北部では、2012年にハノイ市とニンビン省の間で高速道路が完成し、その中間にあるハナム省（ハノイ市の南に隣接）への日本企業の進出が進んだ。

港湾も昔は河川港がメインであったが、現在は深水港が整備されている。南部では2009年頃からカイメップ・チーバイ港群（バリア・ブンタウ省）の建設が進みはじめ、北部では2018年にラック・フエン港（ハイフォン市）が開港した。深水港の整備によって、大型船の寄港が可能となり、欧米への直行路線が就航して、主要海外市場への輸送日数が短縮された。

このほか、電力についても、2010年ごろは電力不足が発生し停電が頻発し、企業は計画停電による操業休止や、自家発電設備の導入など余計なコスト負担を迫られ

⁵ 『日本経済新聞電子版』2022年8月29日「ユウワ、ベトナム工場に新棟 中国からの切り替え需要増」に基づく。

⁶ ベトナム日本商工会議所 (JCCI) のホームページによると、2022年8月1日時点で798社が会員となっている。このうち、工業部会の所属が367社であるのに対し、貿易部会59社、建設部会126社、金融保険部会40社、サービス等部会142社、運輸部会39社と、数多くの日系ビジネスサポート関連企業が集まっている。(2022年9月20日閲覧)

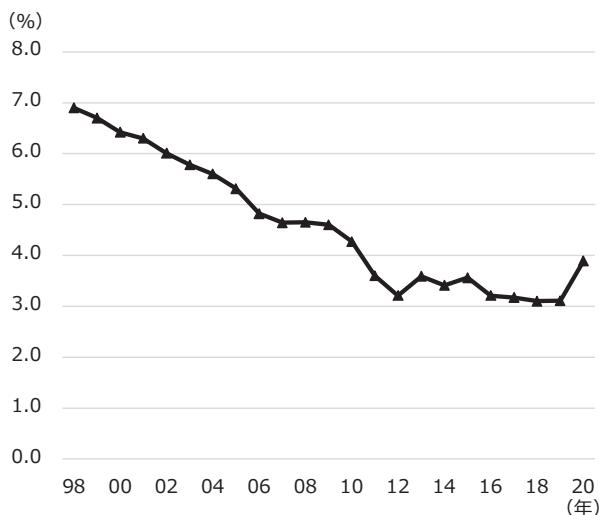
³ 日本貿易振興機構 (2012) 46 ページ

⁴ 北嶋 (2021) 参照。

たが、2012年に北部で東南アジア最大の水力発電所が完成してからは停電は殆どみられなくなった。

2. 労働供給面での魅力の検討

コロナ禍の前、ベトナムの日系製造業からは労働力の不足の声が聞かれた。当時、多くの人員を要する大規模工場では、バスを仕立てて近隣地域からワーカーを集めたり、工業専門学校から学生にアルバイトで来てもらったりと、各社とも労働力の確保に苦勞していた。労働需給の状況を計るため失業率（都市部）の推移をみると、2020年はコロナ禍で上昇したものの、それ以前は失業率は低下傾向が続き、労働需給のひっ迫が示されている（第2図）。こうした中、北嶋（2020）では、今後の労働供給源の可能性として、①「第2次ベビーブーム世代」の労働市場への参入と②地方・農村部の活用を挙げた。以下ではこの2点について改めて考察する。



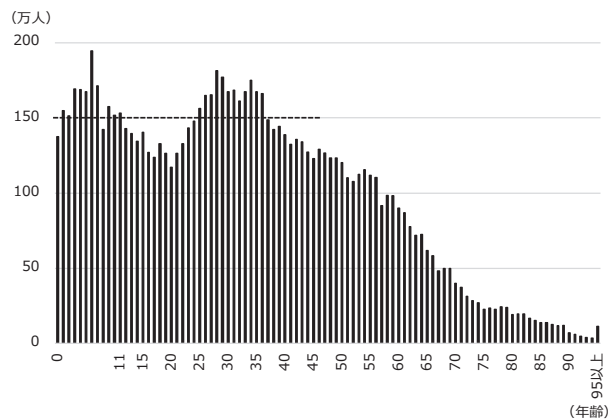
第2図 ベトナムの失業率（都市部）
（資料）ベトナム統計総局ホームページから作成。

1) 人口動態面からの予測

人口動態面に関しては、2019年4月1日時点で1歳から11歳の世代は、150万人以上の人口があり（ただし、8歳世代の142万人を除く）、1世代平均では162万人である（第3図）。これは、12歳から24歳の世代がいずれも150万人を下まわり、1世代平均134万人であるのと対照的である。1歳から11歳の世代は、長年の戦争と計画経済の失敗による困窮から立ち直って来た時代に生まれた「第1次ベビーブーム世代（1982年から1994年生れ）」の子供たちで、「第2次ベビーブーム世代」といえる。この豊富な人口を有する「第2次ベビーブーム世代」が、2023年になると生産年齢に達し、労働市場に参入してくる。これは労働需給のひっ迫や賃金上昇圧力を一定程度緩和する効果があるであろう。

2) 地方・農村部の労働供給力の実態

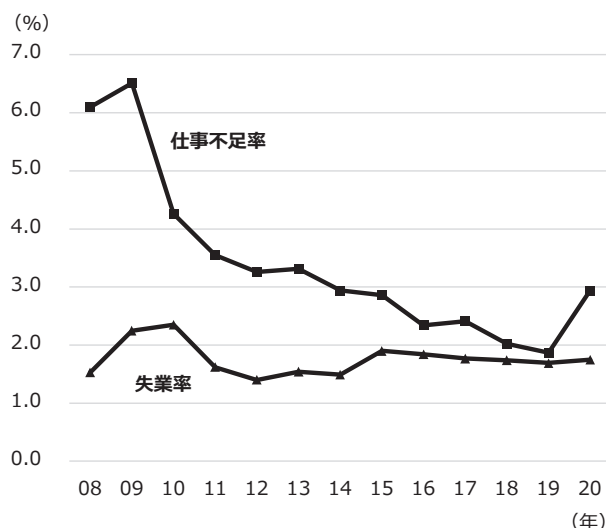
地方・農村部の労働力の活用については、確かに労働



第3図 ベトナムの人口分布（2019年4月1日時点）
（資料）Tông cục Thống kê (2020) から作成。

集約型の企業は地方・農村部に進出している。しかし、本当に地方・農村部に余剰労働力は残っているのか、とくに外資系製造業が好む若い労働力はどれほどいるのかを改めて検討してみたい。

まず注目するのは「仕事不足率」と呼ばれる指標である。これは「失業はしていないが、まだ仕事量が足りない」と考えている労働者の割合である。農村部の仕事不足率は2010年頃から急速に低下を始め、2009年の6.5%から2019年には1.87%にまで低下している（第4図）。これは時間を持って余している労働者が農村部に殆どいなくなったことを意味する。



第4図 ベトナムの農村部の失業率と仕事不足率
（資料）ベトナム統計総局ホームページから作成。

この背景には、元々農業に従事していた人々が、農村部に進出してきた製造業やそれに付随するサービス産業で職を得たためと推察される。実際、地方・農村部における外資系企業の数、2011年から2016年の5年間で、北部山岳・中流地域⁷では2.21倍、北中部・中部沿岸地域⁸では1.86倍、メコンデルタ地域⁹では1.93倍に増加

した¹⁰。この結果、農業を主な収入源とする世帯の割合は2011年の57.1%から2020年には40.7%に低下した。即ち、兼業農家の数が増加しているのである。とくに、北中部・中部沿岸地域では2011年の59.9%から2020年には40.1%へと低下が目立つ¹¹。なお、同地域では工業団地が2013年の34カ所から2020年には68カ所にまで倍増し、これは全国の地域で最も多い増加率である¹²。

また、若い労働力の農村部から都市部への移住の動きにも注目を要する。2019年4月1日から2020年4月1日の間に国内で移住した人口は53万3,798人である。このうち69.1%に相当する36万8,898人がホーチミン市を擁する南東部地域¹³に移住している。南東部地域に移住した人の元の居住地は、メコンデルタ地域が19万7,422人、北中部・中部沿岸地域が9万5,754人でこの2地域で約8割を占めている。移住した年代層は20歳から24歳が最も多く、25歳から29歳、15歳から19歳が続く¹⁴。若い世代が農村部から地方部へ移住して行く結果、農村部では高齢化が進んでいる。2019年の60歳以上の高齢者の割合は都市部が11.3%、農側部が12.1%である。その中でも、南東部への移住者が多いメコンデルタ地域は12.9%、北中部・中部沿岸地域は13.0%と高齢者の割合が全国平均（11.9%）よりも高くなっている¹⁵。

以上の考察からは、地方・農村部では、多くの人々が十分な職を得ていて、若い労働者は都市に移住し、高齢者が多いという姿が浮かび上がる。近年は、技能実習や留学の名目で日本など海外に「出稼ぎ」に行く若手人材も多いだろう。一般論として「地方・農村部には若くて豊富な労働力が存在する」とするのは言い過ぎであろう。

3. 岐路を迎える「安価で豊富な労働力」

外資系企業の売上高利益率をみると、企業全体の数値を上回って推移している（第5表）。外資系企業は、企業

努力、ビジネス環境の改善、地方への進出によって、賃金上昇の吸収と労働力の確保を実現しながら、ベトナムでの事業活動を維持、拡大させてきたといえよう。

第5表 企業の所有形態別売上高利益率

	(単位：%)						
	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
企業全体	4.5	3.6	4.0	4.3	3.8	3.4	3.5
100%国有企業	5.3	3.5	6.0	6.1	5.0	5.3	5.1
民間株式会社	3.3	2.8	2.1	3.7	4.3	2.8	3.0
外資系企業全体	8.8	5.8	6.7	6.6	5.6	5.3	5.7
100%外資企業	4.2	4.8	5.5	6.1	5.1	5.1	5.6

(注) 売上高利益率は純売上額を税引き前利益で除したものの。

(資料) ベトナム統計総局ホームページから作成。

このように「安価で豊富な労働力」という魅力は現時点では維持できている。しかし、「第2次ベビーブーム世代」の労働市場への参入が終わると労働需給が引き締まり、賃金上昇圧力が高まる可能性がある。今後は、賃金上昇に見合った労働生産性の上昇に向けた取り組みがより一層、重要になってこよう。

しかし、外資系企業の努力に頼り切ることはいできない。ベトナム統計総局が行った調査によると、「生産プロセスの更新を計画している企業」の割合は、地場民間企業が66.7%であるのに対して、外資系企業は32.6%に過ぎなかった¹⁶。上述のように、省力化や自動化により、生産性の向上を図る企業も確かに存在するが、単に安い労働力が目的の企業も多いと推察される。この点について、ベトナム政府は「外資系企業が多いハイテク部門（電子産業）といえども、部品を輸入して組み立てるだけの工程であり、国内で生み出される付加価値は相対的に低い。ハイテク部門は、安い労働力の使役と優遇措置の享受に注力しており、国内部門への波及効果が未だ多くはなく、労働生産性の上昇の突破口とはなっていない」と手厳しい¹⁷。

ベトナム共産党は2019年8月20日、政治局議決（50-NQ/TW号）を発出し、今後は外国投資を選別し、先端技術など付加価値の高いプロジェクトを優先する方針を示した。労働生産性を上げるため、高付加価値のプロジェクトを誘致したいのは理解できる。しかし、投資先を選別するのは外国企業であり、ベトナムは選んで貰う努力をしなければならない立場である。

もとより、外資系企業の立場からすると、ベトナムの経済発展に貢献する義理はない。その理由の一つとして、外資系企業はベトナムでの活動に期限がある。製造業の場合、多くは工業団地開発会社からサブリースを受ける形で工業用地の土地使用权を取得する。土地使用权

⁷ 北部からハノイ市を中心とする紅河デルタ地域を除いたエリア。北部の紅河中流域や山岳地帯にある全14省が含まれる。

⁸ ダナン市を中心に北はタイオンホア省、南はビントゥアン省までの長い海岸線に沿った14省・市が含まれる。

⁹ メコンデルタ地域はホーチミン市の南に広がるメコン河流域の全13省・市が含まれる。

¹⁰ Tổng cục Thống kê (2018a) p.20

¹¹ Tổng cục Thống kê (2018b) pp.135-136、Tổng cục Thống kê (2021d) pp.91-92

¹² 計画投資省ホームページ。

¹³ 南東部地域は最大都市ホーチミン市から北東方向に位置する全6省・市が含まれる。

¹⁴ Tổng cục Thống kê (2021c) pp.74-76

¹⁵ Tổng cục Thống kê (2021b) p.9

¹⁶ Tổng cục Thống kê (2021a) p.25（調査対象企業数、回答数などの詳細は不明）

¹⁷ Tổng cục Thống kê (2021a) p.20

は通常50年だが、工業団地開発会社が国から土地所有権を得た時点から起算されるので、後から工業団地に入居すると、その分だけ企業が活動できる期間は短くなる。活動期限ある中で、外資系企業には、時間とコストをかけて、生産プロセスを更新したり、人材を育成したり、地場サプライヤーを育成したりするインセンティブは働きにくい¹⁸。

ベトナム政府が、本腰を入れて、人材や裾野産業の育成、さらなるビジネス環境の整備などに取り組まないことには、早晚、企業の努力では賃金の上昇を吸収しきれなくなり、ベトナムの「安価で豊富な労働力」の魅力は失われてしまうであろう。

第2節 ベトナムの「マーケットとしての将来性」の実態

第2節では「マーケットとしての将来性」の実態について分析する。将来を予測するのは困難であるため、マーケットの現状分析を中心に行う。そこから将来においても大きくは変わらないであろう、ベトナムでの内需ビジネスの課題を抽出する。

1. 市場規模、購買力の現実と地域、所得階層からの視点

ベトナムの国内市場は拡大が続いている。2021年の小売り売上額は約3,831兆ドン（約18兆8,456億円、1円=203.26ドン¹⁹）で、2011年からの過去10年間で約2.5倍に拡大した²⁰。経済成長が続き、人口構成が若く消費意欲が旺盛で、右肩上がりの市場の拡大が続いていることが、日本企業がベトナム市場に期待する理由であろう。しかし、現実を直視すれば、ベトナムの小売り売上額は、日本の2021年の小売り売上額150兆4,620億円と比べると約8分の1の大きさである²¹。1人当たりの売上額に換算しても約19万円に過ぎない。

こうした見方に対して、①ハノイ市、ホーチミン市の上位所得層は十分な購買力を持っている、②さらに近年は一部の地方の上位所得層はハノイ市、ホーチミン市と

変わらないかそれ以上の購買力を持っている、③中間所得層以下のいわゆるボリュームゾーンの所得も着実に底上げされており購買力を付けてきている、として地域や所得階層を絞り込んだ販売戦略の構築が提唱されることがある。

①に関しては、上位所得層（上位20%の所得階層）の2020年の1人当たり月額所得は、ホーチミン市では1,187万ドン（5万2,136円、1円=227.64ドン²²）、ハノイ市は1,285万ドン（5万6,458円）と、全国平均の425万ドン（1万8,669円）の3倍前後に達する（第6表）。それでも日本と比べれば所得が決して高いとはいえない。これに対して、ベトナムは家族の繋がりが強いため、世帯での所得で購買力を測るべきだともいわれる²³。上位所得層の世帯所得を概算すると、ハノイ市では約20万円、ホーチミン市では約14万円という計算になる²⁴。この程度の所得があれば、ベトナムの物価水準を考慮すると、日本からの輸入品などある程度の価格のものも売れる可能性はでてこよう。

②の一部の地方の購買力が高まっているは事実である。1人当たり平均所得を省・市別にみると、2018年以降で最も高いのはホーチミン市の北側に隣接するビンズオン省である²⁵。同省は、日本で定期的に投資誘致セミナー

第6表 ベトナムの1人当たり平均所得及び世帯所得（2020年）

		1人当たり平均所得 （千ドン）	平均世帯人員数	世帯所得 （円換算）
全国	平均	4,250	3.6	67,208
	上位所得層	9,192	3.1	125,174
ホーチミン市	平均	6,537	3.3	94,760
	上位所得層	11,868	2.7	140,768
ハノイ市	平均	6,203	3.8	103,552
	上位所得層	12,852	3.6	203,247

（注1）上位所得層は世帯人員の1人当たり所得を順番に並べて上位20%の層。

（注2）世帯所得に関する公式統計がないため、世帯人員数にバラツキがないとの仮定をおいて、1人当たり平均所得に平均世帯人員数を単純に掛けて概算した。円換算には2020年12月末のVietcombank（ベトコンバンク）のTTSレートである1円=227.64ドンを使用。

（資料）Tổng cục Thống kê（2021e）から作成。

¹⁸ 2022年10月27日付『グオイ・ラオ・ドン紙オンライン版』によると、ホーチミン市輸出加工区・工業団地管理委員会のフア・クオック・フン委員長は、2022年10月27日に開催されたホーチミン市の輸出加工区・工業団地の建設30年を総括する会議において、「市内の輸出加工区・工業団地の多くは活動期限の過半が経過し、少なくとも外資系企業が機械・設備の更新や拡張投資を躊躇している」と述べている。

¹⁹ 2021年12月末のVietcombank（ベトコンバンク）のTTSレート。

²⁰ ベトナム統計総局ホームページ。

²¹ 経済産業省「商業動態統計」。

²² 2020年12月末のVietcombank（ベトコンバンク）のTTSレート。

²³ 筆者のベトナム人の観察でも、高額な買い物をするときなど、家族・親族間で資金を融通し合うケースは多い。

²⁴ ホーチミン市は、ハノイ市と比べ平均世帯人員数が少ないため世帯所得は小さく出る。ホーチミン市は、ライフスタイルの現代化（核家族化や少子化）が進み、地方からの単身の移住者も多いと思われ、平均世帯人員数が少ないと推察される。

²⁵ Tổng cục Thống kê（2021e）pp.389-401

を開催するなど、外国企業の誘致を積極的に行ってきた。2010年からは省都トゥ・ザウ・モット市の郊外に新都市の建設を開始し、省都の機能を移転するとともに、日本の東京急行電鉄と組んで近代的な街づくりを行って、省の魅力を高める努力を続けてきた。その結果、経済も大きく発展したのである。ただ、ビンズオン省を、マーケットとしてみたときに物足りないのは人口規模である。省別の世帯数の統計はないが、単純に省の人口を平均世帯人員数で割ると、世帯数は87万世帯であり、ホーチミン市の278万世帯とは大きな差がある²⁶。

③のボリュームゾーンは確かに近年、所得が向上し購買力を付け始めている。例えば、耐久消費財の100世帯当たりの保有台数をみると、中間所得層以下での普及が進んできている(表7表)。2018年から2020年にかけて、エアコンの保有台数は中間所得層が22.2台増と最も増えている。このほか、洗濯機は中間所得層から下位中間層、冷蔵庫は下位中間層から下位所得層での増加が目立っている。

2. 日系内需型企業の動向

このような市場規模、購買力の状況において、日系内需型企業はベトナムの消費市場をどどのように攻略しようとしているのか。具体的な事例を考察する²⁷。

第7表 ベトナムの耐久消費財保有状況(100世帯当りの台数)

(単位:台)					
所得階層	年	自動車	冷蔵庫	洗濯機	エアコン
下位所得層 (下位20%)	2010	0.1	6.7	0.8	0.2
	2018	0.2	42.9	9.9	3.3
	2020	0.5	59.4	18.1	8.0
下位中間層	2010	0.1	20.1	3.2	0.4
	2018	0.7	73.2	28.6	12.6
	2020	1.2	85.3	44.0	28.5
中間所得層	2010	0.2	36.2	9.0	1.7
	2018	1.6	86.4	43.2	23.5
	2020	2.4	91.7	59.0	45.7
上位中間層	2010	1.0	56.5	23.6	7.7
	2018	3.2	92.6	64.4	52.3
	2020	5.1	94.9	70.4	67.3
上位所得層 (上位20%)	2010	4.5	71.6	45.9	33.1
	2018	10.3	96.1	75.3	86.6
	2020	12.7	93.4	74.4	94.4

(注1) 網掛け部分は18年比で最も保有台数が伸びた所得階層。

(注2) 所得階層は世帯人員の1人当たり所得を順番に並べ20%ごとに区切ったもの。

(資料) Tổng cục Thống kê (2021e) から作成。

²⁶ 省の人口はベトナム統計総局ホームページ。平均世帯人員数は Tổng cục Thống kê (2021e) p50

²⁷ 以下の企業の事例は特に断りのない限り、各社のホームページから得られる情報(有価証券報告書、決算説明資料、プレスリリース等)に基づく。

1) イオンモールの事例

イオンモールはベトナムを最重要エリアと位置付けて2025年度時点で16モール体制を目指すとしている。理由として、ベトナムは、人口が世界15位の約9,700万人おり、平均年齢が30歳と若いことから、消費意欲が高く、今後の経済成長が期待できるとしている。

当社は2014年1月にベトナム1号店をホーチミン市内にオープンし、2022年9月時点でホーチミン市2店舗、ハノイ市2店舗、ビンズオン省1店舗、ハイフォン市1店舗の計6店舗を展開している。収益状況をみると、2021年度はコロナの影響で営業利益は8,000万円の赤字に沈んだが、2022年度第1四半期は7億6,500万円の黒字に回復している。

筆者はハノイに駐在した経験²⁸があるが、週末にイオンモールを訪れると、多くの消費者で賑わっていた。スーパーのレジには商品を山積みにしたカートの列が並び、フードコートは食事時となると黒山の人だかりであった。イオンモールは現地で圧倒的な集客力を有している。ベトナムにはローカル系や韓国系のショッピングセンターも数多いが、どこも似たようなテナントや品揃えで個性がなく、週末でも閑散としていることが多い。イオンモールにしかないお店があったり、定期的に様々なイベントを開催したりすることで、他社との差別化を図っていることが集客に功を奏しているといえよう²⁹。

2) ファーストリテイリング(ユニクロ)の事例

ファーストリテイリングは2019年12月にホーチミン市にユニクロの1号店をオープンした後、2020年3月には2号店をハノイ市内にオープンし、短期間で順調に店舗数を増やしている。2022年9月時点でホーチミン市7店舗、ハノイ市4店舗、ハイフォン市1店舗と大都市で計12店舗を展開している。出店先は大型ショッピングモールなど一等地が中心である。2020年8月期の下期には黒字を達成し、2021年8月期通期では大幅な増収、黒字を達成している。

3) 亀田製菓の事例

亀田製菓は2013年にハノイの地場製菓メーカーのTHIEN HA(ティエンハ)と合弁会社THIEN HA KAMEDA(ティエンハカメダ)を設立し、米菓を製造・販売している。2021年10月には出資比率を30%から51%に引き上げて子会社した。同社は子会社化の理由として、ベトナムは人口1億人に迫る大きな国内市場を持つとともに豊富な労働力と良質な原料米が確保できるこ

²⁸ 2016年3月～2020年3月まで。

²⁹ 例えば、ハノイ市内に2019年12月にオープンしたイオンモール・ハドン、全店舗200店舗の約40%において、ベトナム初、ハノイ発、ショッピングモール初出店となるブランドを導入している。

となどを挙げている。2021年度の売上高は前年同期比15%増の3,212億ドンを記録し、2022年度第1四半期も26.7%増と好調である。

同社の主力製品は2014年4月に販売を開始した揚げせんべい「ICHI」である。ICHIは日本で販売している「揚一番」をベースに、味付けや食感をベトナム人の嗜好に合わせて開発した製品で、原材料の現地調達を進めることで価格も100グラムで1万5,000ドン程度（約72円、1円=208.63ドン³⁰）に抑えた。売れ行きは当初から好調で、2016年までに北部・フンイエン省、中部・トゥア・ティエン・フエ省、南部・ドンタップ省に工場を稼働させ、ベトナム3地域をカバーできる体制を整えた³¹。

実は、亀田製菓のベトナム進出は今回が初めてではない。1996年にも一度、現地国営菓子メーカー・ハイハコ社など4社の合弁でベトナムに進出したが、約2年で撤退した。当時の現地責任者であった亀田製菓の佐藤勇社長（当時）は「販売を担ったハイハコの営業マンは、本業のビスケットの営業職も兼務していた。彼にとっては、ビスケットを売る方が自身の評価につながる。そのため米菓の営業がおろそかになり、取扱店舗が増えなかった。商品自体も現地のコメを使ったため食感にムラがあり、品質が安定しなかった」としている³²。

ティエンハカメダの大塩浩一氏は、合弁相手のティエンハについて「大手の米菓メーカーであると同時に、小売店に強い流通ネットワークを持つ企業。また、同グループで10年前から米菓製造販売を行っているONEONE社に物流を委託している。全国にある同社の営業拠点から、合計1000人規模の営業バイク部隊が大型スーパー、コンビニ、地場のパパママショップ等に商品を届けている」としている³³。

4) 湖池屋の事例

湖池屋は2016年3月にベトナムの南部・ドンナイ省にKoikeya Vietnamを設立し、2017年9月に初の海外自社工場として稼働を開始した。2017年10月から「KRAMUCHO」の販売を開始した。当初から売り上げは増大して行ったものの、市場の8～9割を占める個人商店に対する営業効率などの課題が生じた。そこで、採算性の悪いエリアでの販売規模を縮小するとともに、好調なエリアの成功事例の横展開を推進している。また、

³⁰ 2014年4月末のVietcombank（ベトコンバンク）のTTSレート。

³¹ 『SKETCHPRO』2017年4月号「パートナー企業との役割分担 大ヒット商品『ICHI』が誕生 亀田製菓×THIEN HA」に基づく。

³² 『日本経済新聞』2021年9月12日「因縁のベトナムにハッピーリターン 亀田製菓社長の執念」に基づく。

³³ 同上『SKETCHPRO』2017年4月号に基づく。

ホールセラー（卸売業）の活用による売上拡大にも取り組んでいる。他方で、スーパーやコンビニエンスストアなどチェーン小売業（モダントレード）への売上は大きく伸長している。当社によれば、ベトナムはモダントレードの勃興期であり、今後成長の見込める市場環境にある。

5) ミニストップの事例

ミニストップがはじめてベトナムに店舗をオープンさせたのは2011年12月であった。当時はベトナムの大手コーヒー会社系列のG7サービスアンドトレーディング社とのエリアフランチャイズ契約に基づく展開であった。しかし、2015年には同社との契約を解消し、自社子会社による展開に切り替えた。店舗数は2015年3月末時点で17店舗だったものが、2021年12月末には120店舗に拡大している³⁴。2015年4月28日の発表では今後10年間で800店舗以上への拡張を目指すとしていたのとは比べると、コロナの感染拡大の影響があったとはいえ進捗が遅れているようにもみえる。ベトナムでのミニストップの運営会社であるVinh Khanh Consultancy Corporation（ヴィン・カイン・コンサルタンシー・コーポレーション）は、営業利益、純利益とも2015年度以降、赤字が続いている。こうした中でも、当社は「日本とベトナムに経営資源を集中」としており、コロナ禍で変化した顧客ニーズに合わせて生鮮品やデイリー品、冷凍食品を強化するなど新しいフォーマットの店舗展開が進められている。

6) サッポロホールディングスの事例

サッポロホールディングス（サッポロHD）は、現地大手国有たばこ会社であるVINATABA（ビナタバ）との合弁（当社65%、ビナタバ35%）で、2010年3月にSapporo Vietnamを設立した。当社は2011年にホーチミン市に隣接するロンアン省で、日本企業として初のビール工場を竣工し、2012年春より販売を開始した。その後、2015年9月に、ベトナム政府の国有企業の中核事業強化の方針により、ビナタバが合弁事業から撤退し、サッポログループの100%子会社となった。当初は高価格帯の「サッポロプレミアム」からスタートしたが、2016年7月からはベトナム市場向けに開発した中価格帯の「BLUE CAP」を販売している。

しかし、英国の調査会社ユーロモニターインターナショナルによると、ベトナムのビール市場は「Tiger（タイガー）」や「Heineken（ハイネケン）」ブランドを有するHeineken Vietnam Brewery（ハイネケン・ベトナム・ブリュワリー）が44.4%のシェアを握り、「Saigon

³⁴ 2020年12月末の店舗数は146店舗であり2021年は減少となっている。2021年に実施されたロックダウンの影響と思われる。

(サイゴン)、「333(バー・バー・バー)」などのブランドを有する SABECO(サベコ)がシェア 33.9%で続いている。上位 2 社で 78.3%を占める寡占市場である。サッポロベトナムのシェアは 1.2%に留まっている。

7) キリンホールディングスの事例

キリンホールディングス(キリン HD)がベトナムに進出したのは 2008 年 5 月である。当時は、キリンビバレッジが 51%、エースコック(エースコック 39%、エースコックベトナム 10%)が 49%を出資する合弁会社を設立した。2009 年 6 月には、これまでベトナムにはなかった新カテゴリーを創造するミルク系飲料として「Latte(ラテ)」の製造、販売を開始した。その後、2011 年 5 月には合弁契約を解約し完全子会社化した。当社はその理由を戦略構築とその実行スピードをこれまで以上に高めてゆくためとしている。

その一方で、キリン HD は 2011 年 3 月にベトナムの大手民間飲料メーカーである Interfood(インターフード)を買収した³⁵。当時のインターフードは赤字経営であったが、2016 年から黒字に転換している。同社の損益計算書を確認すると、黒字化の要因として、売上に占める販売原価や販売経費の割合が引き下がっており、経営効率が高まったことが指摘できる。販売面では、2019 年 9 月にプラズマ乳酸菌を使用し、ベトナムの制度に基づき免疫機能を表示した清涼飲料である「KIRIN iMUSE」を市場に投入し、攻勢をかけている。しかし、ユーロモニターインターナショナルによると、インターフードのジュース市場でのシェアは、2012 年の 5.3%から 2020 年には 4.5%と僅かながら減少している。インターフードの河崎元社長は「ベトナム人消費者には、新しいものを受け入れるまで時間がかかる傾向があります。いわば保守的であって、新製品はなかなか浸透していきません。パパママショップなど伝統市場の小売店も冒険をしたがらないので、新商品を積極的に仕入れない人が多い気がします」と述べている³⁶。買収先の構造改革には成功したものの、新たな市場の開拓が課題となっている。

3. ベトナムの市場開拓の課題

限られた事例ではあるが、ベトナムの市場開拓の成否を決める課題がみえてくる。①集客力、②販売力、③マーケティング力、④資金力の 4 点をいかに獲得するかである。

1 点目の集客力に関しては、まずもってブランド力が重要である。ユニクロのベトナム人消費者における知名

度は抜群である。近年、多くのベトナム人が日本に渡航し、居住しているが、ユニクロはお土産の定番となっている。また、イオンモールのように「そこにしかないもの」を提供することで、他社との差別化を図ることも集客のカギを握る。

2 点目の販売力は、商圈を主要な都市圏内に限定するならまだしも、全国規模での流通網の構築は、南北に長いベトナムでは容易ではない。ベトナムにおいては、ショッピングセンター、スーパー、コンビニのような近代的な小売り(モダントレード)が少なく、個人商店(いわゆる「パパママストア」)、市場(いちば)などの伝統的な小売り(トラディショナルトレード)が多い³⁷。都市部を中心にモダントレードが着実に増えているが、農村部はトラディショナルトレードが支配的である。

湖池屋のように、トラディショナルトレードの攻略には困難を伴う。そこで、販売網を有する地場企業の買収、地場企業との合弁といった選択肢が有力となる。しかし、買収先企業の体制改革に時間を要したり、合弁相手が期待したようなリソースを有していなかったり、合弁相手と経営方針などで意見の相違が生じたりして、うまく行かないケースも多い。亀田製菓の経験が示すように、パートナーを見極めるのが肝要である。

3 点目のマーケティング力に関しては、ベトナム人消費者は日本企業の製品の品質の高さは理解しており、これは日本企業にとって所与のアドバンテージである。そのうえで、日本や世界で販売しているのと同じ標準化された製品を販売するのか、現地ニーズに合わせてローカライズされた製品を提供するかの選択が求められる。前者の場合は価格も高くなるため、都市部の上位所得層がターゲットとなってこよう。ただし、市場の規模は限られたものとなる。

後者の場合は、中間所得層以下のボリュームゾーンがターゲットとなってこよう。この場合、サッポロ HD が価格を抑えた商品を投入したように、現地生産、現地調達でいかに競争力のある価格設定ができるかが鍵である。また、ローカライズした商品の開発は言うは易しである。キリン HD のように保守的な消費者の攻略に苦戦するケースもある。さらに、ボリュームゾーンの場合は地場やその他外資系企業との競争が激しく、キリン HD、サッポロ HD のようにシェアを獲得するのは容易なことではない。

最後の 4 点目の資金力に関しては、イオンモールのよ

³⁵ 2011 年 3 月時点での当社の持ち分比率は 57.25%。2012 年 6 月には 80.37%に引き上げ。

³⁶ 『ACCESS Online』2022 年 3 月 23 日「ベトナムで活躍する日系企業 | リーダーたちの構想 第 44 回」に基づく。

³⁷ ベトナム統計総局ホームページによると、2021 年末時点で、ベトナムのスーパーの数が全国で 1,167 店に対し、市場の数は 8,549 カ所である。さらに、これは公設の市場の数であり、実際には住宅街の路上で食品などを売る自然発生的な市場が数多く存在する。

うな大型のショッピングセンターを出店するには、当然、膨大な投資資金が必要である。コンビニは1店舗の投資額は比較的小さいが、おにぎりやサンドイッチなど中食の工場を設けたり³⁸、多岐に渡る商品の各店舗への配送を効率化したりするために、一つのエリアで多店舗展開を行うのが定石である（いわゆる、ドミナント戦略）。収益を上げる体制を構築するにはやはり資金力が物を言う。また、製造業の場合も、現地生産のために工場を建設する場合には多くの初期投資が必要であることは言うまでもない。このほか、販路獲得などのために現地企業を買収する場合には、持ち分取得費用のみならず、買収のアドバイザー費用、デューデリジェンス費用など多額の資金が必要となる。ベトナムで本格的な内需ビジネスを行うには、とにかく金がかかるのである。

4. マーケットの成長可能性

もちろん、日本企業が期待しているのは「将来のマーケット」であるので、現在の状況でベトナムのマーケットとしての魅力が落ちることはないであろう。しかし、ベトナムは将来、本当に有望なマーケットに成長するのか。この点に関して、筆者はやや慎重である。

ベトナム共産党は2030年に上位中所得国入り、2045年に高所得の先進国入りを目指して掲げている。しかし、それぞれ共産党設立100年、建国100年の節目に合わせたもので、いかにも一党支配の社会主義国家的な目標である。現実問題としても、ベトナムは2036年から65歳以上の人口が14%を超える高齢社会に突入する³⁹。そして、2039年には最も経済活動が活発化するとされる所謂「人口ボーナス」が終焉する⁴⁰。こうした中で、先進国入りを果たすことは簡単なことではあるまい。

さらに、日系企業の事例でみたように、マーケットの攻略には、集客力、販売力、マーケティング力、資金力の獲得が課題となり、仮にマーケットが成長したとしても、大企業はもとより、これらの経営資源に乏しい中堅・中小企業にとっては非常に難しい市場であると言わざるを得ない。

第3節 「安価で豊富な労働力」と「マーケットとしての成長性」の行方

これまで考察してきたように、ベトナムの「安価で豊富な労働力」の魅力は岐路に立っている。マーケットの魅力については、現状では市場規模、購買力ともに小さ

いが、ターゲットとする地域や所得階層を絞り込むことで商機を見いだすことは可能だ。しかし、将来のマーケットの成長見通しには不透明感があり、マーケットの攻略には課題も多い。

もちろん、ベトナム人や政府が猛烈な努力をすれば、ベトナムの事業展開先としての魅力は維持されるだろう。課題は山積しているが、本稿の文脈で言えば、ベトナム人が賃金の上昇に見合った活躍をし、政府が人材や裾野産業の育成、ビジネス環境の整備などの政策を着実に実現できれば、外国企業も引き続きベトナムに投資をするであろう。そうなれば、上位中所得国、先進国の発展の階段を駆け上って行くはずである。

だが、現状を見ると厳しい。日系企業の駐在員のベトナム人材に対する評価は総じて高いが、それはあくまで単純労働者や一般事務スタッフとしての評価であることが多い。2017年に訪問した、ある日系輸送機器メーカーの日本人幹部の言葉が印象に残っている。彼はベトナム人の仕事ぶりを「与えられた仕事はきちんとこなす。通常のオペレーションであれば、日本の工場と変わらない。しかし、オペレーションの進化をさせてゆくとき、ベトナム人では7割しかできず、残りの3割は日本人が補っている」と評した。筆者の観察でも、ベトナム人は、良く言えばワークライフバランスを重視、悪く言えば受動的で自主性に欠けているように見受けられる。さらに、より給料・待遇の良い職がみつければ、すぐに転職する傾向が強い。労働生産性を上げるために、外資系企業による人材育成や技術移転（スピルオーバー）の重要性を説く論者は多いが、外資系企業からすれば、上述のようにベトナムの経済発展に寄与するインセンティブが働かないうえに、せっかく育てた人材に転職されたのでは元も子もない。

また、政府も効率的、効果的な行政を遂行できているとはいえない。ビジネスに関連する法律ができて、その施行が遅れたり、運用が地域や担当官によって異なったり、場合によっては賄賂を要求されたりと、企業の足を引っ張っている。産業育成のマスタープランなども打ち出されるが、その後の進捗が分からないことも多い。インフラの整備なども計画通りに進むことは少ない。

このように、ベトナムの事業展開先としての魅力が維持される望みは薄いかもしれない、というのが筆者の現地経験に基づく実感である。一方で、2021年の共産党大会の政治報告では、「*Khơi dậy khát vọng phát triển đất nước phồn vinh, hạnh phúc*（幸福で繁栄した国に発展することへの渴望を呼び覚ます）」という文言が複数箇所で見られた。ベトナムの奮起に期待したい。

以上

³⁸ ベトナムに日本のコンビニができた最初の頃はコンビニの店内で従業員がおにぎりを作っていた。

³⁹ *Tổng cục thống kê* (2021b) p.40

⁴⁰ ここでは、生産年齢人口が従属年齢人口の2倍以上いる期間を人口ボーナスとし、United Nations (2022) から人口ボーナスの終了時期を確認した。

参考文献

<日本語>

- 井出文紀・森原康仁 (2012), 「対ベトナム直接投資の動向と日系中小企業の経営戦略-ベトナム裾野産業育成の可能性の分析-」『立命館国際地域研究』第36号, 立命館大学国際地域研究所。
- 北嶋誠士 (2012), 「海外直接投資」今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための60章【第2版】』, 明石書店。
- 北嶋誠士 (2021), 「労働供給面からみたベトナムの生産地としての可能性」『地域・分析レポート (2021年3月25日)』日本貿易振興機構。
- 国際協力銀行 (2021), 『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告-2021年度海外直接投資アンケート結果 (第33回)-』。
- 小林守 (2013), 「ベトナムの投資環境と日系企業の操業動向」『専修ビジネス・レビュー』Vol. 8 No. 1, 専修大学商学研究所。
- 小林守 (2021), 「ベトナム投資環境の変遷と展望-1990年代~2010年代の実査からの考察-」『専修大学社会科学研究所月報』No.696, 専修大学社会科学研究所。
- 日本政策金融公庫 (2021), 『第11回取引先海外現地法人の業況調査報告』。
- 日本貿易振興機構 (2011), 『在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 (2011年度調査)』。
- 日本貿易振興機構 (2012), 『在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 (2012年度調査)』。
- 日本貿易振興機構 (2020a), 『世界貿易投資動向シリーズ 2020年版 ベトナム』。
- 日本貿易振興機構 (2020b), 『2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査~JETRO海外ビジネス調査~』。
- 日本貿易振興機構 (2021), 『2021年度海外進出日系企業実態調査アジア・オセアニア編』。
- 星野三喜夫 (2016), 「魅力度を増すベトナム~投資環境の視点から~」『新潟産業大学経済学部紀要』第47号別刷, 新潟産業大学経済学部。
- 星野三喜夫 (2019), 「アジア経済分析~ベトナム経済と外国直接投資」『新潟産業大学経済学部紀要』第54号, 新潟産業大学経済学部。
- 水谷俊博 (2019), 「ポストチャイナの筆頭、ベトナムの最前線 米中貿易摩擦を踏まえたベトナムの優位性」『地域・分析レポート (2019年12月25日)』, 日本貿易振興機構。

<ベトナム語>

Bộ Kế hoạch và Đầu tư (計画投資省) ホームページ : <https://www.mpi.gov.vn/>

Bộ Kế hoạch và Đầu tư (2020), *Sách trắng doanh nghiệp Việt*

Nam năm 2020, Nhà Xuất Bản Thống Kê [ベトナム計画投資省 (2020), 『2020年ベトナム企業白書』統計出版社]

Tổng cục Thống kê (統計総局) ホームページ : <https://www.gso.gov.vn/>

Tổng cục Thống kê (2018a), *Kết quả hoạt động của doanh nghiệp có vốn đầu tư nước ngoài giai đoạn 2011-2016*, Nhà Xuất Bản Thống Kê [ベトナム統計総局 (2018a), 『2011年-2016年段階における外資系企業の活動結果』統計出版社]

Tổng cục Thống kê (2018b), *Kết quả tổng điều tra Nông thôn, nông nghiệp và thủy sản năm 2016*, Nhà Xuất Bản Thống Kê [ベトナム統計総局 (2018b), 『2016年農村、農業、水産業センサス結果』統計出版社]

Tổng cục Thống kê (2020), *Kết quả toàn bộ tổng điều tra dân số và nhà ở năm 2019*, Nhà Xuất Bản Thống Kê [ベトナム統計総局 (2020), 『2019年人口・住居センサス全体結果』統計出版社]

Tổng cục Thống kê (2021a), *Công nghiệp chế biến, chế tạo - Động lực tăng trưởng kinh tế Việt Nam giai đoạn 2011-2020*, Nhà Xuất Bản Dân Trí [ベトナム統計総局 (2021a), 『製造・加工業 2011年-2020年段階におけるベトナムの経済成長の原動力』ザンチャー出版社]

Tổng cục Thống kê (2021b), *Già hóa dân số và người cao tuổi ở Việt Nam*, Công ty TNHH in ấn thiết kế T.E.A.M [ベトナム統計総局 (2021b), 『ベトナムの高齢化及び高齢者』T.E.A.M印刷設計有限会社]

Tổng cục Thống kê (2021c), *Kết quả chủ yếu điều tra biến động dân số và kế hoạch hóa gia đình thời điểm 01/4/2020*, Nhà Xuất Bản Thống Kê [ベトナム統計総局 (2021c), 『2020年4月1日時点における人口動態及び家族化計画調査の主要結果』統計出版社]

Tổng cục Thống kê (2021d), *Kết quả điều tra nông thôn, nông nghiệp giữa kỳ 2020*, Nhà Xuất Bản Thống Kê [ベトナム統計総局 (2021d), 『2020年農村・農業調査結果』統計出版社]

Tổng cục Thống kê (2021e), *Kết quả khảo sát mức sống dân cư Việt Nam năm 2020*, Nhà Xuất Bản Thống Kê [ベトナム統計総局 (2021e), 『2020年ベトナム家計生活水準調査結果』統計出版社]

<英語>

United Nations (2022), "World Population Prospects 2022" United Nations.

Euromonitor International, "Passport" (オンラインデータベース)

韓国における女性の労働市場参加の現状と若者世代の男女間の対立

金 明中

Current status of women's labor market participation and conflict between men and women of the youth generation in South Korea

Myoung – Jung KIM

はじめに

韓国には今まで、生まれ育った地域、386世代¹とMZ世代²、高齢者世代と若者世代の間で政治的な考えや意識の対立があった。

しかしながら、近年は既存の対立に加えて若者世代の男女の間で対立が激しくなっている。若者世代の男女の対立は労働市場に参加するための「生存の戦い」である。中小企業、非正規労働者、労働組合のない企業などの「第二次 (secondary) 労働市場」と比べて相対的に処遇水準や労働環境が良い大企業、正規労働者、労働組合のある企業などの「第一次 (primary) 労働市場」に入るために、彼らはスペックを競い合う。

2000年代には学歴、成績、TOEIC、海外への語学研修経験、資格の5大スペックが就職の必須条件だったが、2010年代には5大スペックにボランティア活動、インターンシップの経験、受賞経歴を加えた8大スペックが基本になった。そして、最近では8大スペック以上のスペックを準備している若者も増えている。

ただでさえ第一次労働市場の供給が需要を上回る中、女性の社会進出によってますます供給が高まり、若者世代の男女間競争が激化しているのが現状だ。就職をするためにキャンパスのロマンを諦め、学業に邁進し、スペックを積んでいるにもかかわらず、当たり前だと思っ

た就職ができず、多くの若者が非正規職としてキャリアをスタートしている。その結果、自分の労働市場での「生存」を妨げる者は皆「敵」だと考える若者が多くなった。

男性、特に若い男性の中には、就職難の原因が積極的雇用改善措置などの女性活躍政策の推進にあると考える人が多い。一方、若い女性の間では、男性の就職難の原因を積極的雇用改善措置等の制度に求めることは不適切だという意見が多い。むしろ、大学の成績や就職試験においては女性が圧倒的に優位であるのに、それが企業の採用状況に反映されておらず、女性の多くが労働市場に進入する機会を奪われていると主張している。

韓国における若い男女間の対立は暴言や暴行、そして国民請願までつながっている等益々深刻化している。本稿では韓国における女性の労働市場参加や若い世代の男女間の対立の現状について論じたい。

第1節 学歴中心の韓国社会と若者がおかれている労働市場の現状

若者は国の未来だと言われているが、韓国社会において若者を取り巻く環境はあまりにも厳しい。世界一厳しいと言われる受験戦争を終え、大学に進学しても理想の仕事を見つけることが難しく、多くの若者が失業状態に置かれていたり、パートやアルバイト等の非正規労働者として社会に向かって足を踏み出している。

韓国における大学進学率は、2008年に83.8%で頂点に到達してから低下傾向にあり、2011年には72.5%まで急速に低下した。2011年に大学進学率が大きく低下した理由は2010年までに大学合格者を基準にした大学進学率の計算基準が2011年からは実際の入学者に変わったからである。その後も大学進学率は低下傾向を見せたものの、2018年以降は再び大学進学率が上昇している。男女間の大学進学率を見ると、女性の大学進学率は2005年から男性を上回り、2020年現在でも76.1%で男性の69.3%

¹ 386世代とは、1990年代に年齢が30代で、1980年代に大学生活を送り民主化運動にかかわった1960年代に生まれた者を指しており、(30代、80年代、60年代の3,8,6を取って386世代と称する) 現在はほぼ50代になったことで、最近では586世代とも呼ばれている。

² 1980年代半ばから1990年代初頭に生まれた「ミレニアル世代」と1990年代後半から2010年代までに生まれた「Z世代」。

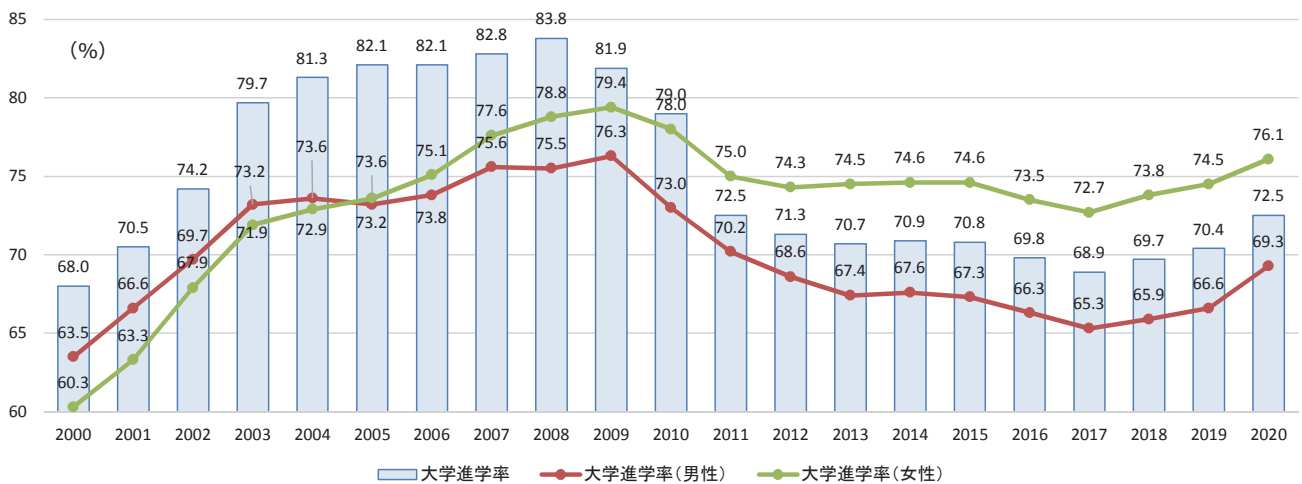


図1 韓国における大学進学率

(出所) 韓国統計庁より筆者作成、最終利用日 2022 年 10 月 10 日

より高い水準を維持している (図1)。

韓国では、将来の夢が大学の専攻とはまったく関係がなくても、将来何が起きるか分からないので、まるで保険に加入するように大学に進学し保険料の代わりに高い授業料を払っている。また、大卒者が多数を占めている社会的構造の中で大学を出ないと仲間の輪に入れず、孤立しやすいことや大卒者と高卒者の間に存在する賃金格差なども、大学進学率を高める要因になっている。

大学に進学した若者の多くは就職活動でより有利な立場になるために、在学中に就職に役に立ちそうなスペック積みに熱中する。スペック (SPEC) とは、Specification の略語で、就職活動をする際に要求される大学の成績、海外語学研修、インターン勤務の経験、ボランティア活動、各種資格、TOEIC など公認の語学能力証明などを意味する。2000 年代には大学名、大学成績、TOEIC 成績、海外への語学研修経験、資格証といういわゆる 5 大スペックが就職するための必須条件であったが、2010 年代前半には既存の 5 大スペックにボランティア活動、インターンシップの経験、受賞経歴が加わった 8 大スペックが基本になった。さらに、2010 年代後半からは 8 大スペックに整形手術と人間性³が加わり 10 大スペックを用意する必要性が高まった。

しかしながらこのようなスペックを用意しても若者が就職することはなかなか厳しい。韓国における 20～29 歳の若者の失業率は 2020 年の 9.0% から 2021 年には 7.7% に改善した。新型コロナウイルスのパンデミックによる落ち込みからの反動増の側面が強く、政府の財政支出が雇用を押し上げていること、人口構造的に若者人口が減少していること等が失業率改善の主な理由である。しかしながら、2021 年の若者の失業率は全体失業率

3.8% より 2 倍以上高く、同時点の日本の 20～24 歳と 25～29 歳の失業率 4.8% と 4.2% を大きく上回っている。

さらに問題であるのは、実際の失業率は統計上の失業率を上回っている可能性が高いことである。その理由として韓国では、① 15 歳以上人口に占める非労働力人口の割合が高いこと、② 非正規労働者の割合が高いこと、③ 自営業者の割合が高いこと等が挙げられる。

韓国政府は、既存の失業率が労働市場の実態を十分に反映していないと判断し、2015 年から毎月発表する「雇用統計」に、失業率と共に「拡張失業率」を公表している。「拡張失業率」は国が発表する失業者に、潜在的な失業者や不完全就業者 (週 18 時間未満働いている者) を加えて失業率を再計算したものである。このような計算方式によって算出された 2022 年 1 月時点の 15～29 歳の拡張失業率は、19.7% に至っている。一般的な失業率 7.7% を 2.5 倍も上回る数値である。

上述の拡張失業率から若者の 5 人のうち 1 人が失業状態であることがうかがえる。なぜ若者の失業率はここまで高いのだろうか。

韓国における雇用状況が改善されておらず、若者の多くが労働市場に参加していない理由としては、低成長がニューノーマルになったことにより成長と雇用の連携が弱まったこと、労働市場の「二重構造」(labor market dualization) が拡大していること等が挙げられる⁴。1997 年のアジア経済危機以前は 10% 前後であった経済成長

⁴ 一次労働市場は、相対的に高い賃金、良い労働環境、高い雇用の安定性、労働組合による保護、制度化された労使関係、長期的な雇用契約、内部労働市場による労働力の補充などで特徴づけられることに比べて、第二次労働市場は、相対的に低い賃金、劣悪な労働環境、不安定な雇用、制度化されていない労使関係、外部労働市場による労働力の補充などで特徴づけられる。

³ 企業別に「適性検査」を実施して判断。

表1 国別海外就業者

年度	合計	日本	アメリカ	シンガポール	オーストラリア	UAE	中国	カナダ	ベトナム	インドネシア	ドイツ	その他
2013	1,607	296	97	116	307	41	76	219	17	34	18	386
2014	1,679	338	118	249	175	50	138	79	72	44	27	389
2015	2,903	632	640	364	75	158	199	58	205	69	73	430
2016	4,811	1,103	1,031	642	353	323	218	56	288	144	64	589
2017	5,118	1,427	1,079	505	385	70	268	65	359	123	78	759
2018	5,783	1,828	1,380	405	397	90	198	86	383	103	88	825
2019	6,816	2,429	1,524	473	340	166	208	122	483	99	86	699

(出所) 韓国産業人力公団「海外就業国別統計」WORLD JOB+、最終利用日 2022 年 10 月 20 日、<https://www.worldjob.or.kr/ovsea/ovrsAdvce.do?menuId=100000046>

率は、その後低下し続け、最近では 2～3%に留まっている。さらに、2020 年には新型コロナウイルスの影響で -0.9%まで低下した。大学を卒業すると就職や正規職が当たり前だった 386 世代とは状況が大きく変わり、安定的な仕事を得ることが難しくなったのだ。

また、大企業、正規労働者、労働組合のある企業などの一次労働市場と、中小企業、非正規労働者、労働組合のない企業などの二次労働市場の格差が拡大したことも若者が労働市場への参加を躊躇する要因になっている。つまり、韓国では大企業と中小企業、正規労働者と非正規労働者の間で賃金格差が大きいいため、若者の多くは一次労働市場に入るための手段として「学歴」を選択し、高卒者の約 7 割が大学に進学している。

2021 年 3 月に中小企業研究院が発表した報告書⁵によると、2019 年時点の常用労働者 5～499 人企業の 1 人当たりの 1 カ月平均賃金は 338 万ウォン（約 34.2 万円⁶）で、常用労働者 500 人以上企業の 579 万ウォン（約 58.5 万円）の 59.4%水準であることが明らかになった。この結果は 20 年前の 1999 年の 71.7%を 12.3%ポイントも下回る数値であり、大企業と中小企業の賃金格差が拡大したことが分かる。

しかしながら、一次労働市場の需要量は供給量を大きく下回るため、大卒者の一部だけが一次労働市場に進入できる機会を得ている。学歴による差別性がなくなり、学歴だけで一次労働市場に入ることが難しくなると、若者は労働市場において差別性を持つ手段として「スペック」を選択することになった。つまり、スペックを多く準備した方が一次労働市場に参加できる確率が高いため、若者の多くは就職浪人をしてまでもスペックを準備しようとしている（4 年制大学の平均卒業期間は 4 年 3.7 カ月、平均休学期間は 1 年 11.9 カ月（男性 2 年 3.8 カ月、女性 1 年 3.4 カ月⁷））。これが上述した若者の「拡張失業

率」を高めた主な要因である。

さらに、新型コロナウイルスの発生以降、若者の就職環境は以前より厳しくなった。多くの企業で新卒採用の規模を縮小し、新規採用を一時中断する企業まで現れたからだ。

新型コロナウイルスが起きる前には韓国の狭い労働市場を離れて、海外の労働市場にチャレンジする若者が毎年増加していた。韓国産業人力公団によると、海外就業者数は 2013 年の 1,607 人から 2019 年には 6,816 人まで増加した（表 1）。史上最悪とも言われた日韓関係の中でも日本への就職者は増え、海外就業者の 3 割以上（36.2%）が海外の就職先として日本を選択した。しかしながら、新型コロナウイルスはこのような選択肢さえ奪ってしまった。

このような厳しい状況の中で若者の多くは「公務員志望」に頼っている。しかしながら、公務員になるのも簡単ではない。2022 年 7 月に発表された 9 級国家公務員採用試験の最終合格者は 6,126 人で志願倍率は 20.82 倍（筆記試験の志願者数 127,643 人）に達した⁸。多くの若者が公務員浪人をしながらも公務員を目指しているものの、浪人をして公務員になれる保障はない。

新型コロナウイルスは今後の韓国の社会、経済をさらに暗くする可能性が高い。より多くの若者が恋愛、結婚、出産、就職、マイホーム、人間関係、夢等をあきらめる立場に置かれてしまうからである。文政権は若者の雇用を増やすために数多くの雇用対策を発表したものの、多くの仕事は臨時的・短期的仕事に偏っており、若者の間ではこのような仕事は「ティッシュインターン」と呼ばれている。ティッシュのように使い捨てされるからである。

一方、拡張失業率が高いのは、労働の供給側である若者にも問題がある。つまり、一次労働市場だけを目指したり、一攫千金を夢見て仕事を辞める若者が増えてい

⁵ 中小企業研究院（2021）「大・中小企業間労働市場格差変化分析」。

⁶ 2022 年 1 月～9 月までの平均為替レート 1 円は 9.896 ウォンを適用。以下同一。

⁷ 統計庁（2022）「2022 年 5 月経済活動人口調査青年層付加調査結果」

⁸ 最近、公務員試験の志願者数は減少傾向にある。

る。統計庁（2022）によると、2022年5月時点の15～29歳の平均勤続期間は1年6.8カ月に過ぎない。「青年パネル調査」の12年間のデータを利用して若者の離職について分析したハンガンフン（2020）によると、若者就業者のうち半分以上の50.2%が1年以内に、18.9%が1～2年以内に仕事を辞めていることが明らかになった。1年以内に退社する割合を最終学歴別にみると、4年制大学卒業者が54.4%で最も高かった。

このように若者の労働市場離れが目立っている中で、それでも若者に人気があるのは大企業と公務員であった。男性に比べて女性の大学進学率等学歴が低かった時代には大企業に採用される割合や公務員に合格する割合は男性が圧倒的に高かった。また、今でも多くの企業では男性が選好されている。サラムイン（2022）によると、企業の人事担当者の55.1%が採用時に相対的に選好する性別があると答えており、選好する性別は男性が73.6%で女性の26.4%を2.8倍も上回った。男性を選好する理由（複数回答）は、「男性に適合した職務が多くて」が70.2%で最も高く、次いで、「夜勤や出張を頼むのに負担が少なくて」（25.7%）、「組織適応能力がより優れているので」（21.6%）、「育児休職等による業務の断絶がないから」（18.2%）の順であった。求職者に対する調査でも84.7%が就職に有利であるのは「男性」だと答えた。

しかしながら企業の選好とは逆に求職者のスペックは男性より女性が優秀であった。まず、大学のGPA（4.5満点基準）は女性が平均3.7点で男性の平均3.6を上回った。さらにGPAが4.0以上の割合は女性が74.3%で男性の62.0%を大きく上回っていることが確認された。TOEICの点数も女性が平均818点で男性の平均796点より高く、800点以上の割合も女性が66.8%で男性の58.3%を上回った。資格証を6個以上保有している割合も女性が37.4%で男性の31.2%より高い。

にもかかわらず女性は男性より採用されず労働市場に不信感を感じるようになった。一方、男性は実力で労働

市場に参入し続ける女性に危機感を感じると共に労働市場でのポストを少しずつ奪われた。実際、企業より男女差別が低いと言える公務員試験の合格者の男女割合を見ると、2022年の9級公務員の合格者6,126人のうち、女性の割合は54.1%で男性を上回った。

第2節 女性の労働市場参加の現状

韓国における女性の労働力率は女性の大学進学率が上昇し、積極的雇用改善措置制度等男女間の不平等を解消するための制度等が施行されたことにより継続して上昇している。統計庁の「経済活動人口」によると2000年に48.8%であった韓国女性の労働力率は2021年には53.3%まで上昇しており、同期間における男性の労働力率との差は25.6%ポイントから19.3%ポイントに縮まった（男性の労働力率は2000年74.4%、2021年72.6%、図2）。

男女間の労働力率を学歴別にみると、男女ともに中卒以下の労働力率は低下していることが確認された。一方、男性は高卒以上も労働力率が低下している傾向を見せていることに比べて、女性は高卒以上の労働力率が上昇している傾向であることが明らかになった。

次は就業率を見てみよう。20代の就業率は、男性は2000年の66.2%から2021年には55.1%に低下したことに比べて、女性は同期間に54.9%から59.6%に上昇し、男女間の就業率が逆転（2011年の20代の就業率は男性が58.1%、女性は58.6%）した（図3）。しかしながら2021年時点の30代女性の就業率は61.3%で2000年の52.6%と比べると上昇したものの、30代男性の就業率88.0%とは大きな差を見せた。晩婚化の影響もあり30代の多くの女性が出産や育児で労働市場を離れているからであり、このような傾向は男女・年齢階層別労働力率を見るとより明確だ。図4は2000年と2021年における男女・年齢階層別労働力率を示しており、男性の年齢階層別労働力率は2000年と2021年共に逆U字型になっていることに比べて、女性の2021年の年齢階層別労働力率は

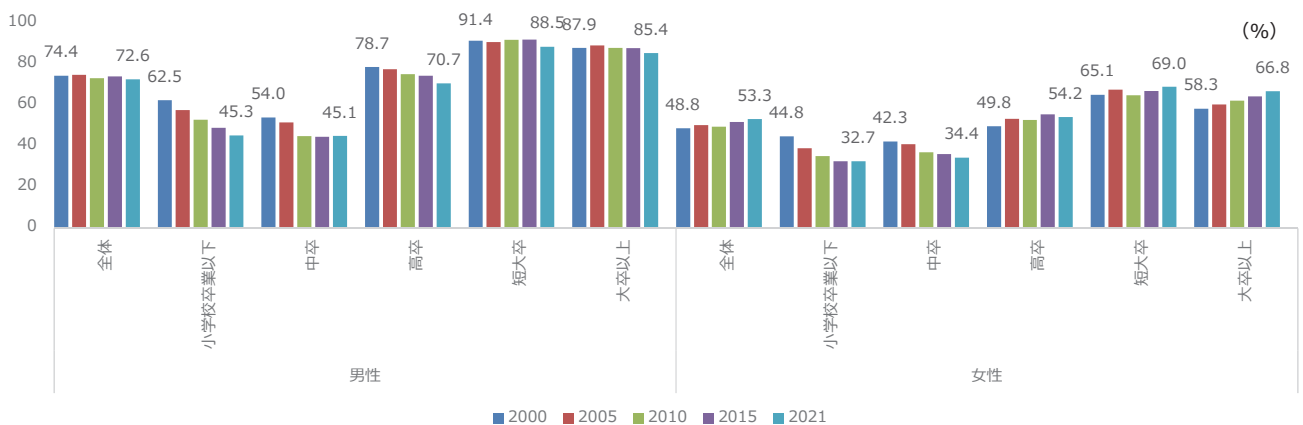


図2 20代の男女・学歴別就業率

（出所） 統計庁「経済活動人口」より筆者作成、最終利用日2022年10月10日

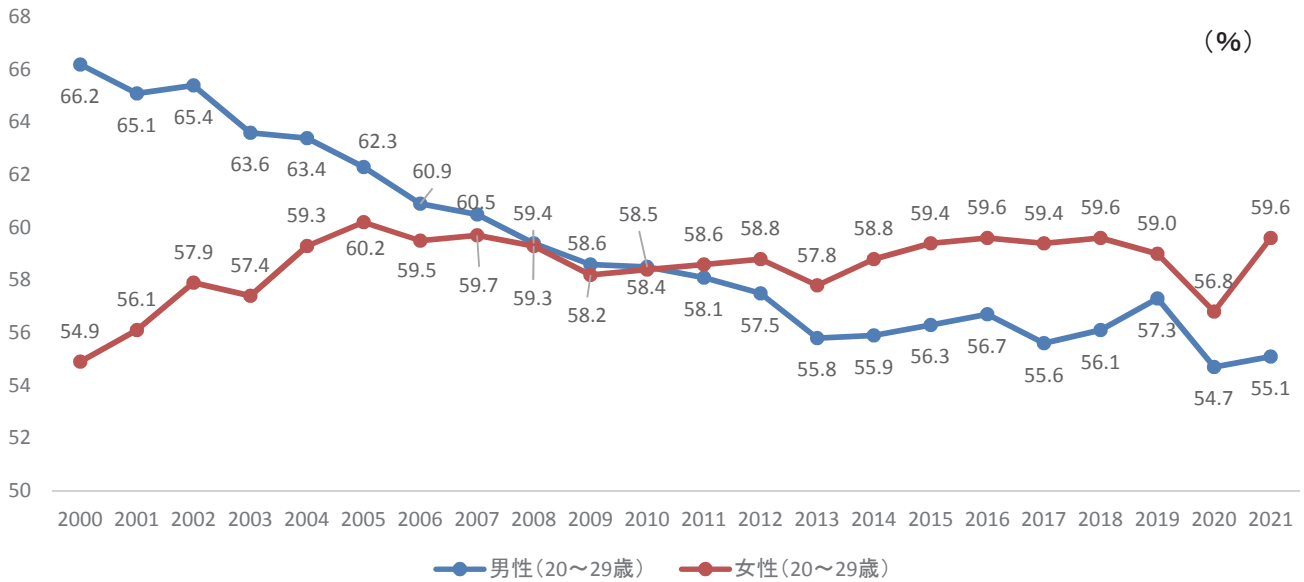


図3 20代の男女別就業率

(出所) 統計庁「経済活動人口調査」より筆者作成、最終利用日 2022年10月10日

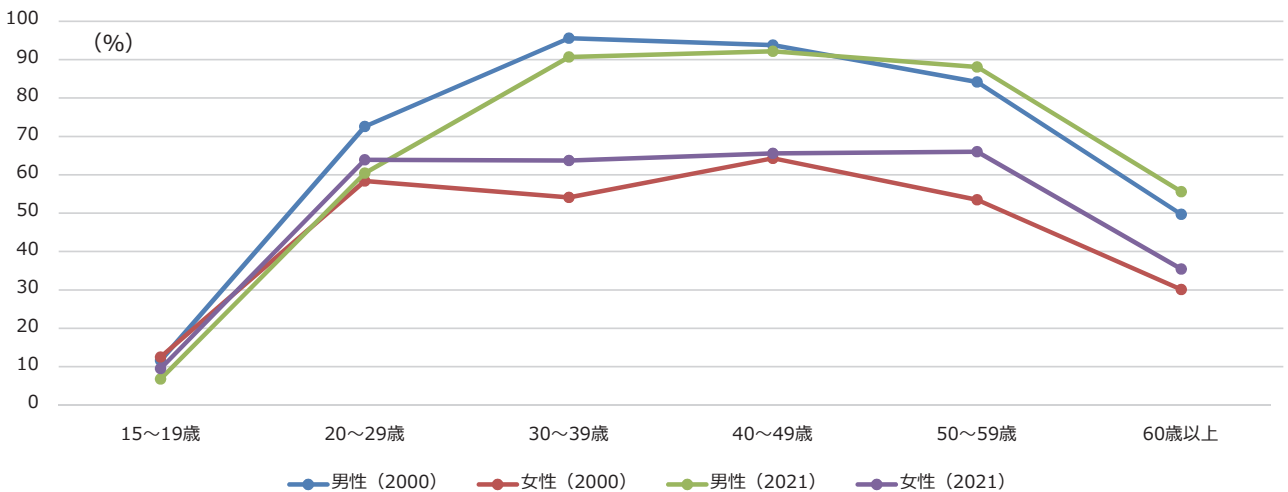


図4 男女・年齢階層別労働力率(2000年、2021年)

(出所) 統計庁「経済活動人口調査」より筆者作成、最終利用日 2022年10月10日

2000年と比べてM字型が少し解消されているものの、30代以降の労働力率は男性と比べて大きく低い水準であることが分かる。

一方、女性の大学進学率が男性を上回っているにもかかわらず、大卒女性の就業率は男性を下回っている。韓国の教育部と韓国教育開発院が発表した「2020年高等教育機関卒業生就業統計」によると大卒以上の者の就業率は65.1%で2011年以降最低値を記録した。女性の就業率は63.1%で男性の67.1%より4%ポイントも低く、2016年以降その差が少しずつ広がっている(女性大卒者の就業率は男性と比べて2016年2.6%ポイント、2017年3.0%ポイント、2018年3.6%ポイント、2019年3.8%ポイント低い)。

大卒女性の就業率が男性に比べて低い理由としては統計的差別がまだ残存していることが考えられる。統計的

差別とは、差別を行う意図がなくても、過去の統計データに基づいた合理的判断から結果的に生じる差別をいう。つまり、まだ韓国の一部の企業は、「〇割の女性が出産を機に仕事を辞める、女性の〇割は専業主婦になることを望んでいる」といった統計データに基づいて採用を行っており、統計的差別が発生している。また、女性は産休や育休を取得するケースが多いことや、結婚や出産によって退職する場合もあるという統計を見て採用を躊躇する企業もある。他方、大学進学目的が、就職よりは将来の結婚相手を見つけるという姿勢がある女性がいることも、大卒女性の就業率が男性より低くなっている理由の一つであろう。2021年現在の韓国の就業率を他のOECD諸国と比較すると、38か国中、男性は75.2%で19位(図5)であるが、女性は57.7%で31位(図6)となっ

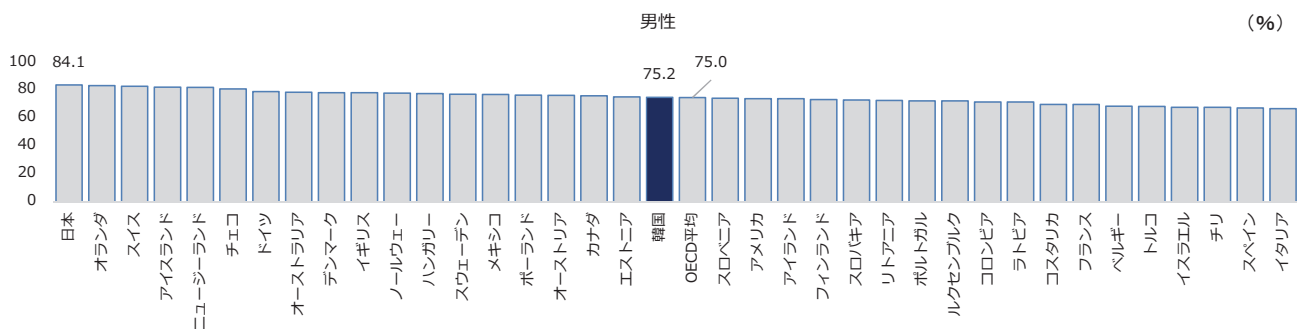


図5 OECD加盟国の就業率(男性)

(出所) OECD Data “Employment rate” より筆者作成、最終利用日 2022年8月30日

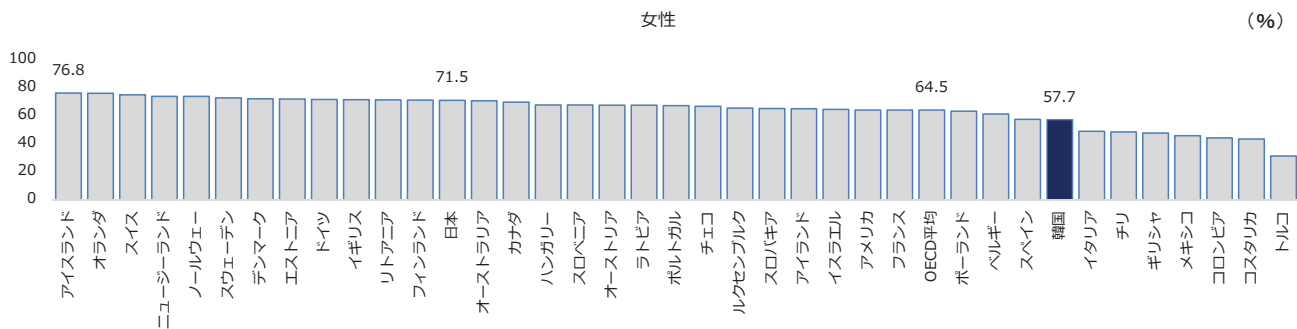


図6 OECD加盟国の就業率(女性)

(出所) OECD Data “Employment rate” より筆者作成、最終利用日 2022年8月30日

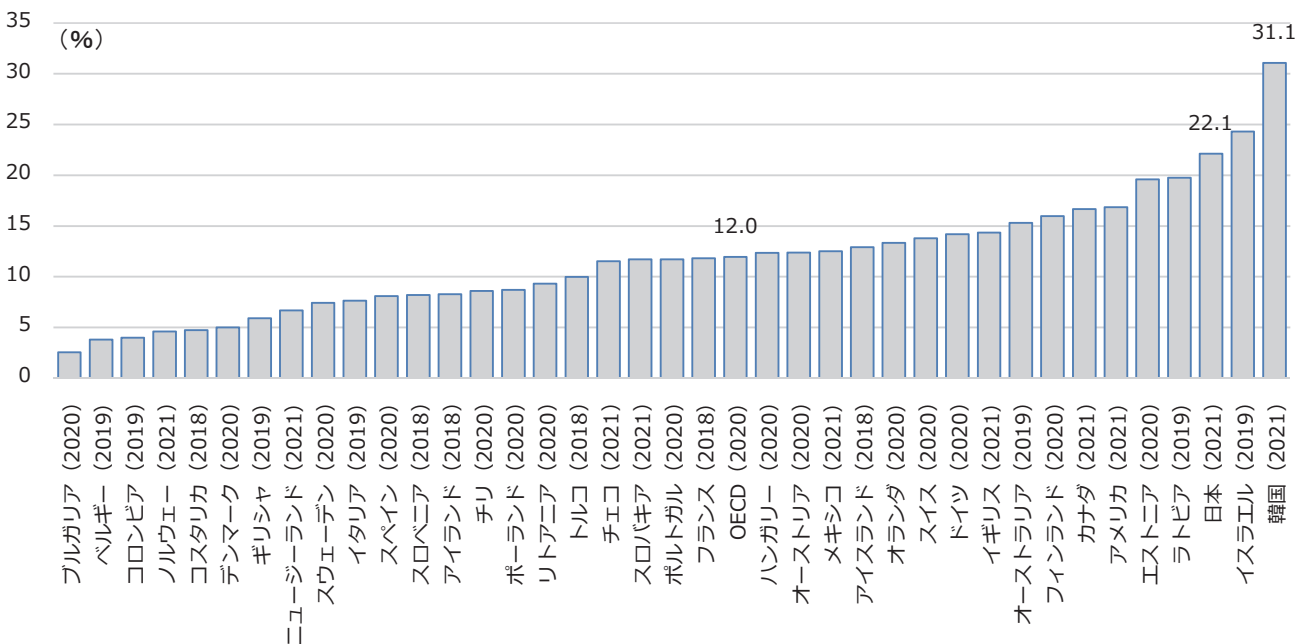


図7 OECD加盟国の男女別賃金格差(男性の賃金が女性よりどのぐらい高いのか)

注) ()の中は調査年

(出所) OECD Data “Gender wage gap” より筆者作成、最終利用日 2022年10月21日

ている。日本の男性84%、女性71.5%と比べても大きな差があり、特に女性の方が差が大きい。

また、韓国はOECD加盟国の中で男女間の賃金格差が最も大きい国である。2021年の男性の賃金水準は女性と比べて31.1%高く、日本の22.1%やOECD平均12.0%を大きく上回る(図7)。

チェスクビ(2022)は、韓国の男女間の賃金格差が高い主な理由として、経歴断絶とガラスの天井(Glass Ceiling)を挙げた。韓国政府が積極的雇用改善措置等を施行したことにより、大企業における経歴断絶やガラスの天井は少しずつ改善されてきたものの、積極的雇用改善措置が適用されない多くの中小企業ではまだ改善の余

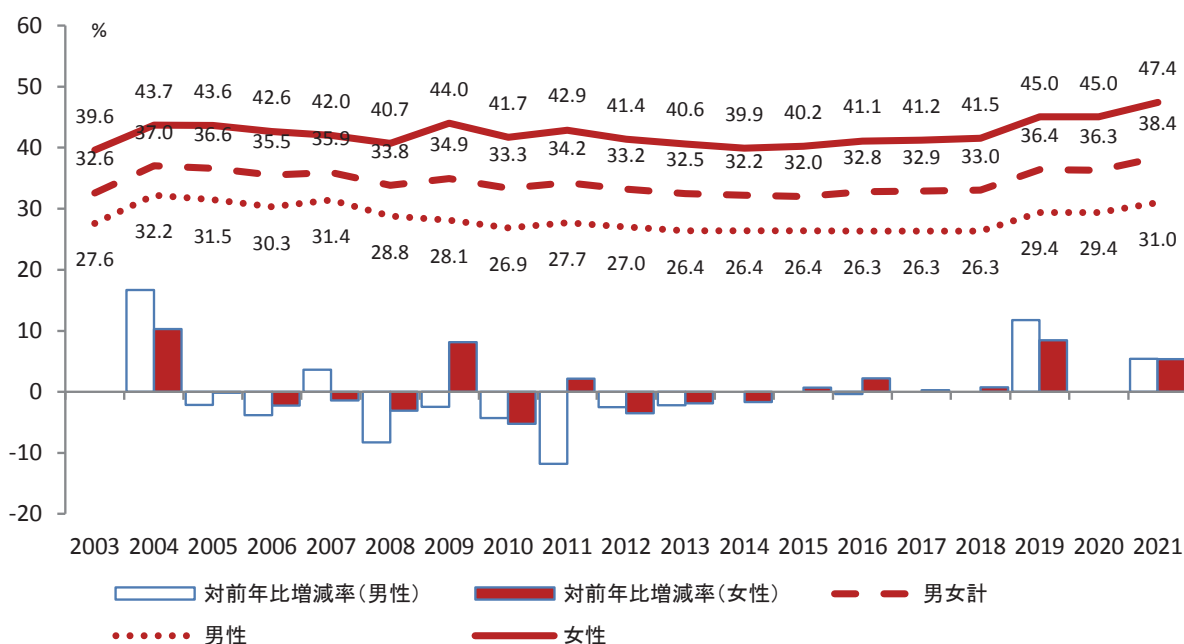


図8 韓国における非正規労働者の割合や対前年比増減率（男女別）

（出所）統計庁「経済活動人口調査」各年より筆者作成。最終利用日 2022年3月12日。

地が見えず賃金格差が残存している。さらに、チェスキヒ（2022）は、OECD加盟国のデータを用いて女性の育児休職期間が長いほど男女間の賃金格差は小さいという分析結果を出した。育児休職の安定性が経歴断絶を防ぎ、賃金格差を減らすという意味として解釈できる。経歴が断絶されると雇用形態が正規職から非正規職に変わり賃金水準も大きく低下すると共に育児休職の安定性も下がることになるだろう。

最近、韓国では男女ともに非正規労働者の割合が増加傾向にある。金明中（2022）によると、韓国における非正規労働者の割合は2007年以降減少し続け2015年には32.0%で、本格的に調査を始めた2004年以降最も低い水準となったものの、その後は再び増加し、2021年8月の非正規労働者の割合は38.4%まで上昇している。さらに、同時点における女性の非正規労働者の割合は47.4%で男性の31.0%を大きく上回っている（図8）。2021年時点の非正規職労働者の時間当たり賃金総額は15,482ウォン（1,564円）で正規労働者の21,230ウォン（2,145円）の72.9%水準にとどまっている。

第3節 男女間の雇用格差等を解消するための「積極的雇用改善措置制度」の概要と成果

韓国政府は男女間における雇用の格差等を解消する目的で2006年に積極的雇用改善措置制度を導入した。しかしながら、この制度によるクォーター制の導入以降男女間の対立は激しくなり始めた。

積極的雇用改善措置制度とは、積極的措置（Affirmative Action）を雇用部門に適用した概念で、政府、地方自治体及び事業主などが現存する雇用上の差別を解消

し、雇用平等を促進するために行うすべての措置やそれに伴う手続きを言う。つまり、積極的雇用改善措置制度は同一業種の他企業に比べて女性を著しく少なく雇用した場合、また女性管理者比率が低い企業に対して間接差別の兆しがあると判断し、すべての人事管理過程をチェックし改善策を企画・樹立する制度である。

当制度は、導入当時（2006年3月）には常時雇用労働者1,000人以上の事業所に義務づけられていたが、2008年3月からは適用対象が同500人以上の事業所や政府関連機関まで拡大され、現在に至っている。適用対象の拡大により、積極的雇用改善措置の事業所数は2006年制度導入時の546事業所から2020年には2486事業所まで増加した。

当制度の主な内容は、(1)対象企業の男女労働者や管理者の現状を分析すること、(2)企業規模及び産業別における女性や女性管理職の平均雇用比率を算定すること、(3)女性従業員や女性管理職比率が各部門別において平均値の70%（2014年までは60%）に達していない企業を把握、改善するように勧告することであり、対象企業は毎年3月末に雇用改善の目標値や実績、そして雇用の変動状況などを雇用労働部に報告することが義務づけられている。積極的雇用改善措置制度の主な流れは図9の通りである。

企業から提出された報告書は雇用平等委員会が検討し、女性の雇用実績が優れた企業は『男女雇用平等優秀企業』として選定、表彰を行う。また、優秀企業に選定された企業に対しては次のようなインセンティブ措置を講じている。

- ・3年間「男女雇用平等の優秀企業の認証マーク」の使

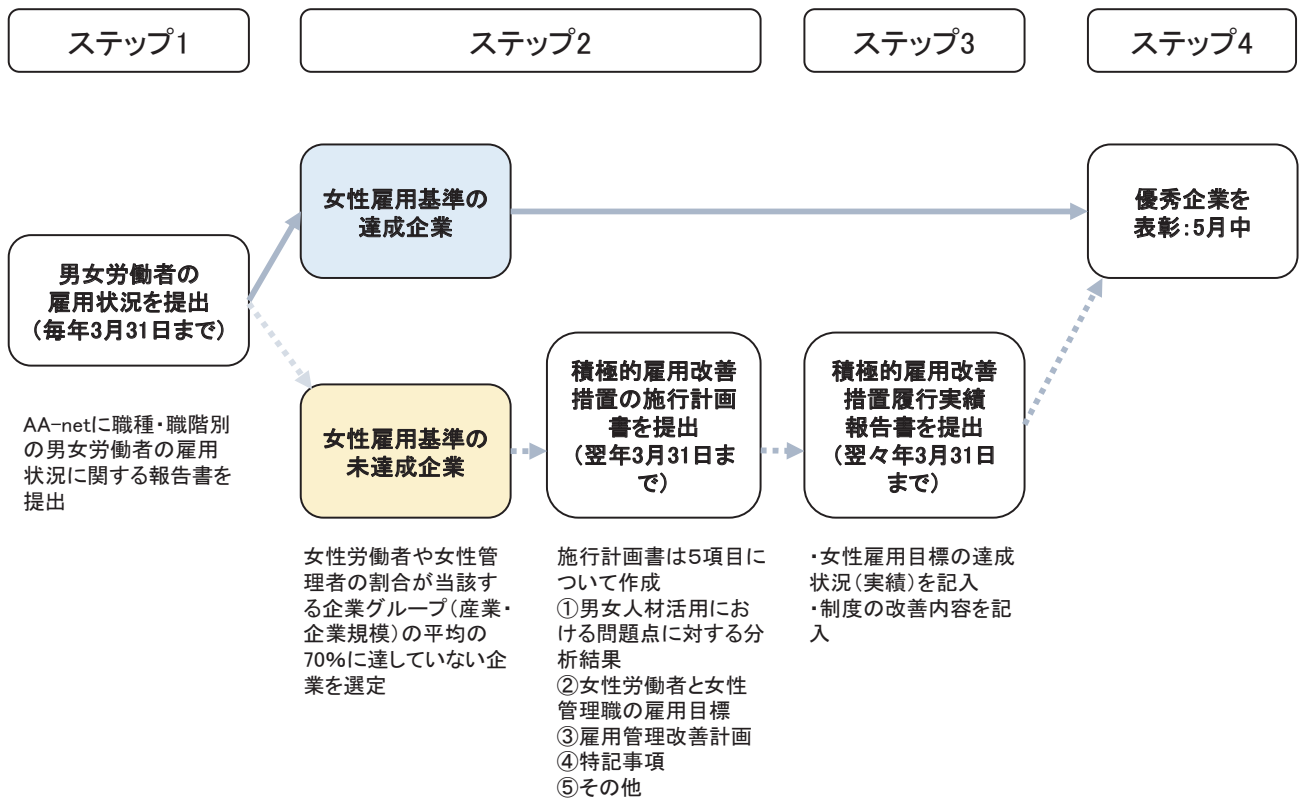


図9 積極的雇用改善措置の全体的な進行手順

(出所) 労使発展財団ホームページより筆者作成

- 用を許可
- ・地方労働局で実施する労働関連法の違反に関する随時点検の免除
- ・政府主催の入札に参加した時に加点(0.5点)を付与
- ・中小企業庁主催の入札に参加した時に加点(0.5点)を付与
- ・従業員の職業能力開発を支援する能力開発費用の貸出
- 制度を優秀企業の従業員に優先的に提供
- ・女性の雇用環境改善のための資金融資事業、勤労福祉公団の勤労奨学事業、中小企業福祉施設融資事業を優秀企業に優先的に適用
- ・優秀企業を紹介する冊子を制作し全国に配布したり、マスコミやインターネットを通じて優秀企業についての広報を実施

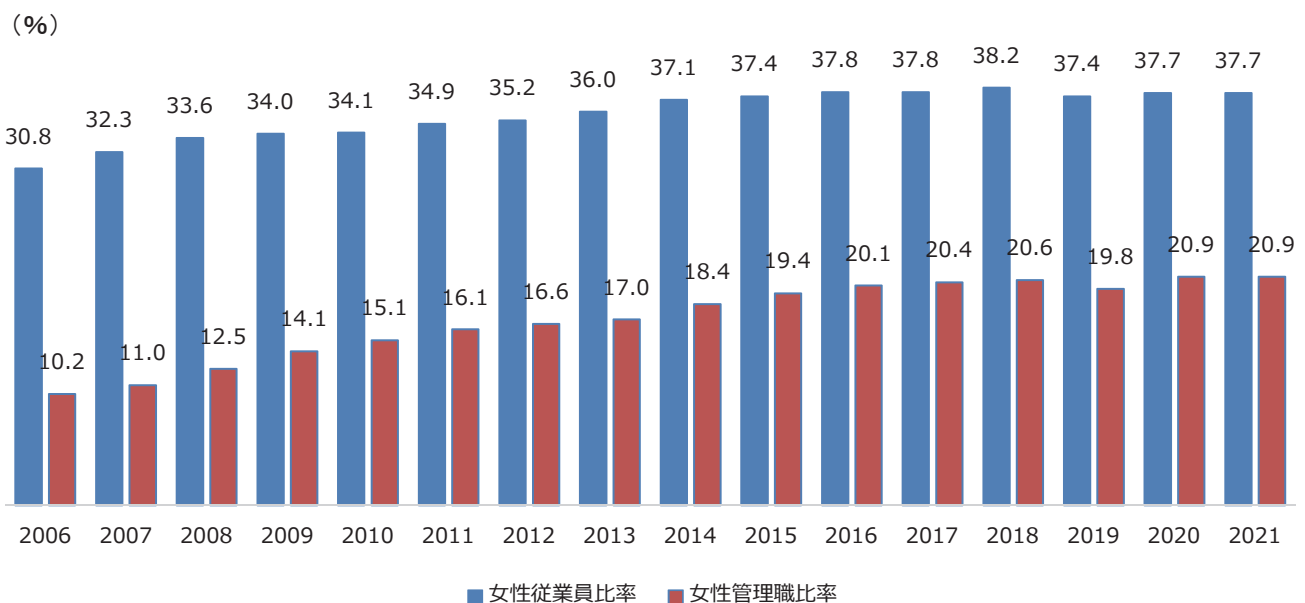


図10 韓国における積極的雇用改善措置の対象企業的女性従業員比率と女性管理職比率

(出所) 雇用労働部(2020)「2020AA 男女労働者現況分析報告書」より筆者作成

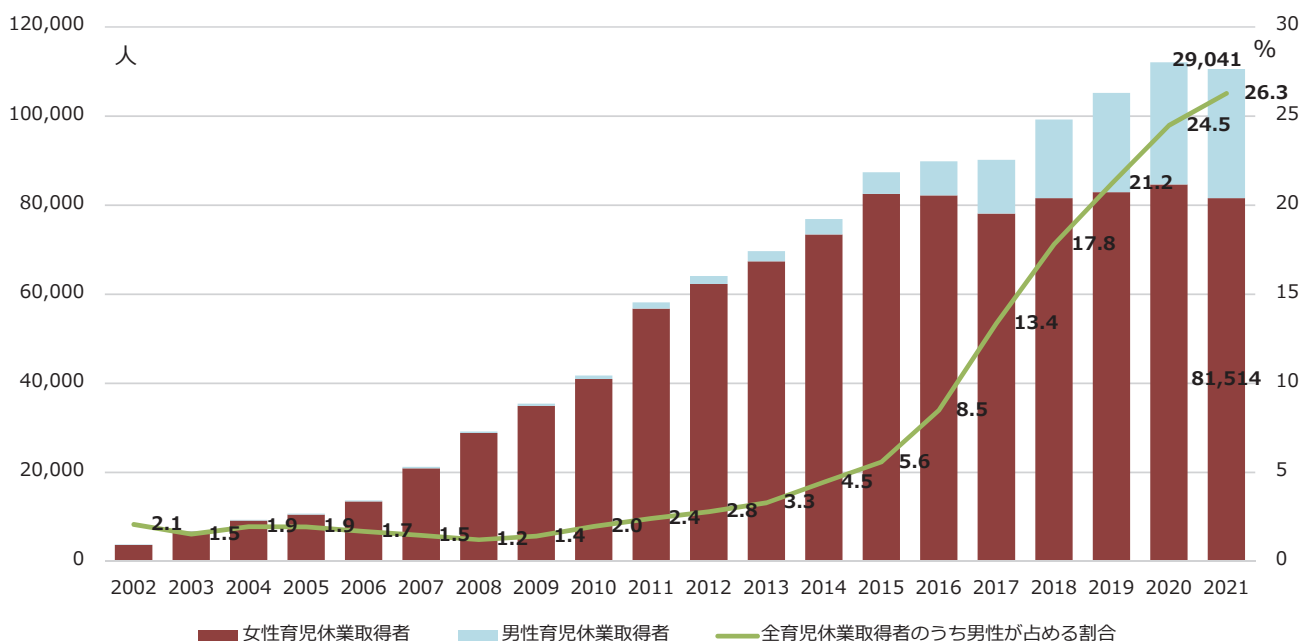


図11 男女別育児休業取得者と全育児休業取得者のうち男性が占める割合

(出所) 雇用労働部 (雇用保険 DB 資料) から筆者作成

では、韓国における積極的雇用改善措置制度はどのくらい効果を上げているだろうか。まず、対象企業の女性従業員比率は2006年の30.8%から2020年には6.9ポイント高くなった。また、同期間における対象企業の女性管理職比率も10.2%から20.9%と2倍以上になった(図10)。この結果だけを見ると、積極的雇用改善措置はある程度効果があったように見える。しかしながら、積極的雇用改善措置制度は、前述の通り常時雇用労働者500人以上の中堅企業や政府関連機関等だけが対象になっており、全企業数の99.9%を占めている中小企業に対する改善措置は行われていない。制度の施行により女性の雇用環境が以前と比べて改善されているが、まだすべての企業まで定着しているわけではない。一方、積極的雇用改善措置制度のクォーター制により昇進ができなかった男性の間では不満の声が始め、男女間の対立は激化し始めた。

第4節 女性活躍や出生率改善のために「パパ育児休業ボーナス制度」を施行

韓国政府が積極的雇用改善措置等男女間の不平等を解消し女性がより活躍できる社会を構築するための政策を実施したことにより、男女間の不平等は少し改善されたものの、まだ育児や家事は女性が担当することが多く、女性活躍や出生率改善の妨げとなっている。韓国統計庁の「2019年生活時間調査結果」によると、2019年の男性の平日の家事労働時間は48分であり、2014年より9分増加したものの、女性の190分を大きく下回っている。その影響もあり韓国の2021年の出生率は0.81で、2020年の0.84を更に下回り、統計を発表して以降最も低い数

値を記録した。

出生率の低下が続く中で韓国政府は男性が育児や家事をより分担し、女性の負担を減らすことにより出生率を改善する目的で2014年10月から「育児休業給付金」の特例制度である、いわゆる「パパ育児休業ボーナス制度」を施行している。「パパ育児休業ボーナス制度」は、同じ子どもを対象に2回目に育児休業を取得する親(実際に、2回目は父親が取得することが多い(90%)ので、通称「パパ育児休業ボーナス制度」と呼ばれている)に、最初の3カ月間について育児休業給付金として通常賃金の100%を支給する制度だ⁹。

更に「パパ育児休業ボーナス制度」では、最初の3カ月間の支給上限額は1カ月250万ウォン(252,627円)に設定されており、それは1回目に育児休業を取得する際に支給される育児休業給付金の上限額(1カ月150万ウォン(151,576円))よりも高い。その結果、2002年における男性の育児休業取得者数は78人で、取得者に占める割合はわずか2.1%に過ぎなかったが、2021年には29,041人となり、取得者に占める割合も26.3%まで上昇した(2022年第1四半期に育児休業を取得した男性は7,993人で前年同期比25.6%増加、図11)。育児休業を取得しても高い給与が支払われるので、特に中小企業で働いている子育て男性労働者を中心に「パパ育児休業ボーナス制度」を利用して育児休業を取得した人が増加したと考え

⁹ 韓国における通常賃金は、基本給と各種手当で構成されており、変動性の賃金(手当)は除外される。通常賃金は、時間外・休日労働手当や退職金を計算するための基準となる。

表2 韓国における育児休業給付金の概要

	給付対象	育児休業給付金
育児休業制度	8歳以下又は小学校2年生までの子を養育する親（取得期間は1年）	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を取得している期間に通常賃金の80%を支給（月額給付上限は150万ウォン≒157,950円）（月額給付下限は70万ウォン≒73,710円） ・但し、育児休業給付金の25%は職場復帰してから6カ月後に一時金として支給
3+3親育児休業制度（育児休業制度の特例、2022年度～）	誕生後12カ月以内の子どもを養育するために、同時に育休を取得する父母	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の3カ月は通常賃金の100%を支給 →母3カ月+父3カ月：月額給付上限はそれぞれ300万ウォン≒315,900円 →母2カ月+父2カ月：月額給付上限はそれぞれ250万ウォン≒263,250円 →母1カ月+父1カ月：月額給付上限はそれぞれ200万ウォン≒210,600円
パパ育児休業ボーナス制度	(～2021年度) 育休取得をした子どもについて、2回目の育休を取得する親	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の3カ月は通常賃金の100%（月額給付上限は250万ウォン≒263,250円） ※父母の両方が育児休業を取得した場合は、先に取得した人に通常賃金の80%を支給 ・続く4～12カ月は、通常賃金の50%（月額給付上限は120万ウォン≒126,360円）
	(2022年度～) 育休取得をした誕生後12カ月以降の子どもについて、2回目の育休を取得する親	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の3カ月は通常賃金の100%（月額給付上限は250万ウォン≒263,250円） ・続く4～12カ月は、通常賃金の80%（月額給付上限は150万ウォン≒157,950円）

(出所) 韓国雇用保険ホームページ「育児休職」より筆者作成
<https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0302Info.do>

られる。実際、2020年における育児休業取得者数の対前年比増加率は、従業員数30人以上100人未満企業が13.1%で最も高い（従業員数10人以上30人未満企業は8.5%、従業員数300人以上企業は3.5%）。

2022年からは「パパ育児休業ボーナス制度」が改正され、適用対象が既存の全ての子供から、産まれてから12カ月以降の子供に変更され、父母が順次的に（必ず母親と父親の取得期間がつかざる必要はない）育児休業を取得した際に適用される。適用対象を変更した理由は、2022年から育児休業制度の特例として「3+3親育児休業制度」が施行されるからである。

「3+3親育児休業制度」とは、生まれてから12カ月以内の子供を養育するために父母が同時に育児休業を取得した場合、最初の3カ月間について育児休業給付金として父母両方に通常賃金の100%を支給する制度だ（表2）。

2021年までの「パパ育児休業ボーナス制度」では、父母の両方が育児休業を取得した場合、先に取得した人には通常賃金の80%が支給されていた。また、2022年からは育児休業を取得してから4～12カ月の間に支給される育児休業給付金が既存の通常賃金の50%から通常賃金の80%に改善された。韓国政府はこの制度の施行により、男性の育児休業取得および育児への参加時間は、現在より増加すると期待している。

第5節 「女性徴兵論」が台頭する等男女間の対立がさらに激化

韓国での男女間の対立は「女性徴兵論」の議論まで広がった。2021年の4月19日の青瓦台（大統領府）のホームページには「男性だけでなく、女性も兵役に就くべき」

と訴える国民請願が掲示され、29万人以上が賛同した。請願の内容は次の通りである。

「出生率の低下と共に韓国軍は兵力の補充に大きな支障が生じています。その結果、男性の徴兵率は9割近くまで上昇しました。過去に比べて徴兵率が高くなったことにより、兵役に不適切な人員さえ無理やりに徴兵の対象になってしまい、軍の全体的な質の悪化が懸念されるどころです。これに対する対策として、女性も徴兵の対象に含め、より効率的に軍を構成すべきだと思います。すでに将校や下士官候補として女性を募集していることを考慮すると、女性の身体が軍の服務に適していないという理由で女性を兵役の対象にしないことは言い訳にしか聞こえません。さらに、現在は過去の軍隊とは異なり、近代的で先進的な兵営文化が定着されていると存じております。女性側もこの点はすでに把握しており、多くのコミュニティを見た結果、過半数の女性が女性の徴兵について肯定的な考えを持っていることを確認しました。男女平等を追求し、女性の能力が男性に比べて決して劣ってはいないことを皆が認識している現代社会で、男性だけに兵役に服する義務を課すことは非常に後進的で女性を卑下する発想だと思います。女性は保護すべき存在ではなく、国を守ることができる頼もしい戦友になり得ます。したがって、政府には、女性のための徴兵制導入を検討していただくことを願います」

青瓦台のホームページに投稿された請願の賛同者数が20万人を超えると、青瓦台は公式的な立場を表明する必要がある。そこで、青瓦台は2021年6月18日、「女性徴兵制導入の検討要求」に関連する請願について、「女性徴兵制は兵力の補充に限った問題ではなく、様々な争点を

含んでおり、国民の共感と社会的合意など十分な議論を経て慎重に決定すべき事案です。また、女性徴兵制が実際に導入されるためには軍の服務環境、男女平等な軍組織文化への改善などに関する総合的な研究と事前準備が十分に行われなければなりません」と立場を示した。

韓国には現在約60万人の軍人がおり、軍人の大部分は徴兵制に依存している。1953年に韓国戦争が休戦してから北朝鮮と対峙している韓国では、男性の兵役義務が憲法で定められ、すべての成人男性は、一定期間軍隊に所属し国防の義務を遂行することになっている。つまり、韓国の男性は、満18歳で徴兵検査の対象者となり、満19歳になる年に兵役判定（軍隊に行くか行かないか、どこで兵役の義務を遂行するか等の判定）検査を受ける。2021年の入隊者97,649人のうち、満21歳以下の入隊者割合は8割を超えている¹⁰。

検査は、心理検査と身体検査が行われ、検査結果に資格、職業、専攻、経歴、免許等の項目を反映してから最終等級（1級～7級）を決める。判定の結果が1～3級の場合は「現役（現役兵）」として、4級の場合は「補充役（社会服務要員、公衆保健医師、産業機能要員等）」として服務する。一方、5級は「戦時勤労役（有事時に出勤し、軍事支援業務を担当）」、6級は「兵役免除」、7級は「再検査対象」となる。

兵役の期間は1953年の36カ月から段階的に減り、現在は18～21カ月まで短縮された。月給も1970年の900ウォンから2022年には67万6,100ウォン（約68,321円）、兵役は義務なので最低賃金が適用されない。参考までに2022年の最低賃金は1時間9,160ウォン（約926円）で、月209時間基準で191万4,440ウォン（約19万3,456円）に大きく引き上げられた。

兵役の期間も短くなり、給料水準も改善される等服務環境は大きく改善されたものの、若者は兵役を嫌がる。若者が兵役を嫌がる理由は、厳しい訓練、体罰、命令・服従等の縦社会への抵抗感、時間や行動の制限、学業が中断され就職が遅れるという不安感、集団生活や軍隊施設への不慣れ、軍隊にいる間に恋人が変心する可能性が高いなど様々だ。親たちも子どもの兵役期間中に戦争でも起きるのではないかと、事故により怪我でもするのではないかと心配で除隊するまで不安でたまらない。

特に兵役中の若者の最大の懸念は兵役の義務を終えた後の進路、つまり「就職」のことである。昔は、6級以下の公務員採用試験で、2年以上兵役の義務を果たした人には得点の5%、2年未満の兵役の義務を果たした人に

は3%を加算する「軍加算点制度」が実施（1961年から）されていた。しかしながら、この制度は兵役の義務がない女性に対する差別につながるとして論議を呼び、1999年に憲法裁判所で違憲と決定されてから廃止された。

その後、女性の学歴上昇と男女平等を目指す機運の高まり、そして「積極的雇用改善措置」等女性の労働市場参加を支援する制度の実施により、女性の労働市場参加は増え続ける一方、兵役の義務を終えた20代男性を含めた若い男性の就職は益々厳しくなっている。

そこで、若い男性を中心に兵役を果たした人に、ある程度のインセンティブを提供する「軍加算点制度」の復活を主張する意見が継続して提起されている。そして、1999年に「軍加算点制度」が廃止されてから、兵役義務者に対する補償問題がジェンダーの論争に発展し、女性も兵役の義務を負うべきだという「女性徴兵論」に賛同する男性が増えている。

このような状況の中で、2022年3月に行われた大統領選挙への出馬を表明していた与党「共に民主党」の朴用鎮（パク・ヨンジン）議員は2021年4月に出版した著書『朴用鎮の政治革命』で現行の徴兵制を募兵制に切り替えることや、男女問わず40～100日間の軍事訓練を義務付ける「男女平等服務制」等を提案して注目された。実際に実現される可能性は低いですが、当時与党離れていた20代男性の歓心を買うには十分なネタであった。

2021年に国防部（日本の防衛省に当たる）は、「女性徴兵制」の導入に対して、事実上「時期尚早だ」との立場を表明しており、すぐさま「女性徴兵論」が韓国で実現されることはないと考えられる。

しかしながら、政権が交代され、2024年の国会議員の選挙を迎えている中、「女性徴兵論」の実施以外にも兵役の義務を終えた20代男性に対する補償を含めた多様な対策が今後拡大・実施される可能性が高い。

結びに代えて

1982年に韓国で生まれた女性が生きていく過程で経験する差別や苦悩を描いた韓国映画『82年生まれ、キム・ジョン』が2019年10月に韓国で公開され、累計367万人の観客動員数を記録した。原作や映画では、女性が育児と仕事を両立することがなかなか難しい韓国企業の風土や儒教に根差す男性優位主義が残存している韓国の家族制度の問題点等を女性主人公の生活を通して語っている。但し、20代を中心とする若い男性の中には原作や映画に否定的な反応を見せた人も少なくなかったそう。もしかすると、彼らは、韓国政府が2000年代半ばから推進してきた女性活躍推進政策等により、過去と比べて労働市場に参入することや企業で昇進・昇格することが難しくなったことを恨んでいるのかも知れない。

男女間の対立は暴言や暴行、そして国民請願までつな

¹⁰ 年齢別入隊者と構成比：19歳 1,902人（1.9%）、20歳 61,637人（63.1%）、21歳 21,096人（21.6%）、22歳 5,984人（6.1%）、23歳 2,735人（2.8%）、24歳 1,479人（1.5%）、25歳以上 2,816人（2.9%）

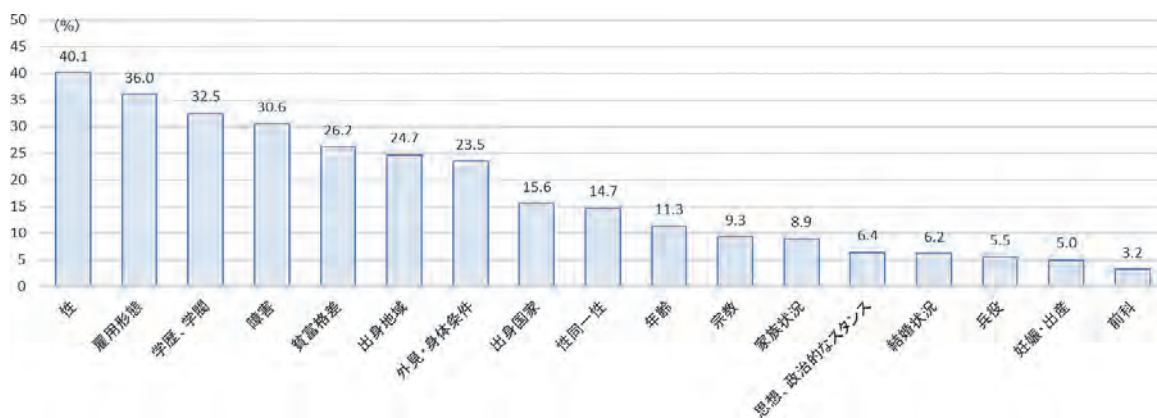


図 12 韓国社会における最も大きな差別

(出所) 国家人権委員会 (2020) 「2020 差別に対する国民認識調査」

がっている。2020 年 5 月には韓国・ソウル駅では 30 代の女性が身元不詳の男性から昼間に暴行を受けた。また、2021 年 4 月には青瓦台のホームページ¹¹に「男性だけでなく、女性も兵役に就くべき」と訴える国民請願が掲示された。さらに、ネット上には、ハンナムチュン（韓男虫、韓国男性を虫だと卑下する言葉）、キムチ女（デートや恋愛、結婚における経済的な負担をすべて男性に依存するような女性を侮蔑する言葉）、ママチュン（ママ（Mom）とチュン（蟲）の合成語で、しつけがされていない子どもの母親を卑下する言葉）等お互いを嫌悪する言葉があふれている。

国家人権委員会 (2020)¹²の調査結果によると、回答者の 82%が韓国社会の差別問題が深刻であると答えた。さらに差別が最も深刻な部門として「性」差別 (40.1%) が挙げられた (2 位は「雇用形態」36.0%、3 位は「学歴・学閥」32.5%、図 12)。

韓国社会における男女間の対立は、韓国社会で相変わらず家庭や社会の既得権を持っており、家父長制的な価値観を持っている男性中年層と、社会的地位向上により「脱・家父長制」と「男女平等」を主張する女性中年層の対立から、労働市場に参加するための、また、一次労働市場に入るための若者世代の男女の「生存の戦い」まで広がっている。特に、若者の場合は 386 世代とは異なり、就職をするために学業に邁進し、スペックを積んでいるにもかかわらず就職ができず、多くの若者が非正規職としてキャリアをスタートしている。

このような状況の中で、若者の多くは「公正」を何よりも大事だと考えている。特に、国が作った制度により自分たちが差別あるいは排除され、特惠や不正のような不公正を経験することになると、鬱憤を感じ、政権に対抗することになった。その代表的な例は 2022 年 3 月に行

われた第 20 代韓国大統領選挙の結果からも確認できる。満 18～29 歳と 30 代の男性においては、女性家族部の廃止を発表した「国民の力」の尹錫悅氏を支持する割合が高かったことは逆に、満 18～29 歳と 30 代の女性の間では、女性家族部の拡大・改編を主張した「共に民主党」の李在明氏の支持率がより高かった。40 代と 50 代には進歩・改革系の政治的スタンスを、60 代以降は保守系の政治的スタンスを持っている人が多いことに比べて、30 代未満の若者は自分たちの生存に有利な政策を主張する人を支持する傾向が強くと表れたのだ (表 3)。

最近では女性の学歴水準が上昇し、労働市場で活躍している女性が増加している。また、過去とは異なり、女性労働者に対する認識も変わっており、さらに女性の活躍を支援するための制度も十分だとは言えないが少しずつ整備されてきている。しかしながら女性がより活躍できる社会を構築するために残された課題はまだ多い。過去に比べて女性雇用に対する使用者差別¹³や統計的差別が減少しているとは言え、欧米に比べて韓国の経営者にはまだ使用者差別や統計的差別という意識が強く残存している可能性が高い。その結果は本文で取り上げた OECD データからも間接的に確認できる。従って今後韓国政府は女性がより活躍できる社会を構築する必要がある。しかしながら、女性に偏った対策を推進すると男性、特に若い男性が差別を主張しながら対抗する可能性が高い。男性の不満を最小化しながら、女性がより活躍できる社会を構築するのが韓国政府の課題だと言える。韓国政府が男女間の対立を解決するためにどのような対策を実施するのか今後の対策に注目したい。

¹³ 「使用者差別仮説とは、使用者は女性労働者に対して差別的嗜好を持っているため利潤を犠牲にしても、女性の雇用比率を下げようとする。その結果として、労働市場では男女間賃金格差が発生するという仮説である。」佐野晋平 (2005) 「男女間賃金格差は嗜好による差別が原因か」『日本労働研究雑誌』No. 540

¹¹ <http://19president.pa.go.kr/petitions/597687>

¹² 調査期間：2020 年 4 月 22～27 日、調査対象：全国の満 19 歳以上の男女 1,000 人

表3 第20代韓国大統領選挙性・年齢階層別出口調査結果

	全体	男性	女性	満18~29歳		30代		40代		50代		60歳以上	
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
李在明	47.8	46.5	49.1	36.3	58.0	42.6	49.7	61.0	60.0	55.0	50.1	30.2	31.3
尹錫悦	48.4	50.1	46.6	58.7	33.8	52.8	43.8	35.2	35.6	41.8	45.8	67.4	66.8

(出所) 韓国放送公社ホームページ 2022年大統領選挙出口調査結果 (2022年3月9日)
https://news.kbs.co.kr/special/election2022/president/exit_poll.html

参考文献

韓国語

- 国家人権委員会 (2020) 「2020 差別に対する国民認識調査」 국가인권위원회 (2020) 「2020 차별에 대한 국민인식 조사」
- 雇用労働部 (2020) 「2020AA 男女労働者現況分析報告書」、고용노동부 (2020) 「2020AA 남녀근로자현황분석보고서」
- 教育部・韓国教育開発院 (2021) 「2020 年高等教育機関卒業生就業統計」、교육부・한국교육개발원 (2021) 「2020 년고등교육기관졸업자취업통계」
- 中小企業研究院 (2021) 「大中小企業間労働市場格差変化分析」、중소기업연구원 (2021) 「대·중소기업간 노동시장 격차 변화 분석」
- チェスクヒ (2022) 「韓国と OECD 加盟国の性別賃金格差の比較分析と示唆点」『女性経済研究』Vol.19、No.1、pp.1-20、韓国女性経済学会、최숙희 (2022) 「한국과 OECD 국가의 성별 임금격차 비교분석과 시사점」
- 統計庁 (2022) 「2022 年 5 月経済活動人口調査青年層付加調査結果」、통계청 (2022) 「2022 년5월경제활동인구조사 청년층부가조사결과」
- ハンガンフン (2020) 「初職場の離脱要因分析」『労働経済論集』第 43 卷第 2 号、pp.41-74、韓国労働経済学会、한광훈 (2020) 「첫 일자리 이탈 영향요인 분석」
- 朴用鎮 (2021) 『朴用鎮의 정치혁명』 オープンハウス、박용진 (2021) 『박용진의 정치혁명』 오픈하우스

日本語

- 金明中 (2022) 「韓国における所得格差と分配政策」『特集所得格差と分配政策の国際比較』『DIO』2022 年 4 月号、pp.11-18
- 佐野晋平 (2005) 「男女間賃金格差は嗜好による差別が原因か」『日本労働研究雑誌』No. 540、pp.55-67

WEB 資料

- OECD Data “Employment rate”、最終利用日 2022 年 10 月 21 日
<https://data.oecd.org/emp/employment-rate.htm>
- OECD Data “Gender wage gap”、最終利用日 2022 年 10 月 21 日
<https://data.oecd.org/earnwage/gender-wage-gap.htm>
- 韓国雇用保険ホームページ「育児休職」한국고용보험 홈페이지 「육아휴직」、最終利用日 2022 年 11 月 23 日
<https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0302Info.do>
- 韓国放送公社ホームページ「2022 年大統領選挙出口調査結果 (2022 年 3 月 9 日)」、한국방송공사홈페이지「2022 년대통령선거출구조사결과 (2022 年 3 月 9 日)」、最終利用日 2022 年 10 月 21 日
https://news.kbs.co.kr/special/election2022/president/exit_poll.html
- 韓国産業人力公団「海外就業国別統計」WORLDJOB +、한국산업인력공단「해외취업국가별통계」WORLDJOB +、最終利用日 2022 年 10 月 20 日
<https://www.worldjob.or.kr/ovsea/ovrsAdvce.do?menuId=1000000046>
- 統計庁「経済活動人口調査」、통계청「경제활동인구조사」、最終利用日 2022 年 10 月 10 日
<https://kosis.kr/index/index.do>
- サラムイン (2022) 「採用時の性別影響相変わらず…志願者の性別スプレック差は？」사람인 (2022) 「채용 시 ‘성별’ 영향 여전히… 지원자 성별 스펙 차이呢?」、最終利用日 2022 年 10 月 20 日
https://www.saramin.co.kr/zf_user/help/live/view?idx=108718&listType=news
- 労使発展財団ホームページ、노사발전재단홈페이지、最終利用日 2022 年 10 月 20 日
<https://www.nosa.or.kr>

経済制裁と北朝鮮

—「自力更生」の構造と展望—

上澤 宏之

Economic Sanctions and North Korea —Structure and Perspective of "Self-reliance"—

Hiroyuki KAMISAWA

はじめに

国連安全保障理事会は、2017年8月5日、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が同年7月4日及び同28日に実施した弾道ミサイル発射に対して、「地域内外の緊張を更に増大させていることに最も深刻な懸念」を表明した上で、「いかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄する」ことに向けて、北朝鮮による石炭、鉄、鉄鉱石、水産物、鉛及び鉛鉱石の輸出禁止、北朝鮮海外労働者の雇用拡大禁止などの制裁措置を盛り込んだ決議第2371号を採択した¹。これは大量破壊兵器関連品や奢侈品を中心とした従来の禁輸措置とは異なり、ヒト、モノ、カネの流れをより厳格に規制するもので、中でも注目を引いたのは、石炭や鉄鉱石、水産物など北朝鮮の主要外貨獲得源にターゲットを絞ったことであった。

これに対して北朝鮮は、同年8月7日、「朝鮮民主主義人民共和国政府声明」を發表し、「米国と敵対勢力が捏造して出した国連安全保障理事会の反共和国（北朝鮮）『制裁決議』を我が共和国の自主権に対する侵害として峻烈に糾弾し、全面排撃する²」と安保理の制裁決議を強く非難した。

北朝鮮は、経済制裁を「革命を行う国に反対する帝国主義者らの侵略政策の代表的な実態³」として「帝国主義」対「反帝国主義」の対決構図で捉えるなど、反帝反米自主化に向けた最大の闘争目標と位置付けている。その上で「帝国主義者らが『制裁』を我々の前途を遮る『万能』の手段と捉え、我々をどうにかしようと猛威を振

るっているが、我々は自立の道を最後まで進む⁴」と謳うなど、体制の生き残りをかけた強い信念をみせている。そこからは毛沢東の自力更生論やフランク、アミンの従属論を遥かに凌ぐ、超アウタルキー的な経済構造の確立に向けて、外国の資本や資源、技術などの他律的支配を徹底して排除したいとする思わくがうかがえる。

それでは、制裁下の北朝鮮が具体的にどのように経済の立て直しを試みているのだろうか。この解明が本稿の目的である。そのため、北朝鮮の最大貿易相手国である中国との貿易⁵を中心に制裁の影響を明らかにした上で、朝鮮労働党中央委員会機関紙『労働新聞』などの公式報道から北朝鮮当局の制裁への対応を整理する。そしてそれらを基に北朝鮮の金正恩体制が現在、展開する「自力更生」の構造とその展望について考えてみたい。

I 経済制裁と北朝鮮

1 経済制裁と北朝鮮の対外貿易

(1) 輸出の推移

北朝鮮の貿易額は、UN Comtrade を基に2012～2021年の10年間でみると、制裁⁶が始まる前の2012～2015年は年間約60～80億ドル台で推移してきたものの、制

⁴ 『労働新聞』、2022年9月14日付け（朝鮮語）。

⁵ 本稿では、対北朝鮮貿易国・地域の統計を集約するミラー方式を用いて北朝鮮の貿易額を算出した。また、本研究で用いた貿易統計のUN Comtrade Database (<https://comtrade.un.org/data>) には、ベトナムの対北貿易が含まれないなどの問題点も散見されるため、北朝鮮の最大貿易相手国である中国の対北貿易を中心に制裁の影響を考察した。

⁶ 本稿では、安保理決議第2270号（2016年3月2日採択）、第2321号（2016年11月30日採択）、第2371号（2017年8月5日採択）、第2375号（同年9月11日採択）及び第2397号（同年12月21日採択）の5つの決議に基づく一連の禁輸措置を指す。

¹ 外務省「国際連合安全保障理事会決議第2371号和訳」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000281070.pdf>)、2022年9月19日アクセス。

² 「朝鮮中央通信」、2017年8月7日付け（朝鮮語）。

³ 社会科学院主体経済学研究所編『経済辞典（1）』社会科学出版社、1985年、104頁（朝鮮語）。

裁が本格的に始まる 2018 年以降はその半分以下に落ち込むなど大幅な減少をみせた。具体的に、2018 年は 2015 年比 59.5% 減となる 26 億 6,661 万ドル、2019 年は前年比で多少増加したものの、2015 年比では 53.7% 減となる 30 億 5,310 万ドルと低調な水準であった。2020 年は新型コロナウイルスの感染拡大による同年 1 月からの中朝国境閉鎖に伴い、2015 年比 89.0% 減となる 7 億 2,296 万ドルを記録した。

輸出入別でみると、まず輸出額は 2018 年が 2015 年比 89.1% 減となる 3 億 4,052 万ドル、2020 年には同 94.7% 減となる 1 億 6,349 万ドルまで急減した。品目別では、制裁前の 2013 年に 20 億 4,641 万ドルを輸出していた鉱物性燃料 (HS 25-27) が、2017 年には 6 億 8,616 万ドル、2018 年には 5,147 万ドルまで縮小した (図 1)。これは北朝鮮の最大輸出品である石炭 (HS 2701)、より詳しくいえば、無煙炭 (HS 27011) の大幅減に起因している。前述のとおり、北朝鮮が 2017 年 7 月 4 日及び同 28 日に実施した弾道ミサイル発射を受けて、国連安保理が同年 8 月 5 日に決議第 2371 号⁷ を採択し、北朝鮮による石炭や

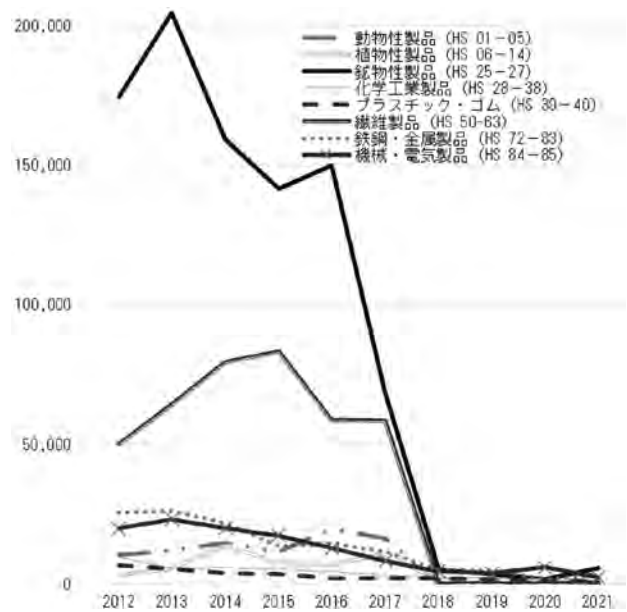


図 1 北朝鮮の輸出

(大分類: 単位万ドル)
(出所: UN Comtrade を基に作成)

表 1 対北朝鮮禁輸品目

安保理決議	第2270号 (2016年3月2日採択)	第2321号 (2016年11月30日採択)	第2371号 (2017年8月5日採択)	第2375号 (2017年9月11日採択)	第2397号 (2017年12月21日採択)					
中国商務部 公告	2016年第11号 (2016年4月5日施行)	2016年第81号 (2016年12月24日施行)	2017年第40号 (2017年8月15日施行)	2017年第52号 (2017年9月23日施行)	2018年第4号 (2018年1月6日施行)					
禁輸内容	対北輸入禁止		対北輸入禁止		対北輸入禁止					
	品目	HSコード	品目	HSコード	品目	HSコード				
	石炭 ※民生用除外	2701110010	石炭	2701	石炭	2701	食用の野菜・果実 第7~8類			
		2701110090	※上限制限(量・額)	2702		2702		5106~5113	採油用の種及び果実 第12類	
		2701121000	銅	26030000		2601110000		2601110000	5204~5212	塩・硫酸及びセメント等 第25類
		2701129000	ニッケル	26040000		260112000		2601190000	5306~5311	木材及びその製品等 第44類
	鉄鉱石 ※民生用除外	2601111000		26050000	鉄鉱石	2601120000	5400	ボイラー及び機械類 第84類		
		2601112000	亜鉛	26080000		2601200000	2601200000	5508~5516	電気機器 第85類	
		2601119000		26090000		2601200000	2601200000	5600~6000	船舶及び浮き構造物 第89類	
		2601120000	銀	26161000		2601200000	2601200000	6100	対北輸出禁止等	
	鉄鉄	2602000000		7106	鉄	7201100010	6501	品目	HSコード	
		7201100010		71070000		7201100090	7201200000	6502	鉄・鉄鋼及び他金属類 第72~83類	
		7201100090	ヘリコプター等 その他航空機	88021100		7201500010	7201500090	701911~701912	機械類及び電気機器 第84~85類	
		7201200000		88021210		2607	701919	701919	運送車両 第86~89類	
	貴金属鉱(精鉱を含む)	2616900001	船舶及び 浮き構造物	第89類	鉛、鉛鉱石	701994	701994	※原油及び石油製品の輸出制限強化(原油の年間400万バレル・石油製品の年間50万バレル)		
		2616900009	彫刻・塑像・鑄像	9703		701999	701999			
	チタン鉱(精鉱を含む)	2614000000			水産物	39262011	39262011			
	ニオブ鉱・バナジウム鉱等	2615909090				39262019	39262019			
	レアアース鉱	2530902000				39262090	39262090			
						4015	4015			
	対北輸出禁止					4203	4203			
	航空ガソリン	2710121000				430310	430310			
	ジェット燃料(ナフサ型)	2710122000				6101~6200	6101~6200			
	ジェット燃料(灯油型)	2710191100				6504~6507	6504~6507			
ケロシン系ジェット燃料	2710191910				対北輸出制限					
	2710191990				※原油輸出の制限(過去1年間における輸出量の超過禁止・石油製品輸出上限量の年間200万バレル・コンデンサート及び液化天然ガスの輸出禁止)					

(出所: 中国商務部資料を基に作成)

⁷ このほか、北朝鮮海外労働者の雇用拡大や北朝鮮との新規合弁企業若しくは共同事業体、追加投資を通じた既存の合弁企業の拡大などを禁じた。北朝鮮の最大貿易相手国である中国は、商務部公告「2017年第40号」を通じて、同年8月15日から国内効力を発効させた。

鉄、鉄鉱石、鉛、鉛鉱石、水産物の輸出を禁止したことが大きく影響した(表1)。国内埋蔵量が豊富な無煙炭を軸に外貨獲得に注力していた北朝鮮にとって大きな損害となるものであった。

また、石炭に次ぐ輸出品目である繊維製品(HS 50-63)も2015年に8億3,429万ドルを記録していたものの、

2018年には2015年比99.6%減となる304万ドルまで減少した。これは北朝鮮が2017年9月3日に行った6回目の核実験（咸鏡北道吉州郡豊溪里付近）に対して、国連安保理が同年9月11日に決議第2375号⁸を採択し、北朝鮮の主力輸出品である繊維製品の輸出などを禁じたことによるものである。繊維製品をめぐることは、制裁前まで中国との委託加工貿易を活発に行っており、中国から原材料を輸入し、北朝鮮の低廉な人件費で加工した縫製品などの完成財を再び中国に輸出してきた。石炭と繊維製品は、北朝鮮の二大輸出品目に数えられ、制裁前の2015年には輸出額に占める両品目のシェアが34.1%（石炭21.5%、繊維製品12.6%）を占めるなど、北朝鮮の外貨獲得を支える大きな柱となっていた。

さらに、機械・電気製品（HS 84-85）の輸出額も2013年に2億3,220万ドルに上ったものの、2018年には2013年比79.7%減となる4,710万ドルまで低下した。これは北朝鮮が2017年11月28日に弾道ミサイルを発射したことを受けて、国連安保理が同年12月21日に決議第2397号⁹を採択し、北朝鮮の機械類などの輸出を禁止したことに基づくものである。

このほか、水産物に代表される動物性製品（HS 01-05）の輸出額も制裁前のピークであった2016年に1億9,774万ドルを数えたものの、前述の安保理決議第2371号により2018年には2016年比99.0%減となる186万ドルにとどまった。

2016年に採択された安保理決議第2270号¹⁰及び第2321号¹¹が北朝鮮の最大輸出品である石炭に対する民生用除外や数量・金額制限などの部分的な統制であったのに対して、2017年に採択された第2371号以降は、石炭などの輸出源泉を完全に遮断する禁輸措置であったといえる。

⁸ 貿易制限のほか、北朝鮮海外労働者の新規雇用許可・更新の禁止、北朝鮮への原油輸出の制限（過去1年間における輸出量の超過禁止、石油製品輸出上限量の年間200万バレル、コンデンセート及び液化天然ガスの輸出禁止）、既存合弁企業又は共同事業体の閉鎖などを含んだ。中国は商務部公告「2017年第52号」を通じて、同年9月23日から国内効力を発効させた。

⁹ 北朝鮮による機械類、運送車両、鉄、鉄鋼及びその他金属類の輸入を禁止したほか、北朝鮮からの食料品、農産品、機械類、電気機器、マグネサイトやマグネシアを含む土石類、木材類及び船舶の輸入を禁止した。また、北朝鮮への原油及び石油製品の輸出を制限（原油の年間400万バレル、石油製品の年間50万バレルをそれぞれ上限）したり、北朝鮮による漁業権の取引を禁じたりしたほか、北朝鮮海外労働者を24か月以内に帰国させることを求めた。

(2) 輸入の推移

次に、輸入額は2018年が2015年比33.1%減となる23億2,608万ドルを記録するなど、輸出と比較して緩慢な減少幅をみせた。これは国連制裁が北朝鮮の輸出に焦点を当てたことが理由として挙げられ、北朝鮮にとって大幅な輸入制限となる安保理決議第2397号（2017年12月21日採択）では、鉄鋼・金属製品（HS 72-83）や機械・電気製品（HS 84-85）、運送車両（HS 86-89）が禁輸品に含まれた。その結果、鉄鋼・金属製品の2018年の輸入額が2015年比96.9%減となる886万ドル、機械・電気製品が同97.4%減となる1,639万ドルまで急減した（図2）。

これに対して、2018年の化学工業製品（HS 28-38）の輸入額が前年比45.2%増の2億6,323万ドルであったほか、植物性製品（HS 06-14）が同40.1%増の2億2,801万ドルまで拡大するなど、制裁後に輸入が却って増加している品目も散見された。また、繊維類（HS 72-83）の輸入は2018年が前年比31.5%減の5億3,467万ドルであったが、2019年は同22.3%増となる6億5,408万ドルまで増えたほか、プラスチック・ゴムの輸入額が2018年に同3.8%減の2億7,838万ドルと多少減ったものの、2019年には再び同21.0%増となる3億3,689万ドルを記録した。しかし、2020年1月の中朝国境閉鎖により、2020

¹⁰ 国連安保理は、北朝鮮が2016年1月6日に実施した4回目の地下核実験（咸鏡北道吉州郡豊溪里付近）に対して、同年3月2日に決議第2270号を採択した。内容としては、北朝鮮による石炭や鉄、鉄鉱、金、レアアースなどの輸出を禁止（民生用は除外）したほか、北朝鮮に対する航空燃料の輸出や北朝鮮銀行の海外支店の開設などを禁止した。中国は商務部公告「2016年第11号」を通じて、同年4月5日から国内効力を発効させた。

¹¹ 国連安保理は、北朝鮮が2016年9月9日に行った5回目の地下核実験（同豊溪里付近）に対して、同年11月30日に決議第2321号を採択した。内容としては、北朝鮮による石炭輸出の上限（決議採択日から2016年12月31日までの間の北朝鮮産石炭の全加盟国への輸出総計が合計5,349万米ドル又は、100万トンのいずれか低い方を超えないものとし、2017年1月1日からは北朝鮮産地石炭の全加盟国への輸出総計が年間4億870万米ドル又は750万トンのいずれか低い方を超えない場合に限る）を設定したのに加え、銀や銅、亜鉛、ニッケルの輸出を禁止した。また、国連加盟国の金融機関による北朝鮮国内での活動を禁じたほか、既存事務所・口座を廃止することや、対北貿易関連の金融支援を禁止した。中国は商務部公告「2016年第81号」を通じて、同年12月24日から国内効力を発効させた。

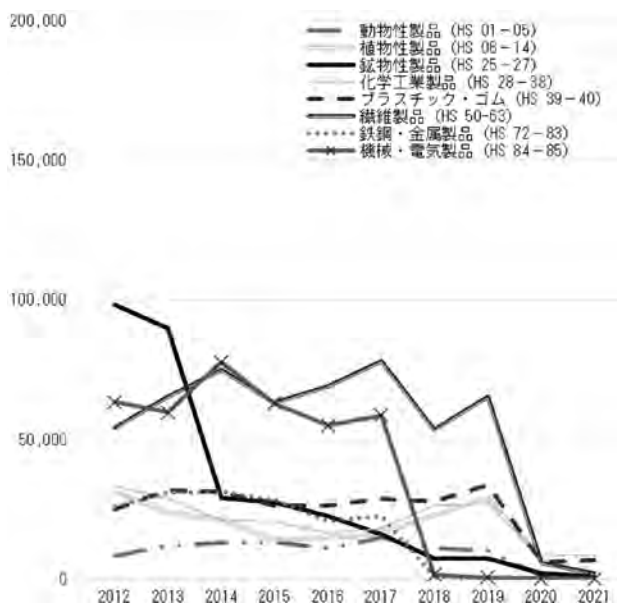


図2 北朝鮮の輸入

(大分類：単位万ドル)
(出所：UN Comtrade を基に作成)

年の輸入額は2015年比83.9%減となる5億5,946万ドルまで急落した。

なお、鉱物性製品 (HS 25-27) の輸入額が2014年以降、大幅に減少しているのは、中国商務部が同年から石油 (HS 270900) の対中輸出を統計から除外したためである。2009～2013年の5年間をみると、2009年が2億3,855万ドル (51万9,813トン)、2010年3億2,577万ドル (52万5,283トン)、2011年5億1,836万ドル (52万6,175トン)、2012年5億7,789万ドル (52万3,040トン)、そして2013年には5億9,813万ドル (57万8,001トン) 相当の石油を北朝鮮に輸出していた¹²。

(3) 貿易相手国の推移

北朝鮮の貿易相手国・地域数は、UN Comtradeに基づく、制裁前の2015年に輸出先が132国・地域、輸入先が101国・地域であったが、制裁の度合いが深まるにつれ、その数がともに減少傾向をみせている。制裁後の2018年には輸出先が114国・地域、輸入先が78国・地域まで減少したのに続き、コロナ下の2020年には輸出先が91国・地域、輸入先が54国・地域まで落ち込んだ。

まず、輸出先シェア (金額ベース) を制裁前後で比較すると、制裁前の2015年は中国が86.2% (25億6,768万ドル) で首位を占め、次いでそれ以外のアジア・太平洋地域が7.1% (2億3,553万ドル)、アフリカ地域3.2% (1億6,981万ドル)、欧州地域1.5% (5,551万ドル) などの



図3 北朝鮮の輸出相手国 (2015年輸出額)

(出所：UN Comtrade を基に作成)

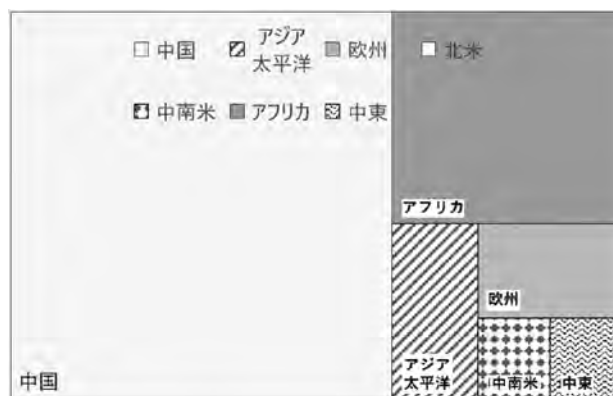


図4 北朝鮮の輸出相手国 (2018年輸出額)

(出所：UN Comtrade を基に作成)

順であった (図3)。国別順位では、中国に次いで、インド (9,900万ドル)、パキスタン (4,573万ドル)、アンゴラ (4,407万ドル)、ブルキナファソ (3,574万ドル) などアジア・アフリカ諸国が上位を占めた。

一方、制裁後の2018年は中国が62.6% (2億1,320万ドル) までシェアが低下したのに対して、アフリカ地域が20.3% (6,922万ドル) を記録し、6.4% (2,188万ドル) のアジア・太平洋地域を抑え、2位に浮上した (図4)。これは対中輸出の大幅な減少 (2015年比91.7%減) により相対的にアフリカ地域のシェアが増大したことに起因しているが、実際には同地域との貿易額も2018年は2015年比で59.2%減少した。ただし、減少幅はアジア・太平洋地域の方がより大きい (同90.7%減) ことから、同地域ではアフリカ諸国よりも安保理決議を厳格に履行している国・地域が多いことが推察される。国別順位では、中国に次いで、ザンビア (2,009万ドル)、モザンビーク (921万ドル)、サウジアラビア (753万ドル)、パキスタン (737万ドル) などアフリカ・中東諸国が上位に入った。

次に、輸入先シェアを制裁前後で比べると、制裁前の2015年は中国が90.8% (29億4,291万ドル) で首位を占め、次いでそれ以外のアジア・太平洋地域が4.9% (2億

¹² 2014年以降の北朝鮮の生産活動に特段の変化がみられないことから、中国による年間50万トン程度の石油の対北輸出がその後も継続しているものと推察される。



図5 北朝鮮の輸入相手国（2015年輸入額）

（出所：UN Comtrade を基に作成）



図6 北朝鮮の輸入相手国（2018年輸入額）

（出所：UN Comtrade を基に作成）

8,537万ドル）、欧州地域3.3%（1億4,214万ドル）、アフリカ地域0.5%（1,988万ドル）などの順であった（図5）。国別順位では、中国に次いで、インド（1億1,090万ドル）、ロシア（7,826万ドル）、タイ（7,495万ドル）、フィリピン（5,324万ドル）などアジア諸国やロシアが上位を占めた。

一方、制裁後の2018年は輸入先の減少などにより、相対的に中国が95.3%（22億1,813万ドル）を占めるまでシェアが拡大した（図6）。国別順位では、中国に次いで、ロシア（3,210万ドル）、インド（3,145万ドル）、ホンジュラス（559万ドル）、ブラジル（531万ドル）などが上位に含まれた。

輸出入額を合計した推移をみると、2015年は中国が貿易総額（65億9,217万ドル）の83.6%（55億1,060万ドル）のシェアであったものの、制裁で全体的に貿易相手国・地域が減少したことなどから、制裁後の2018年は相対的に中国が貿易総額（26億6,661万ドル）の91.1%（24億3,021万ドル）を占めるまでシェアが拡大した。

2 経済制裁と対中貿易

（1）輸出の推移

制裁直前の2015年の北朝鮮の対中輸出額は25億6,768万ドルを記録し、総輸出額の82.4%を占めた。品目別（HS

コード6桁）にみると、輸出額上位20品目（対中輸出額の78.4%）では「無煙炭」（10億5,274万ドル）がトップを占め、次いで「男性用アノラック類」（1億4,734万ドル）、「女性用アノラック類」（8,944万ドル）、「Tシャツ・肌着類」（7,536万ドル）、「鉄鉱石」（7,467万ドル）、「男性用ズボン」（5,858万ドル）、「鉛鉱」（5,033万ドル）、「男性用ジャケット類」（4,765万ドル）、「イカなどの軟体動物」（4,313万ドル）などの順で続き、最後に「マグネサイト」（2,528万ドル）がランクインした（表2）。無煙炭や鉄鉱石、鉛鉱などの鉱物、イカやカニなどの水産物、縫製品などが主要な対中輸出品目であることがわかる。

一方、2016年3月2日に採択された安保理決議第2270号で非合金鉄鉄や貴金属鉱などの輸出が禁止されてからは、制裁外品目である「イカなどの軟体動物」（2016年は前年比404.1%増）や「鉄鉱石」（2017年は同40.2%増）、「鉛鉱」（2017年は同21.1%増）、「亜鉛」（2016年は同149.6%増）、「亜鉛」（同541.3%増）、「銅鉱」（同31.7%増）などの輸出で増加傾向を示した。しかしその後、2017年末までに採択された一連の安保理決議（第2321、2371、2375、2397号）で上記20品目を始めとする多くの品目が禁輸品に指定されたことから、2018年の対中輸出額は2015年比91.7%減となる2億1,315万ドルまで急減した。

2018年の輸出額上位20品目（対中輸出額の85.1%）をみると、非制裁品目である「時計（完成品：電気式）」（3,111万ドル）が首位を占め、次いで製鋼用脱酸剤などに使用する「フェロシリコン」（2,650万ドル）、「かつら（完成品）」（1,995万ドル）、自動車や医療機器、半導体の部品などを最終用途とする「タングステン鉱」（1,848万ドル）、「電気エネルギー」（1,139万ドル）、「教育・展示用等のみに適する機器」（994万ドル）、特殊鋼（ステンレス鋼、高張力鋼、高速度鋼）向けの「モリブデン鉱」（682万ドル）、「フロート板ガラス・磨き板ガラス」（595万ドル）などが入った。

このうち、輸出額首位の「時計（完成品：電気式）」については、後述するように中国から関連部品を輸入して組み立てているものの、前年の輸出実績がないことから、制裁回避に向けた新規の委託加工事業であった可能性がある。また、2位の「フェロシリコン」に関しては前年比22.8%増（2017年は同26.9%増）、3位の「かつら（完成品）」同153.2%増（2016年は同233.7%増、2017年は同289.1%増）、5位の「タングステン鉱」同369.2%増（2017年は同868.8%増）などとなっており、制裁を機に輸出が増加した。さらに、6位の「電気エネルギー」をめぐっては、中朝国境の鴨緑江・水豊ダムで生産された電力が中国に送電されているもので、前年比3.7%増にとどまったものの、輸出額上位品目の多くが禁輸指定されたことから相対的に順位が浮上した。しかし、これと

でも 2017 年は同 90.7%増となる 1,098 万ドルを記録しており、制裁を機に送電電力量が増加した。

併せて、禁輸品目である 10 位の「天然黒鉛」、11 位の「マグネサイト」及び 12 位の「その他ナット類」がランクインしていることも注目されるが、2019 年に入ると、これら品目も上位 20 位から外れた。2012～2021 年の対中輸出額上位 20 品目のうち、制裁品目を塗りつぶし（グレー色）で表示（表 2）してみると、2018 年以降はほぼ全てが非制裁品（白色）に入れ替わっており、制裁を機に輸出構造が大きく変化したことがわかる。

このほか、コロナ禍で中朝国境が閉鎖された 2020 年の対中輸出額は、前年比 77.7%減となる 4 億 7,948 万ドルにとどまった。多くの品目で輸出額が大幅に縮小したものの、「電気エネルギー」と「フェロシリコン」は 2021 年に入っても安定した推移を示した。また、コロナ下における対中輸出の特徴の一つとして、少額ながらも草木灰などを基にする「カリ肥料」や「生糸」などの浮上が挙げられる。前者は 2018 年に前年比 138.8%増となる 156 万ドル、2019 年 117 万ドル、2020 年は 46 万ドルまで下げたものの、2021 年には 177 万ドルまで再び増大した。後者は 2018～2020 年の 3 年間は輸出実績がみられなかったが、2021 年に 271 万ドルを記録して 4 位に入ったほか、2020 年に輸出実績のない「絹のくず」も 2021 年に 102 万ドルに上り 8 位にランクインした。さらに過去、輸出実績がみられなかった「ばれいしょの粉」が 2021 年

に 251 万ドルで 5 位を占めたほか、研削砥石や耐火物・発熱体、半導体製造用部材の原料などに用いられる「炭化物（ケイ素のもの）」も 2015～2017 年は、年間数万～40 万ドル台で推移していたのに対して、2018 年は 124 万ドル、2019 年 197 万ドル、2020 年 16 万ドル、そして 2021 年は 108 万ドルまで増えた。

(2) 輸入の推移

制裁直前の 2015 年の北朝鮮の対中輸入額は 29 億 4,291 万ドルを記録し、総輸入額の 84.6%を占めた。品目別（HS コード 6 桁）にみると、輸入額上位 20 品目（対中輸入額の 29.6%）では食用油の「大豆油」（1 億 149 万ドル）がトップを占め、次いで「合成繊維の長繊維の糸の織物」（8,021 万ドル）、「貨物自動車（ダンプカー等）」（7,304 万ドル）、「石油及び歴青油（航空燃料：原油を除く）」（6,621 万ドル）、「携帯・無線回線網用の電話」（5,875 万ドル）、「モニター・ディスプレイ（液晶）」（5,631 万ドル）、「石油及び歴青油（航空燃料：原油を除く）」（5,023 万ドル）、「陶磁製の舗装用品・炉用タイル等」（4,148 万ドル）、「リング」（3,853 万ドル）などの順で続き、最後に「スライドファスナー」（2,047 万ドル）がランクインした（表 3）。食用油や委託加工用の繊維類、貨物自動車、航空燃料、携帯電話などが主要な対中輸入品目であることがわかる。

一方、2016 年 3 月 2 日に採択された安保理決議第 2270 号で航空燃料の輸入が禁止されたのに続き、2017 年 12

表 2 北朝鮮の対中輸出品（輸出額上位 20 品目・HS コード 6 桁）

2012				2013				2014				2015				2016			
順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)
1	無煙炭	270111	1,206,465,304	1	無煙炭	270111	1,388,196,858	1	無煙炭	270111	1,139,806,785	1	無煙炭	270111	1,052,746,833	1	無煙炭	270111	1,182,762,524
2	鉄鉱石	260111	243,460,733	2	鉄鉱石	260111	293,713,133	2	鉄鉱石	260111	218,090,426	2	男性用アノラック類	620193	147,349,132	2	イカ等軟体動物 (ミミ)	30799	136,034,310
3	イカなどの軟体動物	30749	86,738,468	3	男性用アノラック類	620193	101,907,797	3	男性用アノラック類	620193	135,435,962	3	女性用アノラック類	620293	89,449,386	3	男性用アノラック類	620193	126,484,682
4	非合金鉄鉄	720110	81,039,758	4	イカなどの軟体動物	30749	93,008,263	4	イカなどの軟体動物	30749	111,760,185	4	Tシャツ・肌着類	610910	75,363,203	4	女性用アノラック類	620293	79,217,785
5	男性用アノラック類	620193	72,289,400	5	女性用アノラック類	620293	71,813,981	5	その他ナット類	80290	109,780,850	5	(未分類)	999999	74,647,128	5	鉄鉱石	260111	73,113,731
6	女性用アノラック類	620293	54,403,468	6	非合金鉄鉄	720110	59,635,567	6	女性用アノラック類	620293	99,844,835	6	鉄鉱石	260111	69,937,743	6	(未分類)	999999	72,537,055
7	鉛鉱	260700	34,560,085	7	アルミニウム	260700	99,387,548	7	鉛鉱	260700	56,365,676	7	男性用ズボン類	620343	58,583,154	7	鉛鉱	260700	61,517,869
8	男性用ジャケット類	620333	29,293,914	8	フェロシリコン	760110	37,533,510	8	非合金鉄鉄	720110	54,927,405	8	鉛鉱	260700	50,333,847	8	亜鉛鉱	260800	51,036,778
9	貴金屬鉱	261690	26,188,703	9	男性用ズボン類	620343	36,405,498	9	男性用ズボン類	620343	54,071,957	9	男性用ジャケット類	620333	47,655,603	9	その他ナット類	80290	49,948,245
10	男性用ズボン類	620343	25,434,831	10	亜鉛 (含有量 99.99% 未満)	790112	35,222,925	10	男性用ジャケット類	620333	47,791,388	10	イカ等軟体動物	30749	43,137,096	10	亜鉛 (含有量 99.99% 未満)	790112	39,514,902
11	マグネサイト	251990	25,098,100	11	男性用ジャケット類	620333	35,209,798	11	亜鉛 (含有量 99.99% 未満)	790112	38,443,437	11	その他ナット類	80290	42,401,171	11	男性用ズボン類	620343	33,082,292
12	男性水着・スキー服類	621133	25,095,339	12	その他ナット類	80290	31,979,604	12	女性用ジャケット類	620433	35,788,650	12	その他男性用衣類	621133	35,342,656	12	女性用コート類	620213	31,105,780
13	亜鉛 (含有量 99.99% 未満)	790112	25,071,132	13	女性用コート類	620213	31,723,638	13	Tシャツ・肌着類	610910	32,063,326	13	非合金鉄鉄	720110	33,213,860	13	Tシャツ・肌着類	610910	29,799,263
14	女性用コート類	620213	21,370,384	14	男性水着・スキー服類	621133	29,680,537	14	ケーブル類	854442	37,917,137	14	貴金屬鉱 (銀鉱を除く)	261690	31,108,880	14	男性用ジャケット類	620333	27,813,926
15	その他ナット類	80290	18,898,336	15	貴金屬鉱 (銀鉱を除く)	261690	24,726,866	15	女性用コート類	620213	27,964,534	15	ケーブル類	854442	30,157,815	15	マグネサイト	251990	24,929,047
16	アルミニウム	760110	18,396,356	16	機織網 (陰極網)	740311	24,566,750	16	マグネサイト	251990	26,899,959	16	女性用ジャケット類	620433	29,765,049	16	カニ (くん製等)	30624	23,170,394
17	絹	710691	18,254,894	17	マグネサイト	251990	23,550,122	17	貴金屬鉱 (銀鉱を除く)	261690	25,957,996	17	イカ等軟体動物 (ミミ)	30799	26,982,649	17	非合金鉄鉄	720110	22,272,574
18	網鉱 (精鉱を含む)	260300	17,351,158	18	女性用ジャケット類	620433	20,361,122	18	その他男性用衣類	621133	25,442,143	18	女性用コート類	620213	26,215,740	18	網鉱 (精鉱を含む)	260300	20,863,453
19	女性用ジャケット類	620433	16,033,677	19	トラックスーツなど	611212	18,911,078	19	(未分類)	999999	19,773,130	19	カニ (生鮮・冷蔵等)	30624	25,458,686	19	カニ (生鮮・冷蔵等)	30624	19,168,243
20	亜鉛 (含有量 99.99% 以上)	790111	15,296,172	20	亜鉛 (含有量 99.99% 以上)	790111	16,227,154	20	トラックスーツなど	611212	18,731,566	20	マグネサイト	251990	25,286,466	20	女性用ジャケット類	620433	17,999,627
2017				2018				2019				2020				2021			
順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)	順位	品目	HS	金額 (ドル)
1	無煙炭	270111	409,468,452	1	時計 (完成品; 電気式)	910811	31,111,689	1	時計 (完成品; 電気式)	910811	49,183,153	1	電気エネルギー	271600	11,848,244	1	フェロシリコン	720221	26,816,053
2	男性用アノラック類	620193	118,989,815	2	フェロシリコン	720221	26,509,051	2	フェロシリコン	720221	29,386,214	2	フェロシリコン	720221	10,644,379	2	電気エネルギー	271600	16,941,553
3	イカ	30749	110,989,172	3	かつら (完成品)	670419	19,995,777	3	かつら (完成品)	670419	19,346,068	3	時計 (完成品; 電気式)	910811	6,786,392	3	時計 (完成品; 電気式)	910811	3,342,275
4	鉄鉱石	260111	102,548,821	4	(未分類)	999999	18,594,006	4	教育・展示用等機器	902300	16,365,912	4	タンクステン鉱	261100	4,547,940	4	生糸	500200	2,719,985
5	女性用アノラック類	620293	85,149,514	5	タンクステン鉱	261100	18,486,919	5	タンクステン鉱	261100	12,338,731	5	(未分類)	999999	3,401,986	5	ばれいしょの粉	110510	2,517,525
6	その他ナット類	80290	78,425,454	6	電気エネルギー	271600	11,391,622	6	電気エネルギー	271600	11,428,577	6	かつら (完成品)	670419	2,301,716	6	カリ肥料	310430	1,778,000
7	鉛鉱	260700	74,485,646	7	教育・展示用等機器	902300	9,949,703	7	モリブデン鉱	261390	8,957,041	7	教育・展示用等機器	902300	1,242,694	7	炭化物 (ケイ素のもの)	284920	1,082,382
8	(未分類)	999999	68,702,027	8	モリブデン鉱	261390	6,826,815	8	(未分類)	999999	6,983,382	8	人造黒鉛等	380190	1,159,078	8	絹のくず	500300	1,028,292
9	男性用ズボン類	620343	43,587,038	9	フロート板等ガラス	700529	5,957,919	9	ボール (空気入れ式)	950662	5,563,761	9	モリブデン鉱	261390	1,076,326	9	タンクステン鉱	261100	604,133
10	男性用ジャケット類	620333	35,509,365	10	無煙炭	250490	4,761,185	10	鐘巻の部分品	640610	5,334,327	10	鐘巻のインゴット	720610	7,027,617	10	吹奏楽器	920590	441,374
11	女性用コート類	620213	34,649,770	11	マグネサイト	251990	4,509,933	11	フロート板等ガラス	700529	5,089,305	11	カリ肥料	310430	460,350	11	人製製かつら	670420	355,602
12	非合金鉄鉄	720110	33,061,306	12	その他ナット類	80290	4,239,802	12	花火・人造の花 (プラ)	670210	2,284,619	12	その他の履物	640399	332,746	12	ビール	220300	66,834
13	その他インダクター	850450	25,699,898	13	小麦 (あずき)	71332	3,847,112	13	鉄等のインゴット	720610	2,152,589	13	フロート板等ガラス	700529	312,720	13	アルコール飲料	220890	48,456
14	マグネサイト	251990	24,158,443	14	鉄等のインゴット	720610	2,675,724	14	釣竿・釣針・魚釣り具	950790	2,039,072	14	鋳物用鋳型の結晶剤等	382499	291,771	14	陶磁製かめ・瓶等	690911	44,961
15	女性用ジャケット類	620433	23,437,534	15	履物・靴の部分品	640610	2,485,764	15	炭化物 (ケイ素のもの)	284920	1,971,483	15	履物・靴の部分品	640610	284,226	15	(未分類)	999999	34,409
16	フェロシリコン	720221	21,579,873	16	トラックケース等	420212	2,483,656	16	人造黒鉛等	380190	1,905,509	16	紙巻たばこ	240220	254,680	16	かつら (完成品)	670419	16,717
17	その他男性用衣類	621133	20,549,099	17	フェロシリコン	800700	2,138,072	17	フェロシリコン	720229	1,665,945	17	ボール (空気入れ式)	950662	233,284	17	書画	970110	6,375
18	イカなどの軟体動物	30749	18,130,962	18	その他の紙・板紙等	482390	1,872,479	18	トラックケース等	420212	1,636,558	18	三輪車・スクーター等	950300	199,432	18	サーモスタット等	903289	2,035
19	カニ (くん製等)	30614	17,056,250	19	人製製かつら	670420	1,817,809	19	人製製かつら	670420	1,392,329	19	造花・人造の花 (プラ)	670210	183,890	19	酸化亜鉛・過酸化亜鉛	281700	1,050
20	Tシャツ・肌着類	610910	14,185,668	20	ボール (空気入れ式)	950662	1,801,985	20	その他の紙・板紙等	482390	1,257,154	20	釣竿・釣針・魚釣り具	950790	174,613	20	女性用オーバーコート等	620219	519

(出所：UN Comtrade を基に作成)

表3 北朝鮮の対中輸入品（輸入額上位20品目・HSコード6桁）

2012				2013				2014				2015				2016			
順位	品目	HS	金額(ドル)	順位	品目	HS	金額(ドル)	順位	品目	HS	金額(ドル)	順位	品目	HS	金額(ドル)	順位	品目	HS	金額(ドル)
1	大豆・その分別物	150790	101,201,941	1	大豆・その分別物	150790	126,877,425	1	大豆・その分別物	150790	116,265,014	1	大豆・その分別物	150790	82,424,652	1	大豆・その分別物	150790	101,944,568
2	合成繊維の長繊維の糸の織物	540769	89,539,753	2	窒素肥料(尿素)	310210	78,835,003	2	合成繊維の長繊維の糸の織物	540769	91,139,794	2	小麦粉・メスリン粉	110100	35,477,609	2	肥料成分	310530	13,025,333
3	携帯等電話	851712	81,613,979	3	合成繊維の長繊維の糸の織物	540769	67,569,544	3	コム(精米)	100630	77,507,499	3	甘じゃ糖等	170199	28,617,064	3	ゴム製タイヤ(バス等)	401120	12,424,437
4	モニター等(液晶)	852872	69,957,716	4	小麦粉・メスリン粉	110100	63,046,910	4	小麦粉・メスリン粉	110100	73,176,710	4	その他の製造たばこ等	240319	22,023,113	4	医薬品	300490	11,596,297
5	その他メリヤス編物等	600632	51,722,653	5	リンゴ	80810	49,781,375	5	時計部品	911490	69,266,319	5	ゴム製タイヤ(バス等)	401120	16,145,016	5	窒素肥料(尿素)	310210	11,167,000
6	合成繊維の長繊維の糸の織物	540752	50,771,343	6	その他の製造たばこ等	240319	45,904,364	6	その他メリヤス編物等	600632	40,131,239	6	大豆の粗油	150710	13,410,051	6	天然ゴム	400121	9,816,122
7	リンゴ	80810	41,317,819	7	その他メリヤス編物等	600632	43,786,884	7	甘じゃ糖等	170199	39,240,680	7	グルタミン酸等	292242	12,534,856	7	炭酸二ナトリウム	283620	8,123,998
8	バイク等	871160	37,787,664	8	時計部品	911490	36,916,257	8	その他の製造たばこ等	240319	38,431,082	8	パーム油	151190	12,369,506	8	フィルム等	392010	6,087,988
9	すけそうら	30367	37,399,150	9	甘じゃ糖等	170199	34,989,400	9	紙巻たばこ	240220	35,742,100	9	医薬品	300490	12,266,175	9	大豆	120190	5,903,798
10	紡織用繊維の織物類	590320	34,589,176	10	プラ製の床用敷物等	391810	28,859,921	10	プラ製の床用敷物等	391810	31,508,769	10	紙巻たばこ	240220	8,220,452	10	大豆・その分別物	150790	5,803,682
11	小麦粉・メスリン粉	110100	32,623,322	11	綿毛・詰め物用の羽毛	50510	27,491,305	11	医薬品	300490	31,299,461	11	合成繊維の長繊維の糸の織物	540769	7,519,208	11	ポリエチレン	390110	5,673,778
12	甘じゃ糖等	170199	32,377,496	12	すけそうら	30367	26,829,094	12	合成繊維の長繊維の糸の織物	540752	31,176,014	12	時計部品	911490	7,451,378	12	合成繊維の短繊維(ポリエステル)	550320	5,547,062
13	陶磁製の舗装用品等	690721	30,807,672	13	粉の粉・ミール等	30510	26,011,738	13	グルタミン酸等	292242	29,416,319	13	炭酸二ナトリウム	283620	5,658,331	13	タニコ(骨を除いた)	240120	4,799,550
14	オート型パソコン	847130	30,116,424	14	陶磁製の舗装用品等	690721	25,953,849	14	窒素肥料(尿素)	310210	28,803,718	14	フィルム等	392010	5,103,515	14	パーム油	151190	4,769,829
15	ダンクカー等貨物自動車	870423	29,344,593	15	包装用の袋	630533	24,664,384	15	リンゴ	80810	28,169,855	15	タバコ(骨を除いてない)	240110	5,077,472	15	甘じゃ糖等	170199	4,686,756
16	プラスチック製等	391810	28,913,966	16	コム(精米)	100630	24,633,774	16	ゴム製タイヤ(バス等)	401120	27,328,971	16	タバコ(骨を除いた)	240120	3,936,729	16	石炭	340120	4,435,401
17	窒素肥料(尿素)	310210	27,876,616	17	合成繊維の長繊維の糸の織物	540752	22,839,961	17	紡織用繊維の織物類	590320	26,923,557	17	天然ゴム	400121	3,621,136	17	ミルク等(粉状)	40210	4,396,544
18	綿毛・詰め物用の羽毛	50510	27,705,073	18	ソース等調味品等	210390	22,247,402	18	包装用の袋	630533	26,431,294	18	窒素肥料(尿素)	310210	3,620,313	18	石油アスファルト	271320	3,910,285
19	紡織用繊維のウォエディング	560122	26,360,517	19	紡織用繊維の織物類	590320	21,650,997	19	パイル織物	600192	26,243,527	19	リンゴ	80810	3,567,503	19	ポリプロピレン	390210	3,455,567
20	合成繊維の長繊維の糸の織物	540742	25,655,392	20	紡織用繊維のウォエディング	560122	20,935,356	20	魚(タラ類)	30367	25,813,419	20	洗浄用調製品	340220	3,328,611	20	再生繊維等	550210	3,410,974

(出所：UN Comtrade を基に作成)

月21日に採択された安保理決議第2397号で、鉄・鉄鋼・その他金属、機械類・電気製品及び運送車両が禁輸品に指定されたことなどから、2018年の対中輸入額は2015年比55.8%減となる22億1,706万ドルまで急減した。

2018年の輸入額上位20品目(対中輸入額の36.9%)をみると、「大豆油」(1億2,667万ドル)が首位を占め、次いで「窒素肥料(尿素)」(7,883万ドル)、「合成繊維の長繊維の糸の織物」(6,756万ドル)、「小麦粉・メスリン粉」(6,304万ドル)、「リンゴ」(4,978万ドル)、「その他の製造たばこ・同代用品」(4,590万ドル)、「その他メリヤス編物・クロセ編物」(4,378万ドル)、「時計部品」(3,691万ドル)などが入った。

このうち、輸入額2位の「窒素肥料(尿素)」については、前年比182.7%増となる7,883万ドルであったほか、4位の「小麦粉・メスリン粉」に関しても、同93.2%増となる6,304万ドル(2017年も同1,186.7%増の3,262万ドル)を記録するなど高い伸びを示した。また、9位の「甘じゃ糖等(砂糖)」をめぐっては、2013～2016年は年間数十～140万ドル台であったものの、2017～2019年は年間3千万ドル台まで増えた。さらに、16位の「コム(精米)」においては、同17.9%増の2,463万ドルであったのに対して、2019年は同214.6%増となる7,750万ドルで拡大しており、前述した肥料を含め食糧関連の輸入が制裁を機に拡大している様子が見え始める。このほか、8位の「時計部品」については、前述のとおり対

中輸出関連の関連部品を輸入しており、同1,757.7%増となる3,691万ドルを記録した。

2012～2021年の対中輸入額上位20品目のうち、制裁品目を塗りつぶし(グレー色)で表示(表3)してみると、2019年以降は全てが非制裁品(白色)に入れ替わっており輸入構造が一変したことがうかがえる。

さらに、コロナ禍で中朝国境が閉鎖された2020年の対中輸入額は、前年比80.9%減となる4億9,096万ドルまで落ち込んだ。コロナ下における対中輸入の特徴の一つとして、「その他の製造たばこ・同代用品」の浮上が挙げられる。2020年の対中輸入額は同42.6%減の2,202万ドルであったものの、他品目の輸入額が減少する中、前年の8位から4位に順位を上げたのに続き、2021年には首位に躍り出た。

なお、原油の輸入に関しては、安保理決議第2375号で過去1年間の輸入量の超過が禁止されたほか、決議第2397号で年間輸入量が50万バレルに制限されたが、前述のとおり、中国は2014年以降、関連の対北輸出を公表していないため、その動向を確認することができない。

II 経済制裁への対応

3 経済制裁下の北朝鮮

(1) 情勢認識と経済路線の変化

金正恩党委員長(肩書は当時)は、2018年元日に発表した新年辞で「昨年(2017年)は国家経済発展5か年戦略(2016～2020年)の遂行で大きな進展を成し遂げた。

(中略) 打ちつけられる試練と難関を打ち負かし、社会主義強国建設を勝利的に前進させた全人民と人民軍将兵に多大なる感謝を申し上げる」とし、「革命的な総攻勢により社会主義建設の全ての戦線で新たな勝利を獲得しよう」と強調した。その上で、「新年(2018年)は我が人民が共和国(北朝鮮)創建70周年(9月9日)を大慶事として記念し、南朝鮮(韓国)では冬季オリンピック競技大会(2月9~25日、江原道・平昌郡)も開かれるため、北と南ともに意義ある年となる。我々は民族の大事を盛大に執り行い、民族の尊厳と気概を内外にとどろかすためにも、凍結状態にある北南(南北)関係を改善し、意義深い今年を民族史に特筆すべき事変的な年として輝かせなければならない」と主張した¹³。

北朝鮮はその後、韓国・平昌オリンピックに代表団を派遣したのに続き、韓国の文在寅大統領との南北首脳会談を年内に3回開催(4月、5月、9月)したほか、各種民間交流も再開させるなど、2016年2月の開城工業団地閉鎖以降、中断していた南北対話を約2年ぶりに復活させた。

また、北朝鮮は2018年4月20日に開催した党中央委員会第7期第3回全員会議で、「(今後)核実験と大陸間弾道ロケット(ミサイル)の試験発射を中止し、核実験中止の透明性を担保するため、共和国(北朝鮮)北部の核実験場を廃棄する」と表明した上で、2013年に採択された「並進路線」(核武力と経済建設)の「歴史的課業が輝かしく貫徹された」として、「経済建設への総力集中が新たな戦略的路線」(経済総集中路線)と明らかにした¹⁴。これは「党と国家の全般事業において経済事業を優先視し、経済発展に国の人的、物的、技術的潜在力を総動員した上で、「全ての部門、全ての単位で自力更生、自給自足のスローガンを高く掲げ、科学技術に徹底して依拠し、自強力を絶えず増大させ、生産的高揚と飛躍を起こす」ことを目的とした北朝鮮の新経済戦略である¹⁵。

経済制裁について北朝鮮は「ある国・地域を経済的に窒息させるため、それ(ある国・地域)との経済的関係を断ち、他国にも同様のことを強要する侵略的な対外経済政策の一形態である。(中略)帝国主義者らの経済封鎖政策は、社会主義諸国、新興勢力諸国が互いに経済技術的に協調する過程を通じて破綻する」¹⁶と捉えている。それゆえ、北朝鮮にとっては、制裁網の突破に向けて同族国家である韓国との関係を改善することや、制裁による経済的影響を極小化させるため経済建設に総力を集中する必要に迫られていたのである。

さらに、金正恩党委員長は2019年元旦の新年辞で「自力更生の旗幟高く、社会主義建設の新たな進撃路を開いていこう」とのスローガンを発表し、その中で「自立経済の潜在力を余すところなく発揚させ、経済発展の新たな要素と動力を活かすための戦略的対策を講究し、国的、物質資源を経済建設に実利が伴うように組織動員しなければならない」と述べ、経済制裁に「自力更生」路線で対抗する姿勢を鮮明にした。北朝鮮が掲げる「自力更生」とは、「自らの人民の力と自国の資源を動員し、自らの力と技術に基づけば、経済を主導的に、高い速度で発展させることができ、あらゆる難関を勝ち抜く」ことができる経済路線であり、「無いものは作り出し、足りないものは見つけ出し、打ちつけられる難関と試練を自らの力で開いていく」¹⁷ことを主要内容とする。これは民族国家単位で拡大再生産を目指すスターリンの「一国社会主義論」を彷彿させる革命路線であり、アウトルキー(自給自足経済)的な性格を強く帯びた経済路線といえる。

その一方で、北朝鮮は「北と南が固く手を結び、民族の団結した力に依拠すれば、外部のあらゆる制裁と圧迫も、いかなる挑戦と試練も、民族繁栄の活路を開いていくという、我々が進む道を立ち塞ぐことができない」¹⁸と指摘するなど、韓国との連携の重要性を再び力説した。

このほか、2019年4月10日に開催した党中央委員会第7期第4回全員会議では、「経済強国建設が主な政治的課業とされる今日において、自力更生を繁栄の宝剣として握り締め、全党、全国、全民が総突撃戦、総決死戦を果敢に繰り広げることで社会主義建設の一大高揚期を開く」¹⁹ことを強調し、制裁下の経済発展戦略としての「自力更生」路線の推進を再確認した。

(2) 制裁・コロナ禍・水害の「三重苦」

金正恩党委員長は、2019年12月28~31日に開催した党中央委員会第7期第5回全員会議で「万一、我々が制裁解除を待って自強力を育む闘争に拍車を掛けなければ、敵の反動攻勢は更に加勢し、我々の前進を遮ろうと襲い掛かってくる」と指摘した上で、「米国との長期的対立を予告する醸成された現情勢は、我々が今後も敵対勢力との制裁の中で生きなければならないということを既成事実化し、各方面で内部的な力を更に強化することを切迫に要求している」と述べた。その上で「我々の前進を阻害する、あらゆる難関を正面突破戦で突き破ろう」「自力更生の威力で敵の制裁封鎖策動を総破綻させるための正面突破戦にまい進しなければならない」などと主

¹³ 『労働新聞』、2018年1月1日付け。

¹⁴ 同上、2018年4月21日付け。

¹⁵ 同上、同日付け。

¹⁶ 前掲『経済辞典(1)』、104頁。

¹⁷ 同上『経済辞典(2)』、206頁。

¹⁸ 『労働新聞』、2019年1月1日付け。

¹⁹ 同上、2019年4月11日付け。

張した²⁰。

これは制裁下でも「自力更生」で経済発展を引き続き追求し、制裁を「無力化」「無意味化」することを謳ったものといえる。それゆえ、既存の経済的基盤の再整備を通じて生産能力の向上に注力するなど、制裁に対して一歩も引かない姿勢を示した。

そのような中、北朝鮮は2020年8月19日に党中央委員会第7期第6回全委員会を開き、翌年の2021年1月に第8回党大会を開催するとともに、「国家経済発展5か年計画」を実施する方針を提示した。北朝鮮がこの時期に党大会と長期経済計画の実施を決めた理由として次の二つが挙げられる。第一は、国連制裁・コロナ禍・水害の「三重苦」に直面したことである。制裁により貿易が大きく落ち込んだ中、2020年にコロナ感染拡大による最高レベルの「国家非常防疫体系」発布で対中貿易が滞ったことに加え、同年夏に全国的な豪雨（7～9月の降水量が過去25年間で2番目に多い量を記録）に見舞われ多大な被害が発生した。金正恩委員長は、同年10月10日に行った党創建75周年閲兵式での演説で「現在、過酷かつ長期的な制裁であらゆるものが不足していた中、（コロナへの）非常防疫も行わなければならないのに加え、厳しい自然（豪雨）被害も復旧しなければならないなど大きな難関と挑戦に直面した」²¹と国が多方面で危機的な状況を迎えているとの認識に言及した。

また、前述した党中央委員会第7期第6回全委員会採択した「決定書」では、「厳しい内外情勢が相次いだことに加え、予想できない挑戦が重なったため、経済事業を改善できず、計画された国家経済の目標が甚だしく未達成となり、人民生活が明らかに改善されない結果をもたらした」²²と述べるなど、経済目標への影響も率直に吐露した²³。その上で、金正恩委員長は「（前回の）第7回党大会の決定貫徹のための事業であられた偏向と欠陥を全面的に、立体的に、解剖学的に分析総和し、党と政府に提起された新たな闘争段階の戦略的課業を討議分

析するため、第8回党大会の招集を提議した」²⁴と説くなど、経済分野を中心に大々的な刷新を図る意向を示した。

そして第二の理由は、制裁との長期戦・持久戦を想定したことである。これは金正恩委員長が「正面突破戦の要求に合うよう内的潜在力と発展動力を強化するための事業を力強く進めなければならない」²⁵「（制裁下の）現状は自らの力と技術、自らの原料、資材に依拠し、我々の内部的力と発展動力を増大させる絶好の機会」²⁶などと強調したように、世界経済とのデカップリングを視野に入れ、制裁との長期戦・持久戦に対抗できる経済基盤の構築に力を入れていることから明らかである。

（3）第8回党大会と「国家経済発展5か年計画」

北朝鮮は、2021年1月5日から8日間にわたって第8回党大会を開催した。2016年5月の第7回大会以来、4年8か月ぶりとなる党大会では、制裁やコロナ禍、前年の大規模水害の「三重苦」に見舞われた北朝鮮が経済の立て直しに向けて、1987年からの「第三次7か年計画」（～1993年）以来、約四半世紀ぶりとなる長期経済計画「国会経済発展5か年計画」の実施を表明した。金正恩総書記（今次大会で総書記に推戴）は同大会の活動報告で「新経済計画の基本種子、主題は変わることなく自力更生、自給自足である。我が革命の要求、社会主義建設の切迫した要求から新たな計画期間の自力更生は、国家的な自力更生、計画的な自力更生、科学的な自力更生に発展しなければならない」「経済事業体と部門別間の有機的連携を復旧整備し、我が経済をいかなる外部的影響にも揺らぎなく円滑に運営される正常軌道に打ち立てる」などと述べ²⁷、「自力更生」を軸とした経済再建に一層注力する方針を表明した。

特に、新「5か年計画」をめぐっては、その特徴として経済制裁下でも経済発展を目指す姿勢をより強く打ち出したことが挙げられ、具体策として「自力更生」の基礎となる「整備・補強戦略」の推進を明らかにした。これは北朝鮮が「生産力の物的要素の総体」（人は含まず）を意味する「物質技術的土台」を強化することで、制裁やコロナ禍などの「外部的要因」に影響を受けない経済構造の確立を謳っており、自らに内在するとしている技術・資源などの「主体的な力」「内的動力」に経済発展の活路を見出そうというものである。長期経済計画の実施においては、限られた資源を最大限国家経済に動員するため、経済に対する国家統制が大幅に強まるものとみられ、中央集権化にドライブがかかることで資源配分の手段においては、近年北朝鮮当局が暗黙的に容認してきた

²⁰ 同上、2020年1月1日付け。

²¹ 同上、2020年10月10日付け。

²² 同上、2020年8月20日付け。

²³ 金正恩総書記は第8回党大会の報告で「厳酷な対内外情勢が持続し、予想できなかった挑戦（複数形）が重なってぶつかり、経済事業を革命的に改善できなかった」として「国家経済発展5か年戦略」が「未達成」に終わったと伝え、その具体的理由として「客観的要因として、米国と敵対勢力が敢行した最悪の野蛮な制裁封鎖策動の悪果」「毎年押し寄せる厳しい自然災害と昨年（2020年）発生した世界的な保健（コロナ）危機の長期化も経済事業に深刻な障害になった」ことなどを挙げた（『労働新聞』、2021年1月9日付け）。

²⁴ 『労働新聞』、2020年8月20日付け。

²⁵ 同上、同日付け。

²⁶ 同上、2020年10月17日付け。

²⁷ 同上、2021年1月9日付け。

「市場メカニズム」から「計画経済」への揺り戻しが起きるものとみられる。

また、金正恩総書記は2021年12月27～31日に招集した党中央委員会第8期第4回全員会議で、「我々式社会主義農村発展の偉大なる新時代を開いていこう」(新農村建設綱領)と題する演説を行い、「社会主義の全面的発展のための闘争が成熟した要求となった今日、農村を革命的に改変させることは、厳酷な難局を主体的な力の強化局面に発展させ、国家の復興発展と人民の福利増進を成し遂げる上で、重大な革命課業として提起されている」と主張した。その上で、「農業生産を増大させ、国の食糧問題を完全に解決することを農村発展戦略の基本課業に規定し、今後10年間で段階的に占領(達成)しなければならない穀物生産目標や畜産物、果物、野菜、工芸作物(油料作物や繊維作物、ゴム林などの工業原料となる作物)、蚕業の生産目標」などを明らかにした²⁸。近年、水害などの自然災害によって農業生産が不安定化していた中、食糧の安定的な自給を通じて「自力更生」の基盤をより強化しようという狙いである。

さらに、北朝鮮は2022年5月8日に国内で初めて新型コロナウイルス感染者が発生し、その後爆発的な感染拡大が起きたことを受けて、同12日に従来の国家防疫体系を「最大非常防疫体系」に格上げした²⁹。しかし、金正恩総書記が「建国以来の大動乱」(同14日、党政治局協議会での発言)³⁰とまで表現したコロナ感染拡大下でも、経済活動を縮小させる方針は示さなかった。北朝鮮は「全国の全ての市・郡で自らの地域を徹底的に封鎖し、事業単位、生産単位、生活単位別に隔離した状態で事業と生産活動を組織する」とした上で、「不利な条件を口実にして、計画から途中下車したり、活動を止めたりすることは敗北主義であり、すでに成し遂げた成果を台無しにする嚴重な退歩である」³¹「現在の防疫形勢が厳酷だとしても、社会主義建設の全面的発展に向けた我々の前進を止めることはできない」³²と主張するなど、2022年の経済目標貫徹に向けた強い姿勢を堅持した。

このほか、2022年6月8～10日に開催した党中央委員会第8期第5回全員会議拡大会議では、「経済部門において国家と防疫等級を最高水準に引き上げ、全国的範囲で隔離措置をとった条件でも一時的に醸成された混乱を迅速に整頓し、非常状況の要求に合わせて事業を緻密に組織指揮し、経済政策執行を頑強に推進した」と評価した上で、金正恩総書記が「社会主義建設と防疫大戦の二

つの戦線で革命的な勝利を獲得するとの期待と確信」を表明した³³。

4 制裁回避に向けた取組

(1) 国産化と科学技術の振興

前述したように、北朝鮮は「整備・補強戦略」の下、制裁やコロナ禍、自然災害などの「外部的要因」に影響を受けない経済構造の構築に向けて様々な取組に力を注いでいる。

まず、生産財や消費財などの国産化については、制裁下での経済成長や国家経済の自立性確保に向けた有力な手段として積極的に取り組む姿勢をみせている。具体的には「たとえ技術装備水準が高く、良質の製品を生産することができる経済であっても、他所(よそ)の原料と燃料、設備と資材に依拠する経済は事実上、自らの足で歩く経済といえない」³⁴と主張するなど、輸入代替を中心とした工業化を推進する方針を示している。

一例を挙げると、千里馬タイル工場(南浦特別市)では「昨年(2021年)、輸入に依存していた重要資材を自ら開発生産することでタイル工業の自立性を更に強化し、今のように難しい条件と環境の中でも最高生産年度水準を突破する奇跡をもたらした」と模範例を紹介した上で、制裁下における国産化の推進が「国家経済の自立性をより強化できることを雄弁に示している」と評価している³⁵。

さらに、国産化を推進する上で「科学技術の力」が不可欠であるとして、その振興にも力を注いでいる。たとえば、「科学技術に一が百、百は千になる妙策があり、無から有を創造する力があり、時間を早める神秘の世界がある」³⁶「使えば減ってしまう資源とは異なり、科学技術の威力は無限であり、無から有を創造し、不可能も可能にさせる」³⁷などと指摘した上で、「科学技術の力を通じて原材料の国産化、再資源化を実現し、原材料の無尽蔵な源泉を設ける」³⁸と強調している。

その具体例として、咸興荣誉軍人樹脂日用品工場(咸鏡南道・咸興市)では「科学技術を確固として打ち立て、いかなる条件と環境にもとらわれず、持続的な生産成長を成し遂げている。科学技術を重視する同工場の活動家らの事業気風は、全従業員を知識型勤労者にするための事業を力強く押し進めている」³⁹と各単位が科学技術人材の育成に注力するよう促すとともに、「大衆を知識型

³³ 同上、2022年6月11日付け。

³⁴ 同上、2022年5月14日付け。

³⁵ 同上、同日付け。

³⁶ 同上、2021年11月25日付け。

³⁷ 同上、2021年6月28日付け。

³⁸ 同上、2021年6月25日付け。

³⁹ 同上、2022年5月14日付け。

²⁸ 同上、2022年1月1日付け。

²⁹ 同上、2022年5月12日付け。

³⁰ 同上、2022年5月14日付け。

³¹ 同上、同日付け。

³² 同上、2022年5月16日付け。

の勤労者、科学技術発展の担当者」となるようリスキングの普及や「技術伝習会」「経験交換会」などの開催のほか、成績優秀な「モデル単位」の拡大、「追い付き追い越し、見習い、経験交換」運動の強化など、成功のコツや秘訣の幅広い共有を通じた生産性の向上なども模索している。

(2) 地域経済と産学連携の活性化

次に、地方活性化策に関しては、地方経済・工業の自立的発展に向けて、第8回党大会で「社会主義建設の地域的拠点である市、郡が国の全般的発展を支える強力な堡壘」とし、「自立的かつ多角的な発展を推進し、地方経済を引き上げ、人民の生活水準を向上させる土台を磨く」と強調した⁴⁰。特に、「国家的な大きな投資がなくても、地方の源泉原料に依拠して生産することができる条件と土台を構築した地方経済」⁴¹が「地域の自然地理的条件を積極的に用いて発展を推進する」⁴²と唱えている。たとえば、江原道の通化郡と安辺郡にある日用品生産工場などを例として挙げ、「当地に豊かにあるグミの木の実とトウゴマを利用して石鹼を生産しているほか、廃油、魚の骨、油かすなどの廃棄物まで利用して生産量を増やしている」とし、「いかなる外部的環境の変化にもびくともせず、自国内で共通の原料源泉を絶えず探し出し、それに徹底的に依拠することで生産正常化が実現される」と論じている⁴³。

このように地域の生態系や経済的特色に基づき、市や郡などの地域が主体的に地域振興のあり方を模索する動きは、持続可能・循環型の経済体制の構築を目指す内発的な発展の一形態として捉えることもできよう。

そして産学連携をめぐるのは、「経済事業で隘路が提起される度に国境の外（外国）を頼るのではなく、互いの協同を緊密にすることで自らの技術と技術力を強化し、つまづいた問題を解決することができるという近道がある」と言及した上で、科学研究単位と生産単位との緊密な連携が「社会主義の本性から生まれる重要な要求であり、科学技術と経済を早く発展させるための威力ある方途の一つである」と説いている⁴⁴。

その上で、2022年から企業との産学連携に取り組んでいる咸興化学工業大学（咸鏡南道・咸興市）の例を挙げ、「（同大学の）研究集団成員は探求戦、頭脳戦を繰り広げ、塩化ビニール触媒の国産化を実現させるための基本原料の生産工程に対する試運転を終え、製品生産に入った」⁴⁵

とし、「我が経済をいかなる外部的要因にもびくともせず正常軌道に確固として打ち立てることができ、人民が肌で感じ取ることができる実質的な成果がもたらされる」⁴⁶と結論づけている。

(3) 「社会主義競争」の活発化

さらに、生産高揚運動の一つに数えられる「社会主義競争」をめぐるのは、制裁以降、各生産単位でその動きが活発化していることが特徴として挙げられる。集団主義を原則とする社会主義体制下での競争は、集団間（地域別、工場別、部門別、単位別、作業班別など）及び個人間が中心となって行われ、北朝鮮における「競争」も徹頭徹尾、社会主義建設に向けた労働者の「革命的自覚と熱意」「創造的積極性」を促すべく、「互いに助け、導きあいながら行う集団の革新運動」として「弱肉強食、個人利己主義、本位主義（自らの利益だけを追い求める行為）に基づく資本主義の競争」とは異なるとしている。

その上で、「政治的評価と物質的評価を適切に配合してこそ社会主義競争が更に高い生産の高揚と飛躍的な成果を起こしていく力強い大衆運動になり得る」⁴⁷とし、「社会主義社会における労働に対する物質的評価は、大衆が主人としての自覚を持ち、熱誠と創発性を余すところなく発揮させる役割を果たす」⁴⁸と唱えている。

こうした中、集団よりも個人の実績に応じて政治・経済的インセンティブを与える動きが制裁下で強まっている。たとえば、价川炭鉱（平安南道・价川市）では、「優れた作業方法を創案導入して生産性を向上させるなど、科学技術的問題の解決において貢献した隊員らを放送宣伝車と速報版などを通じて広く紹介するとともに、彼らに対する物質的評価も（貢献度に基づいて）与えた。結果、（炭鉱で）大衆的技術革新運動の炎が力強く燃え上がり、この過程で石炭増産に役立つ多くの技術的問題が解決した」⁴⁹と伝えている。また、新義州鞆工場（平安北道・新義州市）では「試験で優秀な成績を取めたり、工場の発展に役立つ方案を打ち出したりした従業員と作業班に対しては特別に褒め称え、物質的評価も行っている」⁵⁰と紹介している。

(4) 幹部・活動家の精鋭化

最後に、幹部・活動家の精鋭化については、金正恩総書記が2021年6月28日に開催した党中央委員会第8期第2回政治局会議で「第8回党大会以降、党中央指導機関などの幹部、各級単位活動家の責任と役割の重要性が更に高まっている」と述べたことのほか、「幹部隊伍を精

⁴⁰ 同上、2022年1月9日付け。

⁴¹ 同上、2021年7月5日付け。

⁴² 同上、2021年7月10日付け。

⁴³ 同上、2022年9月12日付け。

⁴⁴ 同上、2022年3月24日付け。

⁴⁵ 同上、2022年3月29日付け。

⁴⁶ 同上、2022年3月24日付け。

⁴⁷ 同上、2022年5月4日付け。

⁴⁸ 同上、同日付け。

⁴⁹ 同上、2021年12月15日付け。

⁵⁰ 同上、2022年9月5日付け。

幹化（精鋭幹部化）する事業に優先的な力を注ぐ必要性和党の幹部政策の重要改善方向」について言及したことなどが注目される⁵¹。これは制裁という「外部的要因」にだけ経済停滞の責任を転嫁するのではなく、従来の経済運営方式が孕む旧いしきたりや不合理など自らの内側にその原因を求めることを意味する。すなわち「現在、幹部の慢性的な無責任と無能力こそが党政策執行に人為的な難関をもたらし、革命事業発展に莫大な障害を与える主なブレーキとなっている」⁵²として、幹部らに蔓延しているとする官僚主義的傾向、言い換えれば、形式主義や要領主義、保身主義、責任回避、敗北主義などが経済再建の足かせになっていると警鐘を鳴らしたのである。

その上で「我々の前進を遮り、党と人民の利益を害する主な障害物をそのままにしては今日の正面突破戦で勝利を得ることはできない」⁵³とし、幹部・活動家に対して「誰もが人民のために自分の魂心をしっかりと注ぎ込み、人民の革命熱、闘争熱、愛国熱を最大に噴出させる」⁵⁴「常に群衆の声に耳を傾け、人々の心の苦痛、生活上の隘路を適宜解決してあげる人民の真の忠僕、従僕となる」⁵⁵ようにすれば、「奇跡創造の妙策」や「難関克服の方途」が自ずと見出すことができると説いた⁵⁶。

以上のように、国産化や科学技術、地域経済の振興など北朝鮮が強調する「主体的な力」「内的動力」の一端をみてきた。これらは従来行われてきた取組であるが、前述した党中央委員会第7期第5回全員会議（2019年12月）や第8回党大会（2021年1月）で恒久的な戦略として再び注目を集め、自力更生の原動力として、大衆運動などの精神動員を始め、生産財や消費財の国産化、再資源（リサイクル）化、節約、原価低減、遊休資材の活用、生産ラインの新鋭化、経済運営方式の合理化、科学技術の振興、専門人材の育成などが謳われた。

そこからは制裁やコロナ禍で対外経済への展望を示すことができない中、経済全体の効率化を通じて経済の活性化を図ろうという北朝鮮の狙いがうかがえる。

⁵¹ 同上、2021年6月30日付け。

⁵² 同上、同日付け。

⁵³ 同上、2021年7月2日付け。

⁵⁴ 「我が民族同士」(<http://uriminzokkiri.com/index.php?ptype=cgisas&mtype=view&no=1204107>)、2021年1月1日付け（2022年9月10日アクセス）（朝鮮語）。

⁵⁵ 『民主朝鮮』、2022年3月19日付け（朝鮮語）。

⁵⁶ 『労働新聞』、2021年6月29日付け。

結びに代えて

－「社会主義の全面的発展」論の出現－

金正恩総書記は、第8回党大会（2021年1月）の活動報告の中で「社会主義の全面的発展」⁵⁷という言葉に初めて触れた。この言葉の意味するところは「政治や経済、文化、国防などあらゆる部門が均衡的に、同時的に発展する」とともに、「社会主義建設で進んでいる部門に比べ、遅れている部門を打ち立て、部門間の均衡を保障し、社会全般が一様に意義深く発展する」ところにある⁵⁸。

その上で「地方が変わり、（地方が）発展する新たな局面を開き、労働階級と農民間の差、工業と農業間の差、都市と農村間の差を決定的に無くせば、首都から山奥までの全国津々浦々で人民の文明化した生活が満開に咲くようになる」⁵⁹と謳うなど、地方の振興、その中でも都市部と比べて開発が遅れている農村部の振興を強調した。具体的には、農業生産力の発展や農村生活環境の改善、農民の思想意識水準の向上などを挙げて、農業部門に対する国家的投資の増額に加え、協同農場の国営化、農作業の機械・自動化、農民住宅の建設などに積極的に取り組む姿勢をみせた。特に、農民の思想意識水準向上をめぐることは、金正恩総書記が提唱した「新農村建設綱領」（2021年12月）において「農村で思想、技術、文化の3大革命（3大革命赤旗獲得運動）を力強く促すことが社会主義農村問題解決で提起される最も重要な課業」とした上で、「農村における思想革命の目的は、農業勤労者の頭の中に残っている古い思想を取り除き、農業勤労者を革命化、主体思想化された共産主義人間に育て、我が革命力量を政治思想的にしっかりと固め、社会主義建設を強力に推進する」ことを主張した⁶⁰。

北朝鮮の経済路線は従来、「重工業を優先的に発展させつつ、軽工業と農業を同時に発展させる」⁶¹ことを主としてきた。すなわち、金属工業や化学工業など資本財を生み出す特定の基幹産業や経済特区などの特定地域が経済成長を主導する不均等発展を重視してきたが、「社会主義の全面的発展」では、地域の均衡発展や地域産業連関の構築のほか、軽工業や農水産業、建設など産業部門の均等発展、建設などの内需拡大を軸とした基本路線を打ち出している。

こうした背景として、食糧問題を中心とした農村問題の解決を通じて、社会主義から共産主義への移行を促進させたいとする執権党たる朝鮮労働党の強い決意⁶²がう

⁵⁷ 同上、2021年1月9日付け。

⁵⁸ 同上、2021年10月30日付け。

⁵⁹ 同上、同日付け。

⁶⁰ 同上、2022年1月1日付け。

⁶¹ 前掲『経済辞典（1）』、90頁。

かがえるほか、従来の経済路線が重視してきた量的成長から質的成長への転換を促している点も注目される。成長優先路線により生じた都市部と農村間における地域間発展や所得分配の格差是正、住民生活環境の改善、経済運営方式の効率化に向けた取組などは、社会の安定を通じて国の持続的、長期的な発展を図ろうという構想に基づくもので、毛沢東が「貧富の格差を是正して社会全体を豊かにする」と謳った「共同富裕」に通じるものがある。

しかし、その根底には経済制裁の長期化、固定化を見据え、従来のような経済成長を基にした統治が困難になったとの判断があったことが強く示唆される。つまり制裁により海外の資源や原材料、資本、技術などに依存する外発的な発展の継続が事実上、不可能となり、それに代わる新しい発展モデルへの転換に迫られていたのである。そこで北朝鮮が中長期的展望として新しく打ち出したのが社会の平等かつ公平性であり、均衡的発展であった。自らが追い求める経済発展は、欧米の「高度成長」「物質的繁栄」に象徴される近代化論とは異なり⁶³、「人民に服務する経済、人民の利益を最優先、絶対視する経済」⁶⁴「衣食住面で他人を羨むことがない幸福な生活を享受し、無病息災に生きることが我が人民の世紀的宿望」⁶⁵などと独自の発展モデルを描き出している。

金正恩総書記は、青年同盟第10回大会に送った書簡(2021年4月29日付け)の中で、「今後15年程度で全人民が幸福を享受できる、隆盛繁栄する社会主義強国を打ち立てる」⁶⁶と明らかにした。その具体策については言及しなかったものの、「皆こぞって革命任務を責任的に、誠実に遂行し、国の富強繁栄と人民の幸福のための創造と努力の汗水を捧げて」いけば、「我が人民の全ての夢と理想である共産主義の輝かしい現実には更に早く到来するであろう」と説いた⁶⁷。

これらを踏まえると、北朝鮮が新たに提唱した「社会主義の全面的発展」は、「経済の成長」から「社会の安定」への路線転換であり、その帰趨として自らが理想郷とする社会主義強国や共産主義の実現を謳ったものと受

け止められるが、現実の問題として、制裁やコロナ禍の長期化が進む中、体制の維持を最優先に位置づけた守勢的、防御的な路線への後退と捉えることができるであろう。

参考文献

朝鮮労働党中央委員会機関紙『労働新聞』
最高人民会議常任委員会・内閣機関紙『民主朝鮮』
社会科学院主体経済学研究所編『経済辞典』社会科学出版社、1985年

⁶² ファン・ Chol 「農村振興を強力に促そうという我が党の意図」『金日成総合大学－科学研究－記事』(<http://www.ryongnamsan.edu.kp/univ/ko/research/articles/d98c1545b7619bd99b817cb3169cdfde?cp=7>)、2022年7月7日付け(2022年9月16日アクセス)(朝鮮語)。

⁶³ 『労働新聞』、2022年9月14日付け

⁶⁴ 同上、同日付け。

⁶⁵ 同上、2021年10月30日付け。

⁶⁶ 同上、2021年4月30日付け。

⁶⁷ 同上、2021年5月19日付け。

アフリカにおける権威主義体制と選挙暴力 —ガンビアを中心として—

鈴木 亨尚

Authoritarianism and Electoral Violence in Africa: Focusing on The Gambia

Yukihisa SUZUKI

はじめに

選挙暴力は民主主義体制論・権威主義体制論と紛争論・平和構築論との交点にある。選挙は政治の中心なので、民主主義体制論・権威主義体制論に関連し、選挙暴力は権威主義体制により多くみられると推測される。また、選挙暴力は紛争をもたらし、平和構築を危うくするので、紛争論・平和構築論に関連する。

2007年のケニアの大統領選挙時の選挙後暴力では、推定で、1,500人が死亡し、70万人が国内避難民となった。また、2010年のコートジボワールの大統領選挙時の選挙後暴力では、1,000人以上が死亡し、100万人が国内避難民、10万人が難民となった。近年のアフガニスタン、バングラデシュ、エジプト、インド、イラク、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、ジンバブエにおける選挙でも、高いレベルの暴力が生じた。特に、2007年のケニアの事例は多くの研究者の関心を集め、選挙暴力 (electoral violence) という概念を一般化した¹。一方、日本では、世界全体ないし特定の地域の選挙暴力の動向を検討した論文は皆無であり、ケニアの選挙暴力など個別の問題を検討した論文が数本あるだけである²。

本稿はサハラ以南アフリカ (以下、「アフリカ」と記述) の選挙暴力の動向を検討した上で、ガンビアにおける選挙暴力を検討している。そこに本稿の意義がある。本稿では、バーチャード (Stephanie M. Burchard) に従い、選挙暴力を「力を用いて選挙結果に影響を与えるも

の」と定義する³。それは政治暴力の一種だが、選挙結果への影響を意図しているという点で、他の政治暴力とは異なる。

本稿は、アフリカにおける選挙暴力、特に、権威主義体制の選挙暴力について検討し、なぜ、権威主義体制の1つであるガンビアにおける、選挙暴力を伴う大統領選挙で、新人が現職を破り得たのかを明らかにすることを目的としている。そのため、第1節では、選挙暴力、特に、アフリカの選挙暴力、その中でも特に、権威主義体制における選挙暴力について検討する、第2節では、ガンビアにおいて、特に激しい選挙暴力が生じた2016年以前の状況を検討する。第3節では、2016年の大統領選挙を検討する。第4節では、大統領選挙後の混乱を、国内を中心に、検討する。第5節では、同時期を国際社会の関与と問題の解決を中心に検討する。そして、最後に、議論を整理する。

以下、若干の用語について定義しておこう。本稿で、権威主義体制とは、全政治体制のうち、民主主義体制ではないものをさす。民主主義体制は、ダール (Robert A. Dahl) のポリアーキーに従い、「高度に包括的で、かつ、公的異議申立てに対し広く開かれた体制」⁴をさす。操作的には、フリーダム・ハウス (Freedom House) の地位が自由 (Free、スコアが1～2.5) の国を民主主義体制、「部分的に自由 (Partly Free、同3.0～5.0)」と「自由ではない (Not Free、同5.5～7.0)」の国を権威主義体制とする⁵。このように、本稿では、民主主義体制と権威主義体制を同一の基準でとらえ、権威主義体制を民主主義体制より劣っているものと位置づけている。なお、かつては非民主主義体制を全体主義体制と権威主義体制に分類することが一般的だったが、今日では、権威主義体制が非民主主義体制全体を表すという用法が一般

¹ Birch and Muchlinski (2017) p.100; Daxecker, Amecarelli and Jung (2019) pp.714-715; Birch, Daxecker, and Ho (..) glund (2020) pp.3-4.

² ケニアの選挙暴力に関しては以下を参照。津田みわ (2008) 3～8頁; 津田みわ (2010a) 10～15頁; 津田みわ (2010b) 67～87頁; 松田素二 (2010) 3～9頁; 松田素二 (2011) 37～49頁; 松田素二 (2013) 397～419頁; 藤井広重 (2022) 7～18頁。

³ Burchard (2015) p.12.

⁴ Dahl (1971) p.8 [13頁]。

⁵ Freedom House (2017)

的となっている。また、権威主義体制と独裁体制は同義だと考えられている⁶。

本稿が取り扱うガンビアの選挙暴力が主に起きた2016年を対象とする「フリーダム・イン・ザ・ワールド2017」のデータで、全195か国のうち、自由は87か国(44.6%)、「部分的に自由」は59か国(30.3%)、「自由ではない」は49か国(25.1%)で、権威主義体制は108か国(55.4%)となる。アフリカ49か国のうち、自由は9か国(18.4%)、「部分的に自由」は20か国(40.8%)、「自由ではない」は20か国(40.8%)で、権威主義体制は40か国(81.6%)となる。すなわち、アフリカ諸国の大半は権威主義体制である。ガンビアのスコアは6で、地位は「自由ではない」である。なお、世界は1996年以降も権威主義化しており、2021年の権威主義体制は112か国(57.4%)となっている⁷。

第1節 選挙暴力と政治体制

1. 選挙暴力

バーチャードなどに従って、アフリカの選挙暴力を整理していこう。バーチャードは「過去2・30年間、アフリカにおける選挙暴力は選挙間に起こる、政治的に引き起こされたその他の暴力より頻繁で激しいようだ。1997年以来、ケニア、セネガル、リベリアの選挙年は選挙のない年よりずっと暴力的である。…1997年から2014年までに、ケニアは選挙のない年に平均210の暴力事例を経験した。選挙年には、暴力事例の平均数は360に増加した。年平均の死者数は、選挙のない年の推定330人から選挙年の640人—約2倍—に増加した。…2007年選挙の影響を調整した場合でさえ、ケニアの選挙年の死者数の平均は430人だった」と述べている。セネガルの暴力事例は、選挙年が平均で54、非選挙年が平均で42、リベリアのそれは同61と23だった⁸。

選挙暴力を行使するアクターは、政治権力の獲得という目標を達成するために、既存の選挙の枠組みを用いる⁹。選挙暴力の多くは憲法や選挙関連法に違反する行為ではあるが、少数の、小規模の選挙暴力が起きたからといって、その選挙がただちに無効になるわけではない。その決定には選挙管理委員会や最高裁判所・憲法裁判所がかかわる。国外では、決定の主体ではないが、安全保障理事会(以下、「安保理」と記述)や地域機構、準地域機構、選挙監視団、旧宗主国、米ソ中などの域外大国、南アフリカ・ナイジェリアなどの地域大国などが関

与する。選挙暴力を行う政府は、当選の確保とともに、無効の決定や国外のアクターの本格的な関与がなされないように、選挙暴力の上限を設定していると思われる。

バーチャードは、アクターの動機に基づいて、選挙暴力を偶発的選挙暴力と戦略的選挙暴力に分類している。偶発的選挙暴力は、選挙の前後を問わず、選挙イベント周辺において、抗議の産物として起こる。それは、現実のものだろうが、想像上のものだろうが、選挙に不正があったとの認識によって引き起こされる。本稿で、我々はアクターの認識を重視して、検討を進めていく。戦略的選挙暴力は事前に計画され、有権者の意図の抑圧、有権者の支持の動員、選挙全体の破壊を含む。戦略的選挙暴力は、さらに、抑圧的・動員の選挙暴力と破壊的選挙暴力に分類される。抑圧的・動員の選挙暴力は、候補者や政党が意図して選挙結果に影響を与えようとする試みで、採用されるより広範な選挙戦略の一部とみなされ、選挙の競争性を低下させ、当選するために、市民の選好をねじ曲げることを目的としている。破壊的暴力とは選挙の実施を阻止したり、発表済みの結果を変更したりすることを意味する¹⁰。

バーチャードは、1990年から2014年6月までの289の国政選挙(大統領選挙と議会選挙)を対象に分析を行い¹¹、「1990年以来、アフリカの選挙の50%以上は、選挙過程の直接の結果として、有権者がいやがらせ、脅し、場合によっては、死亡を経験する暴力で特徴付けられる」¹²と述べている。バーチャードによれば、一切暴力を経験しなかった選挙は全体の43%(124件)、いやがらせを経験した選挙(警察や治安部隊による集会の解散、政党支持者のけんか、街頭での乱闘、反対する新聞の廃刊、候補者の立候補の失格、政治的対立者の短期間の逮捕を含む)が37%(106件)、政治的暗殺や政治的アクターの長期拘留を含む抑圧を経験した選挙が11%(32件)、大規模な暴力(20人以上の死者によって示される全般的で、広範な暴力を経験した選挙)が9%(27件)である¹³。なお、バーチャードの分類はいやがらせがかなり広い範囲に及んでいるという特徴がある。

2004～13年の10年間のうち、2004年から2008年まで、選挙全体に占める選挙暴力の割合は、年により、20%台から80%台まで変動が激しく、それ以降は、2008年の70%台から減少傾向にあるが、2013年でも50%近い¹⁴。このような選挙暴力は、1990年代以降の民主化によってもたらされた。軍政の下、選挙がなければ、選挙暴力は

⁶ Linz (1975) pp.175-411 ; 山田紀彦 (2015) 6、28頁。

⁷ Freedom House(2017)p.11 and pp.20-21 ; Freedom House(2022)p.18.

⁸ Burchard (2015) p.19.

⁹ Burchard (2015) pp.11-12.

¹⁰ Burchard (2015) pp.12-14.

¹¹ Burchard (2015) p.36.

¹² Burchard (2015) pp.2-3.

¹³ Burchard (2015) pp.36-37.

¹⁴ Burchard (2015) p.3.

ない。一党制の下、競争的選挙がなければ、選挙暴力はまったく、ないし、ほとんどない。民主化がなされ、複数政党制選挙がなされるようになると、選挙暴力は発生、ないし、増加する。

1990年代以降、アフリカ諸国の86%が選挙暴力を経験しており、アフリカにおいて、選挙暴力は、例外的ではなく、一般的な現象である。それは2つの時期に分類できる。1つは1990年代からゼロ年代で、紛争後国家の移行選挙を中心とし、大規模な選挙暴力が多くみられた。代表的な事例は、第1に、1992年のアンゴラの大統領選挙と国民議会選挙である。選挙は、長い内戦の後行われたが、選挙暴力が起き、内戦が再開され、終了に10年を要した。第2に、ケニアの2007年の大統領選挙である。2008年に至る選挙後暴力は国際社会や研究者の強い関心を集めた。第3に、2010年のコートジボワールの大統領選挙で、選挙後5か月で、3,000人以上が死亡した¹⁵。ケニアやコートジボワールの事例を転換点とし、2010年代以降の2つ目の時期に入る。2010年代以降、紛争数が減少し、各々の規模も抑制され、紛争後国家の移行選挙が選挙暴力に占める重大性も低下した。しかし、時間の経過とともに、選挙暴力が大幅に減少するとの傾向はない¹⁶。

選挙暴力は、選挙前暴力、選挙日暴力、選挙後暴力に分類できる。バーチャードによれば、選挙前暴力と選挙後暴力に分類した場合、選挙暴力の全事例のうち、選挙前暴力だけの事例が約71%、選挙前暴力と選挙後暴力の双方の事例が約24%、選挙後暴力だけの事例は4%未満である¹⁷。選挙前暴力の中心は戦略的暴力であり、政府・与党による暴力を中心とし、政府・与党対野党の暴力を含んでいる。2000、2002、2008年のジンバブエでは、与党 ZANU-PF (Zimbabwe African National Union-Patriotic Front) が青年民兵を雇用し、暴力を行使した。ケニアで、1992年の選挙では与党 KANU (Kenya Africa National Union) の青年組織とカレンジンの民兵対野党 FORD (Forum for the Restoration of Democracy) の青年組織の暴力、1997年の選挙では KANU とカレンジンの民兵の暴力がみられ、2002 と 2007 年の選挙では Mungiki (疑似宗教犯罪組織) が野党のために選挙前の脅しに参加した。また、ナイジェリアでは与野党が若者集団を雇用し、買収と暴力を行い、タンザニアでは与野党が民兵を組織した¹⁸。

執政府選挙における選挙全体に占める選挙前暴力の割合は、相対多数制 (plurality) 選挙で77.6% (全50事例

中、戦略的暴力約46%、偶発的暴力約31%)、絶対多数制 (majoritarian) 選挙で53.5% (全117事例中、戦略的暴力約34%、偶発的暴力約20%) である¹⁹。立法府選挙における選挙前暴力は、相対多数制選挙が72.4% (全58事例中、戦略的暴力約29.7%、偶発的暴力約42.7%)、絶対多数制選挙が57.1% (全14事例中、戦略的暴力約13~15%、偶発的暴力約42~44%)、相対多数制と比例代表制の混合型選挙が43.3% (全60事例中、戦略的暴力約13~15%、偶発的暴力約28~30%)、比例代表制選挙が約47% (全71事例中、戦略的暴力約13~15%、偶発的暴力約32~34%) である²⁰。執政府と立法府の選挙の間で、相対多数制と絶対多数制について比較しても大きな違いはない。一方、立法府選挙の比例代表制選挙と混合型選挙の選挙暴力の割合は他の選挙制度よりも低い。立法府選挙が執政府選挙より暴力的でないのはここから生じる。大統領選挙で、比例代表制選挙はとりよもないが、選挙制度の工夫で、暴力を抑制できる可能性があることをこれは示していると思われる。

一方、選挙後暴力は、頻度は低いが、起こると大規模になる傾向がある。バーチャードは、「選挙後暴力は選挙後に起こり、勝者とその支持者をこらしめる手段として用いられ、戦略的に用いられるならば、政治権力を共有するために、勝者に敗者との交渉を強いるために用いられ、この方法は超法規的で選挙ゲームの受け入れられたルールの範囲の外側であるので、暴力のレベルは勝者の側の行動を強いるレベルに達する。すなわち、選挙後暴力は選挙前暴力よりずっと激しい」²¹ と述べている。選挙前暴力は選挙後暴力の前兆である。ケニアでは選挙前暴力のあった県の約半数が選挙後暴力を経験した²²。選挙日暴力を含めたデータで、選挙日暴力 (1980~2004年) は選挙全体の30%で、選挙前暴力のないケースでは同14%である²³。

執政府選挙と立法府選挙の関係に関して、執政府選挙単独では、選挙暴力が全体 (全75事例中) の62.7% (戦略的暴力約25%、偶発的暴力約38%)、立法府選挙単独では、選挙暴力が全体 (全114事例中) の45% (戦略的暴力約13%、偶発的暴力約32%)、両選挙同時では、選挙暴力が全体 (全99事例中) の65.7% (戦略的暴力約22%、偶発的暴力約44%) である²⁴。大統領選挙単独と両選挙同時は選挙暴力と戦略的暴力の割合が、各々、高くなっている。

¹⁹ Burchard (2015) pp.38-39.

²⁰ Burchard (2015) pp.39-40.

²¹ Burchard (2015) p.15.

²² Burchard (2015) pp.27-28.

²³ Burchard (2015) p.27.

²⁴ Burchard (2015) pp.40-41.

¹⁵ Burchard (2015) p.4.

¹⁶ Burchard (2015) p.11.

¹⁷ Burchard (2015) p.27.

¹⁸ Burchard (2015) pp.28-29.

アフリカにおける非暴力選挙は年ごとに大きな変動がある。2006年に約71%だった非暴力選挙は2008年には25%だった。ここから通増傾向にあり、2014年は約60%である²⁵。それでは、選挙の継続によって、暴力の頻度は低下するのか。民主化後の最初の選挙(全47か国)で、非暴力選挙は全体の35%だった。各国の第5回選挙で、非暴力選挙は51%、第9回選挙で、非暴力選挙は73%なので、選挙の継続により、非暴力選挙の割合は高まると結論づけることができる。しかし、第9回選挙を経験しているのは11か国しかないという点に留意すべきである。しかも、この11か国に含まれるカメルーン、ガンビア、マダガスカル、トーゴ、ジンバブエなどの民主主義の程度は過去25年間改善していない。リンDBバーグ(Staffan I.Lindberg)は「選挙による民主化」との仮説を提示しているが、これは実現していない²⁶。また、バーチャードは、アフリカのいくつかの国では政治的権利の改善と市民的自由の悪化が並行して進んでいると指摘し、その例として、ブルンジ、タンザニア、ルワンダ、南アフリカ、ウガンダ、ザンビア、エチオピアを示している²⁷。しかし、フリーダム・ハウスのデータで、2000年と2019年を比較して、政治的権利の改善と市民的自由の悪化の組み合わせを示す国は上記7か国中1か国もない²⁸。そもそも、国家が市民的自由を侵害しながら、国際基準を満たす選挙を実施するのはきわめて困難である。一方、9回連続での通常選挙ができなかった国はクーデタを経験(ブルキナファソ、中央アフリカ、ギニア、ギニア・ビザウ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール)したり、大規模な紛争後に選挙を再開(アンゴラ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、リベリア、シエラレオネ)したりしている²⁹。

2. 選挙暴力と権威主義体制

次に、選挙暴力と政治体制の関係について検討する。ノリス(Pippa Norris)らは国家を民主主義体制、(狭義の)権威主義体制、この2つの中間的な形態である混合体制に分類し、混合体制が選挙暴力に最も親和的だと論じている³⁰。これは、きわめて民主的な国家では、選挙暴力が生じる蓋然性は低く、きわめて非民主的な国家では、デモなど野党や市民社会の活動は制約されるので、選挙暴力は生じにくいとの考えに基づいている。データをみてみよう。バーチャードは、選挙前暴力の頻度に基づいて、アフリカの一部の国家を3つに分類している。

第1に、まったく選挙前暴力を経験していない国で、ボツワナ、カーボ・ベルデ、モーリシャス、サントメ・プリンシペ、セーシェルの5か国が、第2に、選挙前暴力が時々起きている国で、ベナン、ブルンジ、カメルーン、リベリア、ウガンダ、タンザニアの6か国が、第3に、繰り返し、選挙前暴力を経験している国で、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ケニア、ナイジェリア、スーダン、トーゴの6か国が含まれる。表1は、これら17か国を1990年から2014年のフリーダム・ハウスのスコアで整理したものである。表は、最も選挙暴力が起きた国々は最も非民主的な国々のグループだと示している。このような異なる結論は選挙暴力の何を重視するのかによって生じる。バーチャードは脅し、その暴力の主体として政府を、ノリスらはデモ、その暴力の主体として市民を重視している。

表1 アフリカにおける選挙暴力と民主主義・権威主義

	選挙前暴力を経験していない国	選挙前暴力が時々起きている国	選挙前暴力を繰り返し経験している国
自由	ボツワナ(2.08)、カーボ・ベルデ(1.42)、モーリシャス(1.5)、サントメ・プリンシペ(1.98)	ベナン(2.24)	—
部分的に自由	セーシェル(3.34)	リベリア(4.74)、ウガンダ(4.8)、タンザニア(4.06)	ケニア(4.48)、ナイジェリア(4.6)
自由ではない	—	ブルンジ(5.6)、カメルーン(6)	コートジボワール(5.44)、コンゴ民主共和国(6.06)、スーダン(7)、トーゴ(5.16)

(出所) Burchard (2015) pp.36-37; フリーダム・ハウス (b)

(注) 「部分的に自由」はスコア3~5とし、「自由」はこれを下回り、「自由ではない」はこれを上回る国とした

ケニア、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、ジンバブエでは、選挙のたびに大規模な暴力が行使される³¹。選挙暴力の抑制策について、大統領選挙と議会選挙に分けて、検討していこう。大統領選挙で、多数代表制は選挙暴力と親和的である。したがって、抑制策は2回投票制、ランニング・メイト方式、当選条件に一定数の県や州の一定割合の得票を含めることがある。2002と2007年のケニアでは、全7州のうち5州で25%以上の得票が当選条件に含まれ、満たされない場合は第2回投票が実施されることになっていた。2007年選挙の混乱を受けて、2013年以降のケニアの選挙では、全国での50%以上の得票とともに全47県の半数以上での25%以上の得票が当

²⁵ Burchard (2015) pp.48-49.

²⁶ Lindberg (2009)

²⁷ Burchard (2015) p.170.

²⁸ Freedom House(b)

²⁹ Burchard (2015) pp.49-50.

³⁰ Norris, Frank, and i Coma (2015a) pp.12-13; Norris, Frank, and i Coma (2016b) pp.140-146.

³¹ Burchard (2015) p.2.

表2 多選大統領の選挙結果

国	現職大統領	選挙年	結果	選挙年のFHのスコア (PR, CL)	国	現職大統領	選挙年	結果	選挙年のFHのスコア (PR, CL)
ブルキナファソ	コンパオレ	2005	当選、3選	4 (5, 3)	ガンビア	ジャメ	2006	当選、3選	4.5 (5, 4)
		2010	当選、4選	4 (5, 3)			2011	当選、4選	5.5 (6, 5)
ブルンジ	ンクルンジザ	2015	当選、3選	6.5 (7, 6)			2016	落選	6 (6, 6)
カメルーン	ビヤ	2004	当選、5選	6 (6, 6)	ギニア	コンテ	2003	当選、3選	5.5 (6, 5)
		2011	当選、6選	6 (6, 6)	モーリタニア	タヤ	2003	当選、3選	5.5 (6, 5)
		2018	当選、7選	6 (6, 6)	ルワンダ	カガメ	2017	当選、3選	6 (6, 6)
チャド	デビー	2006	当選、3選	6 (6, 6)	セネガル	ワッド	2112	落選	2.5 (2, 3)
		2011	当選、4選	6.5 (7, 6)	セーシェル	レネ	2001	当選、6選	3 (3, 3)
		2016	当選、5選	6.5 (7, 6)		ミッシェル	2015	当選、3選	3 (3, 3)
コンゴ共和国	サス・ンゲン	2106	当選、3選	6 (7, 5)	スーダン	バジル	2010	当選、3選	7 (7, 7)
ジブチ	ゲレ	2011	当選、3選	5.5 (6, 5)			2015	当選、4選	7 (7, 7)
		2016	当選、4選	5.5 (6, 5)	トーゴ	エヤデマ	2003	当選、5選	5.5 (6, 5)
赤道ギニア	オピアン・ンゲマ	2002	当選、4選	6.5 (7, 6)		ニヤシンベ	2015	当選、3選	4 (4, 4)
		2009	当選、5選	7 (7, 7)		2020	当選、4選	4.5 (5, 4)	
		2016	当選、6選	7 (7, 7)	ジンバブエ	ムガベ	2002	当選、4選	6 (6, 6)
ガボン	オマール・ボンゴ	2005	当選、7選	5 (6, 4)			2008	当選、5選	6.5 (7, 6)
							2013	当選、6選	5.5 (5, 6)

(出所) 外務省；アフリカ選挙データベース；フリーダム・ハウス (b) など各種資料に基づいて、筆者が作成

(注) FHは「フリーダム・ハウス」、PRは「政治的権利」、CLは「市民的自由」を意味する

選条件に含まれるようになった。また、1999年以降のナイジェリアでは全国1位及び36州の3分の2で25%以上を獲得することが当選の条件となっている³²。議会選挙で、比例代表制は暴力抑制的であり、民主的とされるベナンでは拘束名簿式比例代表制を採用している。一方、多数代表制を採用していたレソトでは、1998年選挙で、与党が60.5%の得票で98.75%の議席(79/80)を獲得、大規模な騒乱が発生、クーデタが切迫しているとの懸念が高まり、議会から排除されたと考えた野党が抗議、暴動、焼き討ちを行った。SADC (Southern African Development Community) が与野党を仲介し、混合型の採用を含む解決策を提示し、混合型が採用された。2002年選挙以降、120議席のうち、80議席は小選挙区制、40議席は全国1区の比例代表制となっている³³。

さらに、選挙暴力を行使することの多い、長年、大統領の座にある者が選挙で敗れるという状況を考えていきたい。選挙の時期は2000年以降、2020年8月末まで、大統領が2回連続で当選し、任期を完了した後の選挙を対象とし、結果を表2に示した。2000年以降としたのは、1990年代は、アフリカの民主化の時期で、多選大統領が選挙で敗れる事例が多数あったからである。表に示したように、権威主義体制が大半を占めるアフリカ諸国において、全33事例中、現職大統領が落選し、新人が当選した選挙はセネガルとガンビアの2度に過ぎなかった。セネガルの大統領選挙は二回投票制を採用し、野党が選挙

連合を組織することにより、現職大統領を破るという結果を繰り返している、研究者にとって大変魅力的な国であるが、選挙の時点でのフリーダム・ハウスの評価は2.5で、我々の分析の焦点である権威主義体制ではない³⁴。本稿で、関心を寄せるのはガンビアである。ガンビアは、2000年以降、2選以上している現職大統領が、大統領選挙で敗れたアフリカで唯一の権威主義体制である。これまでみてきたように、アフリカでは、特に、その大半である権威主義体制では、政権側による選挙暴力が激しく、現職が立候補する大統領選挙で、新人が当選するのは極めて困難である。ガンビアはそれをどのように達成したのだろうか。

第2節 2016年以前の状況

1996年の大統領選挙で、ジャメ (Yahya Jammeh) が当選、1997年の国民議会選挙でジャメが党首を務める愛国再建同盟 (Alliance for Patriotic Reorientation and Construction, APRC、以下、「APRC」と記述) が過半数を獲得し、2016年の大統領選挙まで、この状況は続いた。この時期、野党第一党だったのが現在の大統領であるバロウ (Adam Barrow) が所属する統一民主党 (United Democratic Party, UDP、以下、「UDP」と記述)。ただし、後述のように、バロウは、選挙直前、選挙連合を組織するために、形式的にUDPを離党) であり、その大統領候補は同党委員長のダーボエ (Ousainou Darboe) だっ

³² Burchard (2015) p.32.

³³ Burchard (2015) p.33.

³⁴ セネガルに関しては、以下で、若干、議論している。鈴木亨尚 (2017) 124～130頁。

表3 フリーダム・ハウスのスコア

年	PR	CL	スコア	地位	年	PR	CL	スコア	地位	年	PR	CL	スコア	地位
1972	2	2	2	F	1988	3	3	3	PF	2004	4	4	4	PF
1973	2	2	2	F	1989	2	2	2	F	2005	5	4	4.5	PF
1974	2	2	2	F	1990	2	2	2	F	2006	5	4	4.5	PF
1975	2	2	2	F	1991	2	2	2	F	2007	5	4	4.5	PF
1976	2	2	2	F	1992	1	2	1.5	F	2008	5	4	4.5	PF
1977	2	2	2	F	1993	2	2	2	F	2009	5	5	5	PF
1978	2	2	2	F	1994	7	6	6.5	NF	2010	5	5	5	PF
1979	2	2	2	F	1995	7	6	6.5	NF	2011	6	5	5.5	NF
1980	2	3	2.5	F	1996	7	6	6.5	NF	2012	6	6	6	NF
1981	3	4	3.5	PF	1997	7	6	6.5	NF	2013	6	6	6	NF
1982	3	4	3.5	PF	1998	7	5	6	NF	2014	6	6	6	NF
1983					1999	7	5	6	NF	2015	7	6	6.5	NF
1984	3	4	3.5	PF	2000	7	5	6	NF	2016	6	6	6	NF
1985	3	4	3.5	PF	2001	5	5	5	PF	2017	4	5	4.5	PF
1986	3	4	3.5	PF	2002	4	4	4	PF	2018	4	5	4.5	PF
1987	3	3	3	PF	2003	4	4	4	PF	2019	4	4	4	PF

(出所) Freedom House (2020)などを参照して筆者が作成

(注) PRは「政治的権利」、CLは「市民的自由」、Fは自由、PFは「部分的に自由」、NFは「自由ではない」を意味する

た。ジャメの下、野党は弾圧され、市民の人権は抑圧された。その結果、野党の多くは2002年と2012年の国民議会選挙をボイコットした。また、2011年の大統領選挙に対し、西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States, ECOWAS、以下、「ECOWAS」と記述)は、選挙が自由で公正であることは望めないと、選挙監視団の派遣をボイコットし、アフリカ連合 (African Union, AU、以下、「AU」と記述)と英連邦は、各々、選挙後に、選挙は不正だったと表明した³⁵。

ゼロ年代中頃からジャメは弾圧を強めていたが、2014年12月のクーデタ未遂事件をきっかけに、さらに、国民に対する弾圧を強めた。表3に示したフリーダム・ハウスのデータに加えて、表4の「国境なき記者団 (Reporters without Borders)」の「報道の自由度ランキング (World Press Freedom Index)」と「トランスパレンシー・インターナショナル (Transparency International)」の「腐敗認識指数 (Corruption Perception Index)」はこれを明確に示している。国民は、このような状況に対し、次のように認識・行動したと思われる。第1に、クーデタ未遂事件までは、国民の多くが、ジャメを権力から追いやるには、暴力が正当化されると考えていたと思われる。しかし、クーデタが成功しなかったことにより、選挙やデモなど非暴力的な方法で、ジャメを政権から引きずり下ろすしかないとの認識が広く共有されるようになったと思われる。第2に、弾圧が長期化・強化されたことにより、その影響は一部のステークホルダーだけでなく、

国民全般に及ぶようになった。第3に、政府が出国を規制したことにより、国民の戦略は出国を重視したものから抗議を重視したものに変更された。第4に、国民の認識に関しては、経済・社会情勢も重要である。経済・人口規模の小さなガンビアにとって、貿易、海外からの投資、観光、援助は重要だが、欧米との対立はこれらを抑制させた。この影響を受け、2018年の1人当たりGDPは世界で下から15番目(712,452ドル)で、ジャメが大統領に就任した1996年(728,669ドル)より少なかった。また、2010～16年の失業率は9～10%台、若年層(15～24歳)のそれは12～14%だった。すなわち、チュニジアなどのアラブの春を引き起こした状況がガンビアでもみられた。第5に、政府が管理したメディアしかなかったコミュニケーション空間にフェイスブックのようなソーシャル・メディアが登場し、欧米諸国への移住者を含めたネットワークが形成され、国民は、英語とローカ

表4 国境なき記者団の報道の自由度ランキングとトランスパレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数の順位

年	国境なき記者団の報道の自由度ランキング	トランスパレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数の順位
2013年	152位 (180か国中)	127位 (176か国中)
2014年	155位 (180か国中)	126位 (174か国中)
2015年	151位 (180か国中)	123位 (167か国中)
2016年	145位 (180か国中)	145位 (176か国中)
2017年	143位 (180か国中)	130位 (180か国中)
2018年	122位 (180か国中)	93位 (180か国中)
2019年	92位 (180か国中)	96位 (180か国中)

(出所) 国境なき記者団; トランスパレンシー・インターナショナルの各年度のデータから筆者が作成

³⁵ Kora and Darboe (2017) p.148; Freedom House(b)

表5 選挙の主な結果（1996～2017）

年	大統領		国民議会		
	名前	得票率（得票）	政党	議席（得票率、得票）	
1996年9月/1997年1月（大統領選挙の有効投票数394,494、投票率88.4%、国民議会の有効投票数307,856、投票率73.2%、以下、同様）	ジャメ（Yahya Jammeh, APRC）	58.77%（220,011）	愛国再建同盟（Alliance for Patriotic Reorientation and Construction, APRC）	33（52.13%、160,470）	
	ダーボエ（Ousainou Darboe, UDP）	35.84%（141,387）	統一民主党（United Democratic Party, UDP）	7（33.97%、104,568）	
	バー（Hamat Bah, NRP）	5.52%（21,759）	国民和解党（National Reconciliation Party, NRP）	2（2.16%、6,639）	
	ジャッタ（Sidia Jatta, PDOIS）	2.87%（11,337）	独立と社会主義のための人民民主機構（People's Democratic Organisation for Independence and Socialism, PDOIS）	1（7.88%、24,272）	
			無所属	2（3.86%、11,907）	
2001年10月/2002年1月（458,533、約90%、94,586、56.4%）	ジャメ（APRC）	52.84%（242,302）	愛国再建同盟（APRC）	45（不明）	
	ダーボエ（UDP）	32.59%（149,448）	独立と社会主義のための人民民主機構（PDOIS）	2（不明）	
	バー（NRP）	7.78%（35,671）	国民和解党（NRP）	1（不明）	
	ディバ（Sheriff Mustapha Dibba, National Convention Party, NCP）	3.77%（17,271）			
	ジャッタ（PDOIS）	3.02%（13,841）			
2006年9月/2007年1月（392,685、約59%、261,974、41.7%）	ジャメ（APRC）	67.33%（264,404）	愛国再建同盟（APRC）	42（不明）	
	ダーボエ（UDP）	26.69%（104,808）	統一民主党（UDP）	4（不明）	
	サラ（Halifa Sallah, PDOIS）	5.98%（23,473）	民主主義と発展のための国民同盟（National Alliance for Democracy and Development, NADO）	1（不明）	
			無所属	1（不明）	
2011年11月/2012年3月（657,787、82.6%、154,950、約50%）	ジャメ（APRC）	71.54%（470,550）	愛国再建同盟（APRC）	43（51.82%、80,289）	
	ダーボエ（UDP）	17.36%（114,177）	国民和解党（NRP）	1（9.43%、60,055）	
	バー（無所属）	11.11%（73,060）	無所属	1（38.76%、60,055）	
2016年12月/2017年4月（578,583、59.3%、379,320、42.8%）	バロウ（Adama Barrow、無所属）	43.30%（227,708）	統一民主党（UDP）	31（57.47%、142,135）	
	ジャメ（APRC）	39.65%（208,487）	ガンビア民主会議（Gambia Democratic Congress, GDC）	5（17.38%、65,938）	
	カンデ（Mama Kandeh, GDC）		17.07%（89,768）	愛国再建同盟（APRC）	5（15.52%、58,863）
				独立と社会主義のための人民民主機構（PDOIS）	5（9.57%、36,312）
				国民和解党（NRP）	4（5.18%、19,656）
				人民進歩党（People's Progressive Party, PPP）	2（2.42%、9,183）
				諸派	0（2.84%、10,774）
			無所属	1（4.81%、18,239）	

（出所） アフリカ選挙データベース；ガンビア選挙管理委員会（a）；ガンビア選挙管理委員会（c）などから筆者が作成

（注） 国民議会の選挙制度は単純小選挙区制。1997年の国民議会選挙では他に大統領による任命が4議席あった。2001年の大統領選挙で、ダーボエはPPPとガンビア人民党（GPP）から支援を受けた。2002～12年の国民議会選挙では他に大統領による任命が5議席あった。2002年の国民議会選挙をUDPとその他のいくつかの小政党はボイコットした。33選挙区では無投票でAPRCの候補者が当選した。表の有効投票数は残りの15選挙区のものである。2006年の大統領選挙で、ダーボエはARC、サラは民主主義と発展のための国民同盟（NADO）との選挙協力の下にあった。2011年の大統領選挙で、ダーボエはガンビア道徳会議（Gambia Moral Congress, GMC）、PPP、国民会議党（NCP）の、バーは統一戦線（United Front, UF）の選挙協力を受けた。2012年の国民議会選挙をほとんどの野党はボイコットした。25選挙区では無投票でAPRCの候補者が当選した。表の有効投票数は残りの23選挙区のものである。2017年の国民議会選挙の諸派はGMC、NCP、GDPDの合計である

ルな言語の双方で、弾圧や汚職に関し、より多くの、より正確な情報を知ることとなった³⁶。

表5に1996年から2017年までの選挙の主な結果を示した。2015年7月、選挙法が改正され、大統領選挙や国民議会選挙などへの立候補のための供託金が大幅に引き

上げられた（第43条）。これは野党側の立候補を抑制し

³⁶ Kora and Darboe (2017) p.148 and 151；ハーシュマン（2005）；Freedom House（2020）；世界銀行（a）；世界銀行（b）；グローバル・エコノミー；国境なき記者団

ようとの政府・与党の意図に基づくと思われる。大統領選挙の供託金は1万ダラシ（約250ドル）から50万ダラシ（約12,500ドル）に、国民議会選挙のそれは5,000ダラシ（約125ドル）から5万ダラシ（約12,500ドル）に引き上げられた。これは、当時、ガンビアでは大きな話題となった。一方、当時、話題にはならなかったが、もう1つ重要な改正点（第75条）があった³⁷。

選挙管理委員会によれば、それは全国に53ある選挙区に各々設置された選挙区選挙管理委員会本部（以下、「本部」と記述）から投票所に開票所が変更（改正前も後も即日開票）されたというものである。これまでは各投票所から投票箱を本部に移送する際に、特定の候補者の票の投票箱への投入や投票箱のすり替えなどの不正が行われる可能性があった。これに対し、新しい制度である「投票所での開票（counting on-the-spot）」は、候補者自身、候補者陣営からの各2人、報道機関からの各1人、国内外の選挙監視者などが開票所への入場を許可され、開票を監視し、それ以外の人が入場できないので、不正が行われる可能性が格段に低くなる。たとえば、首都であるバンジュール行政区にある3つの選挙区の1つであるバンジュール中央区には7つの投票所があり、その各々で開票がなされる。選挙法第80条は「委員会は、各投票所の外に、同所の投票結果（署名付き）を表示する」と規定している。この制度下で、各政党は各開票所の結果を合算すれば、選挙管理委員会の公式発表前に、選挙結果を知ることができる。また、各政党は、開票の途中結果も、かなり正確に、知ることができる。大統領選挙の前、ンジャイ（Alieu Momarr Njai）選挙管理委員会委員長は、「私は選挙管理委員会委員長だが、選挙の勝敗を知る最後の者となるだろう。それは『投票所での開票』が導入されたからである。この下では、投票日の午後6時までに、全投票所で、全投票が開票され、その結果が公表される」と述べていた。このような制度は、欧米諸国やNGOの推奨により、近年、アフリカ諸国で採用されるようになってきている。選挙後暴力が起きた2007年のケニアでも採用されており、これが野党側に勝利を確信させた³⁸。

コラとダーボエ（Sheriff Kora and Momodou Darboe [ダーボエ UDP 委員長の甥]）は、「投票所での開票」が供託金の引き上げなどに反対する野党に対する「あめ」であり、2011年の大統領選挙が大差だったことと、後述のように、ダーボエが2016年の大統領選挙への立候補資

格を有しないことなどから、ジャメは自身の当選を脅かす野党候補は存在しないと確信し、同条項が法律に含まれることになったと述べている。この観点に立てば、これは野党に有利な改革だが、選挙結果を変えるほどではないと政府・与党は考えていたことになる。しかし、バロウが当選したという結果から考えれば、この制度変更は選挙結果に大きく影響したと思われる。すなわち、政府にとっては不測の出来事の1つだった。これが、権威主義国家ガンビアが選挙を通じて民主化した理由の1つだと思われる³⁹。

第3節 大統領選挙終了までの状況

大半の野党が2011年の国民議会選挙をボイコットし、国民議会に議席を有していなかったため、野党の政府・与党に対する行動は、主に、デモなどによって示されることになった。この際、憲法第62条の大統領への立候補資格の1つである年齢制限（65歳未満）により、ダーボエ UDP 委員長（1948年8月8日生まれ）は2016年の大統領選挙への立候補資格を有さないことを確認しておくことが重要である。そのため、結党以来4度の大統領選挙のすべてにダーボエを擁立した UDP は、この後検討する同年4月の段階で、半年程度の間には、大統領候補者を選出する必要があった。同党の中心メンバーだったサンデング（Solo Sandeng）書記（全国組織担当）はその有力候補の1人だったと思われる。

大統領選挙の年である2016年になると、野党の抗議と政府による野党に対する弾圧はより一層強まった。まず、同年4月14日、サンデングがセレクンダ（首都の南西13kmほどにある最大人口[約40万人]の町）で選挙改革を求めるデモを組織し、逮捕された。その後、彼は国家情報本部に送致、殴打され、死亡した。一緒に逮捕された者も机に押しつけられたり、殴打されたり、水の中に顔を突っ込まれたりした。次いで、同月16日、ダーボエなどが、政府にサンデングの生死の公表を求めるセレクンダでのデモを組織し、逮捕された。これらのうち、ダーボエを含む19人は、同年7月、無許可のデモに参加したとして禁固3年の判決を受けた。この一連のデモは十数年来で最大のものであり、これに対する治安部隊はきわめて暴力的だった。サンデングの死去やダーボエの逮捕・起訴・判決に関し、潘基文国連事務総長、ECOWAS、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、アムネスティ・インターナショナルなどがガンビア政府を強く非難した⁴⁰。

ダーボエら幹部の逮捕を受けて、2016年9月、UDPは

³⁷ Kora and Darboe (2017) p.148；ローハブ・ガンビア；ガンビア選挙管理委員会（a）

³⁸ 津田みわ（2008）6頁；ローハブ・ガンビア；ガンビア選挙管理委員会（a）；ガンビア選挙管理委員会（b）；オール・アフリカ（a）；オール・アフリカ（b）

³⁹ Kora and Darboe (2017) p.148；ローハブ・ガンビア；ガンビア選挙管理委員会（a）；ガンビア選挙管理委員会（b）

表6 大統領選挙 (2016年)

行政区	有権者数	有効投票	バロウ (得票率)	ジャメ (得票率)	カンデ (得票率)
バンジュール	22,731	13,371	6,639 (50%)	5,704 (42%)	1,028 (8%)
カニフィング	199,957	112,012	56,107 (50%)	44,873 (40%)	11,127 (10%)
ブリカマ	281,115	173,281	74,823 (43%)	76,880 (44%)	21,656 (13%)
ケレワン	101,717	63,710	23,346 (37%)	18,316 (29%)	22,039 (34%)
マンサ・コンコ	49,198	29,538	16,476 (56%)	7,996 (27%)	5,048 (17%)
ジャンジャンブレア	116,675	70,046	22,215 (32%)	30,228 (43%)	17,581 (25%)
バセ	115,185	63,909	28,102 (44%)	24,490 (38%)	11,289 (18%)
計	886,578	525,867	227,708 (43.30%)	208,487 (39.65%)	89,768 (17.07%)

(出所) Independent Electoral Commission (2017) に基づいて筆者が作成

バロウ (Adama Barrow) を大統領候補に選出した。バロウは不動産開発業を営む実業家で、UDPでは副財務局長 (2006～13)、財務局長代理 (2013～16) を務め、2007年の国民議会選挙にジミラ選挙区から立候補し、落選した。バロウは2016年4月にダーボエとともに逮捕されたが、起訴はされなかった。また、同年10月、バロウは、490人の代表団が参加した諸野党による大会での予備選挙で、308人の支持を得て、大統領選挙の統一候補に選出された。このUDP、独立と社会主義のための人民民主機構 (PDOIS)、国民和解党 (National Reconciliation Party, NRP)、ガンビア道徳会議 (Gambia Moral Congress, GMC、以下、「GMC」と記述)、国民会議党 (National Convention Party, NCP)、人民進歩党 (People's Progressive Party, PPP)、ガンビア民主進歩党 (Gambia Party for Democracy and Progress, GPDP) の7党は「2016年連合 (Coalition 2016)」を組織した。野党全体に対する政府の弾圧がUDPに対するその他の野党のそれまで以上の協力をもたらしたと思われる。バロウとUDPは、各々、立候補届出の直前、バロウのUDPからの離党を文書で選挙管理委員会に届け出た。同文書は、その理由を「野党連合のための無所属候補として選挙を戦うため」としている。選挙戦において、野党の集会の聴衆の数は、ガンビア史上初めて、ガンビアの全地域で、与党の集会の聴衆の数を凌駕した⁴⁰。

これまでの経緯から政府と国際監視団の関係は対立的だった。2016年11月、ECOWASは、与党による強要と受け入れ難いレベルの情報統制により、同国は自由で公正な大統領選挙を実施する政治的環境にないとして、選挙監視団の派遣中止を発表した。これは2011年の大統領選挙に次ぐものである。また、欧州連合 (EU、以下、「EU」と記述) はガンビア政府により選挙監視団派遣を

拒否されたと主張した。一方、ガンビア政府はAUの少数の選挙監視団を受け入れ、これは選挙前日にガンビアに到着した。このような状況は、EU、ECOWAS、AUによる選挙の事前評価とガンビア政府の3者の選挙評価に対する評価の相互作用の結果であると思われる。すなわち、選挙評価の厳しさはEU、ECOWAS、AUの順と考えられる⁴²。

2016年11月30日、政府は選挙後のデモの禁止を発表、また、投票日当日の同年12月1日、政府は同日早朝に国際電話とネットを遮断すると発表した。政府のこの対応は2011年のアラブの春から学習したものである。政府のこのような抑圧的な対応の下、大統領選挙の投票日を迎えた。立候補したのはカンデ (Mama Kandeh、ガンビア民主会議 [Gambia Democratic Congress, GDC、以下、「GDC」と記述])、バロウ (無所属)、ジャメ (APRC) の3人である。カンデは2007年にAPRCから国民議会選挙に立候補、ジミラ選挙区で4,067票を獲得し、バロウ (2,835票) を破り、当選した。だが、カンデは、2013年4月、APRCを追放され、2016年5月、GDCを結成した。今大統領選挙の有権者は88万6,578人、投票所は1,422か所である。投票は、候補者の名前、顔写真が入った、色分けされた缶にビー玉を入れるという方法がとられた。これは1965年の独立以来、ガンビアで実施されている方法で、今回は、バロウが灰ないし青、ジャメが緑、カンデが紫ないし黄だった。投票率は59.3%だった。投票日の翌日、選挙管理委員会は、75%開票時点で、53選挙区中、バロウの1位確定が22選挙区、得票が138,148票、ジャメの1位確定は14選挙区、126,587票との暫定結果を発表、さらに、同日中、同委員会は、バロウが263,515票 (45.54%)、ジャメが212,099票 (36.66%)、カンデが102,969票 (17.80%) で、バロウが当選したとの公式結果を発表した。ところが、同月5日、同委員会は、バセ行政区の投票総数をすべてバロウに算入し、他の2候補の獲得票をゼロにするという誤りが

⁴⁰ Kora and Darboe (2017) p.149; アムネステイ・インターナショナル; BBC (a); BBC (e); フォロヤア

⁴¹ Kora and Darboe (2017) p.149 and 151; ポイント (a); BBC (c); ロイター (a); ジョル・オブ・ニュース; ガンビア選挙管理委員会 (d)

⁴² Kora and Darboe (2017) p.153; カンバセーション; ロイター (b); ユーラクティブ

あったとして、上記票数を表6のように修正したが、当選者はバロウのままであった⁴³。

2016年12月2日、選挙結果が公表される前に、ジャメがバロウに電話し、当選を祝福した。バロウによれば、ジャメは「おめでとう。私は退任する大統領だ。あなたは就任する大統領だ」と述べた。同日のその後、ジャメは、テレビでの声明で、「世界中で最も透明性のある選挙で、結果を争うつもりはない」、「バロウの勝利を祝福する。それは明確な勝利だ。バロウに幸あれ。すべてのガンビア人に幸あれ。全能の神アラーを信じる真のムスリムとして、私はアラーの決定に異議を申し立てるようなことは絶対しない」と述べ、また、同テレビの映像で流れた電話での会話で、ジャメは「こんにちは。聞いているかい」とバロウに問いかけ、「あなたに幸あれ。1月には、国家はあなたの手の中にある。…あなたがガンビアの選出された大統領だ。私に悪意は一切ない。あなたに幸あれ」と述べた。これに対し、バロウは辞任を信じていると述べ、さらに、「権力は人民にある」と述べた。AUなどの国際監視団を含め、国際社会は選挙の過程と結果、及び、ジャメの敗北受け入れを承認した⁴⁴。

第4節 大統領選挙終了後の状況

2016年12月9日、ジャメは選挙結果の受け入れ拒否を表明した。これは、同月2～3日頃の政権移行チームの長であるファティ (Mai Ahmed Fatty) GMC党首 (後に内務大臣) や中心メンバーのタムバジャン (Fatoumata Jallow Tambajang) 「2016年連合」議長 (元保健・社会保障省次官、後に副大統領) による、ジャメは2017年1月の政権引き渡しから1年以内に起訴されるとの発言や同月5日の選挙管理委員会による選挙結果の修正が理由と思われる。ジャメは、国営テレビで、「私は選挙の過程で起きた重大で受け入れがたい異常な状態を残念に思う」、「私は、私が選挙結果を全面拒否し、それゆえ、選挙全体を無効にするとガンビア人に発表する」と不正投票を主張し、「独立・中立で、外国の影響から自由な独立選挙委員会の下で、すべてのガンビア人が投票できるよう再度の選挙を実施したい」と述べた。ジャメは、具体的には、一部の有権者の選挙人名簿への不掲載と投票の3分の1近くの不在者投票があり、これらは選挙過程からの排除と脅しの結果であると問題視した。しかし、現職大統領や与党ではなく、野党がこのような形で選挙に介入し、当選した事例はほとんど存在しない。また、ジャメは、候補者として、選挙の不正を主張しただけでなく、

大統領として、選挙の無効を宣言した。だが、これは、この後検討するように、大統領の権限ではない。したがって、国内外で、これは、ジャメが権力の非憲法的変更を示したものと受け止められた⁴⁵。

表7 2016年大統領選挙後の主な出来事

日付	出来事
2016年12月1日	大統領選挙
同月2日	ジャメがバロウに当選祝福の電話
同月2日	選挙管理委員会がバロウの当選を発表
同月5日	選挙管理委員会が大統領選挙の票数を修正
同月9日	ジャメが選挙結果の受け入れ拒否を表明
同月10日	ECOWAS委員会、AU委員会、UNOWASが「ガンビアの政治的進展に関するECOWAS、AU、UNOWASの共同声明」を发出
同月12日	AU平和安全保障理事会が声明を发出
同月13日	ジャメの命令に基づき、軍が選挙管理委員会のオフィスを襲撃
同月13日	APRCが最高裁判所に選挙結果に対する異議申立書を提出
同月13日	ECOWAS首脳団が仲介のためガンビアを訪問
同月17日	ECOWAS首脳会議が最終コミュニケを发出
同月21日	安保理が議長声明を发出
2017年1月10日	最高裁判所が聴聞の延期を発表
同月10～18日	副大統領など9人の閣僚が辞任
同月13日	AU平和安全保障理事会が声明を发出
同月13日	ECOWAS首脳団が仲介のため再度ガンビアを訪問
同月17日	ジャメが全土に非常事態を宣言
同月18日	国民議会がジャメの大統領としての任期を90日間延長
同月19日	バロウが在セネガルのガンビア大使館で大統領就任式を挙行
同月19日	セネガル、ナイジェリア、ガーナがガンビアに軍事介入
同月19日	安保理が決議を发出
同月20日	ジャメが退任を受諾
同月21日	ジャメが亡命
同月26日	バロウが帰国

(出所) 各種資料に基づいて、筆者が作成。

12月11日頃、ンジャイ選挙管理委員会委員長は、「選挙結果は正確で、何もそれを変えることはできない。裁判になれば、全投票を検認できる」と述べ、ジャメに対し、選挙結果を覆そうとの企てをとがめた。次いで、同月13日、軍は、ジャメの命令に基づき、選挙管理委員会のオフィスを襲撃、同委員会を自身の指揮下に置いた。これは権力の非憲法的変更のための措置であり、ジャメによるクーデタだと思われる。表に表れたこの2つの行動から、ジャメは、この時期、裏では、少なくとも言外

⁴³ Independent Electoral Commission(2017)；選挙パスポート；BBC (c)

⁴⁴ Kora and Darboe (2017) p.154；アフリカ・ニュース (a)；クオーツ・アフリカ (a)；ガーディアン (a)

⁴⁵ Kora and Darboe (2017) p.154；BBC (d)；ガーディアン (b)

に、同委員会に対し、ジャメ当選の宣言を出す、ないし、裁判所に提出する投票用紙を改竄するなどの圧力をかけ、同委員会がこれに応じず、両者は対立的になっていたと我々は推測している⁴⁶。

この時点で、ジャメに憲法遵守の意図がなかったかは明確でないが、少なくとも、選挙の無効宣言は自身に不利だと考えたと思われ、憲法の規定に沿った行動をとるようになる。すなわち、2016年12月13日、ジャメの所属政党APRCが、最高裁判所に、同党公認候補のジャメが敗れた12月1日の選挙結果に異議を申し立てる申立書を提出した。しかし、ガンビア国内には法学部などの法曹関係者の養成機関がなく、ガンビア人の同裁判所判事はいなかった。この時点で、最高裁判所には、ナイジェリアから派遣されていたファグベンレ (Emmanuel Fagbenle) 長官しか在籍しておらず、聴聞・判断のためには、他に4人の裁判官が必要だった。長官以外の判事は、毎年5月と11月、ナイジェリア、ガーナ、パキスタンなど英語圏諸国から派遣してもらっていた。ガンビア政府は、選挙よりも前の2016年8月、ナイジェリアとシエラレオネに裁判官の派遣を要請していた。憲法第125条1項は「…最高裁判所は… (a) 裁判長と (b) 少なくとも他の4人の最高裁判所判事によって構成される」と、同第138条1項は「最高裁判所長官は、司法機関委員会との協議後、大統領によって任命される」と、同2項は「特別犯罪裁判所判事を除いた、その他すべての上級裁判所判事は、司法機関委員会の推薦に基づいて、大統領によって任命される」と規定している。また、ジャメは、同裁判所が自身に批判的だと考えていたため、これは2015年6月以降開廷されておらず、設定された2017年1月10日に聴聞を行うことは不可能だった。その結果、手続きは遅れ、結局、裁定が示されることはなかった。2017年1月10日、同裁判所が聴聞の延期を発表した時、ファグベンレは、ガンビア政府は最近も改めてナイジェリアとシエラレオネに裁判官の派遣を要請したが、両国の司法府は、各々、通常司法期間である5月と11月ではなく、1月という時期が不都合だとの書面を彼に送付してきたと発言している。なお、ジャメは、任期満了にかかわらず、同裁判所が裁定を出すまで、大統領を退陣しないと表明していた⁴⁷。

APRCによる申し立てに関し、憲法の規定をみていこう。まず、第43条2項は、選挙管理委員会に関し、「委

員会は責任を負うすべての選挙と国民投票の結果を公表する」と規定し、選挙結果を確定させる。次に、第49条は「大統領選挙に参加した登録された政党、または、同選挙に参加した無所属候補は、選挙結果の宣言から10日以内に、申立書を提出することにより、大統領選挙の効力の裁定を最高裁判所に申し立て得る」と規定している。すなわち、最高裁判所は、選挙管理委員会の当選決定の承認ではなく、必要ならば、選挙の無効を裁定するのである。したがって、大統領就任予定日に、第49条に係る裁定が未決でも、これをもって、就任が妨げられることはない。また、この問題の解決に関し、大統領と国民議会はいかなる権能も持たない。セネガルなど世界のいくつかの国でみられるような選挙結果の確定に司法機関の承認を要する政治制度ならば、ジャメは、この未決を理由に、大統領に留まれたから、情勢は実際とは異なったものとなった。

このような状況に対する反応を国内と国外に分けてみていく。まず、国内の反応である。2016年12月10日、バロウは、ジャメが選挙結果を否定する憲法上の権限を一切持っていないと発言、同月7日、バロウの報道官は、バッジ (Ousman Badjie) 軍総司令官がバロウへの忠誠を約束したと述べた。だが、その発言の真偽は確認されておらず、2017年1月、バッジはジャメ支持を表明した。また、ガンビア法曹協会 (Gambian Bar Association)、ガンビア教員組合 (Gambia Teachers Union) などの労働組合、ジャーナリストなど多くの市民社会組織がジャメの言動を非難し、任期満了での退陣を要求した。2016年12月12日、ガンビア法曹協会が、声明で、「ジャメ大統領による異議申し立ての審理のために、辞める同大統領によって選出される最高裁判所は根本的に汚れている」と指摘した。同月13日、ガンビア教員組合は、ジャメによる退陣拒否を「全ガンビア人の生命を間違いなく危険にさらす混沌と無秩序の元」と呼んだ。同月14日、ジャメの下で最も激しく弾圧されたガンビア出版組合 (Gambian Press Union) は、「落選は受け入れられた。したがって、撤回の余地はない」ので、ジャメは退陣しなければならないと述べた。同月15日、輸送組合、医療組合、商工会議所が、各々、声明を出して、これらに呼応した⁴⁸。

国内政治においては、「脅し (intimidation)」と「恐れ (fear)」が重要だった。脅しとはジャメを中心とした政府からの逮捕、強制失踪などの弾圧の脅しである。恐れとは国民がこれを恐れることである。この相互作用により、過去20年余のガンビア政治は機能してきた。しかし、この相互作用は、2016年には、弛緩していた。第1

⁴⁶ Kora and Darboe (2017) p.154; カンバセーション; ロイター (d); ガーディアン (c); バンガード

⁴⁷ Kora and Darboe (2017) p.154; カンバセーション; ロイター (d); ガーディアン (c); バンガード; プレミアム・タイムス (a); ロイター (f); ニューズ・ウィーク (b)

⁴⁸ インディペンデント; ロイター (c); ロイター (e); トウチューブ

に、4月のデモはこの弛緩を示している。この時点では恐れが低下したというよりは、政治経済情勢の悪化により、恐れがあっても、行動せざるを得ないほどに国民が追い込まれていたと思われる。第2に、選挙結果はさらなる弛緩を示している。過去の選挙に関する状況を含めて検討すれば、選挙前暴力や選挙不正は存在し、それはジャメに有利に働いたと思われる。にもかかわらず、国民は、少なくとも、選挙結果として示されたほどにバロウを支持した。さらに、選挙管理委員会は、このような選挙結果を歪めて、ジャメの当選を宣言するほどには、この相互作用の影響下にはなかった。すなわち、選挙の時点で、ジャメの脅しの効果は低下していた。第3に、選挙後には、この相互作用はほぼなくなっていた。12月12日、ベンズーダ（Aziz Bensouda）ガンビア法曹協会事務局長は、同協会の集会で、選挙結果が出た時、多くのガンビア人がバンジュールの通りに出て、バロウの当選を祝福したことを挙げて、「恐れのために、我々はあまりにも長い間屈服し、困難に立ち向かわなかった。ジャメが敗れた時、それはすべての者を団結させた」、「脅しは機能しなかった。結局、誰も何も恐れなかった」と述べている⁴⁹。

第5節 国際社会の関与と問題の解決

次いで、国際社会の反応である。これはセネガル、ECOWAS、AU、安保理の4層で構成される。これらは連携して、事態に対応した。各機関の決議、宣言などが出る順番にルールがあるわけではないが、ECOWASはAUと安保理の、AUは安保理の承認が自身の議決内容の正当性を高めると考え、行動、特に、軍事行動の前提条件としてと思われる⁵⁰。まず、2016年12月10日、安保理非常任理事国だったセネガルが安保理に緊急集会を要請した。また、同日、ECOWAS委員会、AU委員会、国連西アフリカ・サヘル事務所（UNOWAS）が「ガンビアの政治的進展に関するECOWAS、AU、国連（UNOWAS [国連西アフリカ・サヘル事務所]）の共同声明」を出している。これは、「投票結果が尊重され、バロウ大統領当選者とすべてのガンビア市民の安全が十分に確保されることが重要である。ECOWAS、AU、国連は、ガンビアの利害関係者に、…憲法の制限内で退任する政権から大統領当選者への平和的移行と秩序ある権力移譲に貢献するよう要請する」と表明した。さらに、同日、安保理が報道声明を発出した。ここで、安保理は、

⁴⁹ BBC (e) ; ロイター (e)

⁵⁰ 国連、AU、準地域機構の連携に関しては、以下を参照。滝澤美佐子 (2010) 169～194頁；落合雄彦・セドリック・ドゥ・コニング (2019) 211～235頁；落合雄彦・ダニエル・バック (2019) 236～254頁。

12月1日（ママ、正しくは2日）に選挙管理委員会によって宣言された公式の選挙結果を拒否し、新たな選挙を要求する12月9日のジャメによる声明を強く非難し、ジャメに、12月2日にしたように、主権者であるガンビア国民の選択を尊重し、条件や不当な遅延なしに、大統領選挙で当選したバロウに権力を移行するよう要請した⁵¹。

次いで、12月12日、AU平和安全保障理事会は、「政府の非憲法的変更に対するAUの全面的拒絶に関するAU憲法と「民主主義、選挙、ガバナンスに関するアフリカ憲章」の関連規定、特に、同憲章第23条4項に規定される、自由で、公正で、定期的な選挙に勝利した政党や候補者への現政府による権力の引き渡しの拒絶、を想起」(5項)し、「いったん敗北を認めた後、退陣する大統領が2016年12月1日の大統領選挙の結果を認めないとした2016年12月9日の声明に、強い懸念を持って、留意」(6項)し、「2016年12月1日にガンビアで実施された大統領選挙の結果、すなわち、ガンビア国民の意思と選択の明確な表明、を無効にしたり、変更したりしようとする一切の試みを断固として拒絶する。この観点で、理事会は、ガンビアにおける民主主義の成熟を歓迎し、バロウ大統領当選者を祝福した2016年12月2日発出のスピーチの文言と精神を維持するようジャメに要請」(7項)し、「同国国民により決定されたように、ガンビア新大統領への平和裏で、秩序正しい権力移譲の促進のために協働するようガンビア政府とその他のすべての利害関係者に要請」(8項)し、「AU議長に率いられ、AUの各地域からの各々1人の代表を含むハイ・レベル代表団の可能な限り早期のガンビア訪問を促」(11項a)し、「2016年12月1日にガンビア国民によって表明された意思と願望に対する尊重と遵守という観点で、AUの関連する法律文書に沿って、必要なあらゆる措置を講ずるとのAUの決定を強調する」(12項)との声明を発表した。内容をまとめると、まず、同理事会は、この段階で、ジャメの行動を非難していないが、事実上、ジャメに任期末での退陣を求めている。次いで、5項と12項の関係をみる。アフリカ憲法（2000年採択、2001年発効）の諸規定の中で、ここで、特に重要なのは、第4条（原則）の「連合は次の原則に従い活動する。…(p) 政府の非憲法的変更に対する糾弾と拒絶」である。また、「民主主義、選挙、ガバナンスに関するアフリカ憲章」第23条4項（2007年採択、2012年発効）は「締約国は、権力の獲得ないし維持のための次のような非合法的な手段の使用は政府の非憲法的変更を構成し、連合による適切な制裁を引き起こすことに合意する…4. 現政府による自由で、公正で、定期的な選挙に勝利した政党や候補者への

⁵¹ ECOWAS ; 国際連合

権力の引き渡しの拒絶」と規定している。すなわち、ジャマが権力の引き渡しを拒絶した場合、AUがガンビアを制裁する可能性がある」と示している。さらに、「必要なあらゆる措置を講ずる」と示すことにより、軍事介入の可能性を示唆している⁵²。

実際には、仲介は「ECOWAS・国連上級派遣団 (ECOWAS/UN High-Level Delegation)」によって開始された。これは形式的には、ECOWASと国連の合同、実質的には、ECOWAS単独によるものである。12月13日、ECOWAS首脳団 (サリフ・リベリア大統領兼ECOWAS首脳会議議長が議長) がジャマと会談した。これにはブハリ・ナイジェリア大統領、コロマ・シエラレオネ大統領、マハマ・ガーナ大統領も参加した。また、同月14日、潘基文国連事務総長が、ガンビア軍による選挙管理委員会の敷地の奪取を非難し、軍と治安部隊に対し、直ちに同委員会から立ち退き、権力の平和的移行への取り組みを危うくしかねない更なるいかなる行動をも控えるよう要求した⁵³。

さらに、同年12月17日、ECOWAS首脳会議 (アブジャ [ナイジェリア]) の最終コミュニケは、「首脳会議は、ジャマ大統領に対し、選挙結果を受け入れ、大統領当選者への権力の平和的移行を危うくするようないかなる行動も抑制するよう要請する」と述べ、また、38項で、「国家元首及び執政府の長は、さらに、次のことに合意した。

- a) ガンビア共和国の2016年12月1日の選挙結果に対する支持
- b) バロウ大統領当選者の安全と保護の保障
- c) ガンビア憲法に従い、2017年1月19日に即位するバロウ大統領当選者の就任式への国家元首の出席
- d) 政府と野党連合に対し、国民統合を維持するために自制を示すことを要請
- e) 2016年12月1日の大統領選挙の結果により表明されたガンビア国民の意思の尊重
- f) ブハリ・ナイジェリア大統領兼軍最高司令官とマハマ・ガーナ大統領は、共同議長として、ガンビアで仲介を行う。仲介プロセスは首脳会議により合意された条件に基づいて行われる。
- g) ガンビアに関してなされたすべての決定に対するAUと国連の承認を要請し、必要とされる技術支援の提供を含むECOWASの仲介の取り組みに対するそれらの支援も要請
- h) 首脳会議は2016年12月1日の結果を厳格に実施す

るために必要なあらゆる措置を講ずる」と続けた。同首脳会議は、選挙結果を受け入れないとのジャマの決定を非難してはいないが、その受け入れを求めている。また、38項c)は新たに出てきた言説であり、注目される。さらに、同項h)はECOWASのガンビアに対する軍事介入の可能性を示唆している。また、同日、ECOWASはガンビアへのECOWAS軍事介入団 (ECOWAS Military Intervention Group, ECOMIG、以下、「ECOMIG」と記述) の派遣を決定した。この決定は上記38項h)を根拠としていると思われる⁵⁴。

同年12月21日、安保理が議長声明を発出した。その内容は、「安保理理事国は、退任するジャマ大統領と関連するガンビア政府機関に、2016年12月1日の大統領選挙の結果を十分に尊重し、ガンビア国民の意思を尊重し、平和的で、秩序だった移行過程を実行し、ガンビア憲法に従って、2017年1月19日までにバロウ大統領当選者に権力が移譲されるよう要請する。さらに、安保理は、1月19日のバンジュールでのバロウ大統領当選者の就任式に出席するとのECOWAS首脳会議の決定を歓迎する」とともに、「2016年12月12日のAU平和安全保障理事会のコミュニケと同月17日のECOWAS首脳会議の最終コミュニケのガンビアの政治情勢に関する決定とAUがバロウをガンビアの大統領当選者と認識したことを安保理は歓迎し、これによって勇気づけられた」と述べ、ジャマに任期末での退陣を求め、これが適わない場合の、両コミュニケで示唆されたECOWASのガンビアに対する軍事介入の容認を示唆している⁵⁵。

2017年1月13日、ブハリ・ナイジェリア大統領兼ECOWAS仲介者を団長とするECOWAS首脳団が、再度、ガンビアを訪問し、ジャマに対し、任期満了時に退陣するよう説得を試みたが、成功しなかった。この時期においても、ジャマは最高裁判所の裁定が出るまで退陣しないと主張していた⁵⁶。

同年1月13日、AU平和安全保障理事会は、「ガンビア国民の意思尊重を確保するために必要なあらゆる手段を講ずることの検討を含む、2016年12月17日のアブジャで実施された第50回ECOWAS首脳会議で採択された決定に対するその全面的な支持を表明」(3項)し、「理事会はアフリカにおけるクーデタや政府の非憲法的変更に対するAUの不寛容政策を、断固として、改めて表明」(5項i))し、「さらに、退任する大統領であるジャマは、2017年1月19日の時点で、AUにより、ガンビア共和国の正当な大統領と認識されなくなると宣言する」(5項

⁵² Peace and Security Council of African Union (2016)

⁵³ Security Council of United Nations (2016) p.1 ; クオーツ・アフリカ (b) ; クオーツ・アフリカ (c) ; アルジャジーラ (a)

⁵⁴ Economic Community of West African States (2016) ; ポイント (b)

⁵⁵ Security Council of United Nations (2016) p.1.

⁵⁶ BBC (h)

ii) との声明を発表した。この段階で、国連安保理や AU は ECOWAS のガンビアに対する軍事介入を事実上容認している。また、5 項 ii) の言説は、これらの機関の公式文書に初めて出てきたものである⁵⁷。

国内に話を戻そう。2016 年 12 月 30 日、ンジャイ選挙管理委員会委員長は、ジャメ政権による迫害を恐れて、セネガルに出国した⁵⁸。

2017 年 1 月 10 日、最高裁判所は、裁判官の不足を理由に、裁定を出すための関係者の聴聞を同年 5 月まで延期すると発表した。これを受けて、同日、ジャメは、「最高裁判所だけが我々の申し立てを審査でき、最高裁判所だけが、誰が大統領かを宣言できる」と述べた上で、大統領としての自身の任期を 4 が月間延長すると表明した。また、同日 12 日、ジャメの所属政党である APRC は、選挙に関する申し立ての結果が出るまで、バロウの就任を認めないよう最高裁判所に仮処分の申し立てをした。しかし、同日 16 日、最高裁判所は同申し立てに関する聴聞をしないと決定、すなわち、申し立てを却下した。その後、ジャメは任期延長という目的を維持したまま、その手段を変更したと思われる。2017 年 1 月 17 日、国民議会は、AU とセネガルによるガンビア内政への「違法で敵対的な介入」を非難する動議を可決した。同日のその後、ジャメは、国営テレビ・ラジオでの演説で、「私は、ここに、ガンビア全土に、非常事態を宣言する。なぜならば、状況の継続が容認されれば、非常事態に至り得る状況が存在するからである。宣言は、12 月の大統領選挙とガンビアの国内問題への前例のない、異常な程の外国の介入と我が国の主権、平和、安全、安定を脅かす不当な敵意に満ちた雰囲気により余儀なくされた」と述べて、非常事態宣言を発令した。この時点で、ナイジェリアが、ガンビア沖に、軍艦を派遣していた。非常事態宣言に関する憲法の規定をみてみよう。第 34 条の 1 項は、「大統領は、いつでも、官報での布告により、以下を宣言できる。a. ガンビア全土、ないし、その一部での非常事態の存在、b. 状況の継続が容認されれば、非常事態に至り得る状況の存在」と、2 項は、「…それは国民議会の全議員の少なくとも 3 分の 2 により支持された決議により承認される」と、3 項は、「1 項に基づいてなされた宣言は、いつでも、官報での布告により、大統領によって取り消し得る」と、5 項は、「本条のために議決された国民議会の決議は…90 日間、ないし、そこで特定されたより短い期間、効力を持つ」と規定している。また、第 35 条 1 項は、「非常事態期間のいつでも、ガンビアに存する状況を処理するために正当と認められる措置は、国民議会の決定により、承認される」と規定している。非

常事態宣言を受けて、同日 18 日、ジャッタ (Fabakary Jatta) APRC 院内総務が非常事態宣言に係る動議を国民議院に提出、国民議会はこれを可決した。また、同議会はジャメの任期満了日である同日、ジャメの大統領としての任期を 90 日間延長する決議を可決した⁵⁹。

バロウの大統領就任日が近づくと、軍はバンジュールやその他の都市に治安部隊を配備したが、市民と治安部隊の衝突は起きなかった。一方、メディアに対する抑圧は続き、多くの野党支持者が逮捕された。その結果、数万人が、暴力の発生をおそれて、地方やセネガルに避難した。一方、この時期、大臣等の辞任が相次いだ。2017 年 1 月 10 日、ボジャン (Sheriff Bojang) 情報大臣が、ジャメが大統領選挙の敗北を認めないことに抗議するとして、辞任し、同日、セネガルに出国した。同日、アリユー・ジャメ (Aliou Jammeh) 青年・スポーツ大臣も辞任した。また、同日 17 日、マクドール＝ガイ (Neneh MacDouall-Gaye) 外務大臣、コレ (Abdou Kolley) 財務大臣、ジョベ (Abdou Jobe) 通産・地域統合・雇用大臣、ジャジュ (Pa Ousman Jarju) 環境・気候変動・公園・野生生物大臣、セイ (Omar Sey) 保健大臣の 5 大臣が辞任した。さらに、ジャメの任期満了日である同日 18 日、ンジエ＝サイディ (Isatou Njie-Saidy) 副大統領、センゴール (Abubacar Senghore) 高等教育・研究・科学・技術兼宗教大臣、ロバーツ (Benjamin Roberts) 観光・文化大臣兼財務大臣が辞任するなどジャメ離れが進んだ⁶⁰。

2016 年 12 月 14 日にセネガルに避難していたバロウは、2017 年 1 月 19 日、在セネガルのガンビア大使館で大統領就任式を挙行した。なお、バロウのセネガル滞在は、サリーフ ECOWAS 首脳会議議長がサル・セネガル大統領に要請し、実現したものである。また、同日、ECOWAS に加盟するセネガル、ナイジェリア、ガーナがガンビアに軍事介入、ジャメに出国を要求した。しかし、同日の時点で、ジャメは出国に同意しなかった。翌 20 日、コンデ・ギニア大統領とアブデルアジーズ・モリタニア大統領の仲介により、ジャメは退任を受け入れた。さらに、翌 21 日、ジャメは国営テレビで退任を表明、ギニア経由で、赤道ギニアに亡命した。なお、ガンビアに軍事介入した ECOMIG もガンビア軍も交戦の意思はなかったようであり、実際、交戦はなかった⁶¹。

国際社会に話を戻そう。2017 年 1 月 19 日、安保理は決議を発出した。これは、AU の「『民主主義、選挙、ガ

⁵⁷ Peace and Security Council of African Union (2017)

⁵⁸ BBC (f) ; ニュース・ウィーク (a)

⁵⁹ クオーツ・アフリカ (d) ; BBC (i) ; TRT ワールド ; ガーディアン (d) ; ネーション ; プレミアム・タイムス (b)

⁶⁰ Kora and Darboe (2017) p.155; BBC (g) ; アルジャジーラ (b) ; ガーディアン (d) ; アフリカ・ニュース (b)

バランスに関するアフリカ憲章』第23条4項の規定とECOWASの『民主主義とグッド・ガバナンスに関する議定書』の諸規定を想起し、「12月1日の選挙結果を認めないとの12月9日のジャメ前大統領の声明、2016年12月13日のガンビア軍による選挙管理委員会の占拠、2017年1月18日の、ジャメ大統領の任期を3か月間延長しようとする議会の企てを強く非難し、「ガンビア国民の意思と選挙過程の無謬を侵害しようとする企てを最も強い言葉で非難」し、「非常事態を宣言することにより、バロウ大統領への平和裏で、秩序ある権力移譲を妨害しようとする企てを非難」し、「退陣した大統領であるジャメは、2017年1月19日の時点で、AUにより、ガンビア共和国の正当な大統領と認識されなくなるとの2017年1月13日に開催された第647回AU平和安全保障理事会の宣言を賞賛し、「バロウをガンビア大統領と認識するECOWASとAUの決定を是認」(2項)し、「権力移譲を実現しようとするバロウの取り組みに協力するよう地域の国々や関連する地域機関に要請」(3項)し、「退任する大統領であるジャメは、2017年1月19日の時点で、AUにより、ガンビア共和国の正当な大統領と認識されなくなるとさらに宣言しているAU平和安全保障理事会の決定をさらに歓迎」(5項)し、「12月1日選挙の結果に表明されたガンビア国民の意思尊重を、まず政治的手段で、確保するとのECOWASのコミットメントに関し、ECOWASへの完全なる支持を表明」(6項)した⁶²。「民主主義、選挙、ガバナンスに関するアフリカ憲章」第23条4項は先に示したとおりである。また、「民主主義とグッド・ガバナンスに関する議定書」の規定の中で、重要なのは、「以下は全加盟国により共有された基本原則として宣言される。…c) 非憲法的手段により獲得しないし維持された権力への不寛容」(第1条)、「選挙で敗れた政党および/あるいは候補者は、ガイドラインに従い、法で規定された期限内に、最終的に勝者と宣言された政党および/あるいは候補者に対する敗北を受け入れなければならない」(第9条)である。決議6項は「まず政治的手段で (by political means first)」が重要である。「まず」という表現は「次に (second)」を想定していると解釈され、それは軍事介入を含む制裁的手段だと思われる。また、決議はジャメを前大統領、バロウを大統領と呼んでいる。

セネガルなどの軍事介入は、先に示したECOWASの決定とともに、バロウの要請を根拠としたと思われる。そして、AU・安保理などその他の機関はECOWASのガンビアに対する軍事介入に対する容認を示唆していた

⁶¹ Kora and Darboe (2017) p.155；ボイス・オブ・アメリカ

⁶² Security Council of United Nations (2017)

ものの、ECOWASはバロウの大統領就任とその後の軍事介入要請を当初からの戦略としていたと思われる。また、これら機関は、ジャメの選挙結果に対する拒絶表明から、最高裁判所の判断を待たずに、選挙結果を揺るぎない事実として扱い、バロウの大統領就任が適切であるとの考えを表明した。

2017年1月21日、ECOWAS、AU、国連は合同宣言を發出し、「本宣言に従い、ECOWASはガンビアにおけるいかなる軍事活動も停止し、危機の平和的・政治的解決を引き続き追求する」と述べた⁶³。

2017年1月26日、バロウはガンビアに帰国した。この時点で、同国には約2,500人のECOMIGが駐留していたが、バロウは同日から6か月間の駐留をECOWASに要請した。同月28日、同国は国名を「ガンビア・イスラム共和国」から「ガンビア共和国」に変更した。同年2月14日、ガンビアはイギリス連邦に復帰する手続きを開始、2018年2月8日に復帰した。2017年2月18日、バロウは、改めて、バンジュールで就任式を挙行した。同月8日、ECOWASはガンビアへ派遣しているECOMIGの派遣の3か月間の延長を決定した。この時、ガンビア政府は「ガンビア共和国大統領として効果的な権力行使のために必要な状態が満たされるまで、バロウ大統領兼ガンビア軍総司令官に引き続き貢献することがECOMIGの任務である」と述べている⁶⁴。

おわりに

議論を整理し、結論を示そう。我々は、まず、バーチャードに従い、アフリカの選挙暴力を概観した。それによれば、国政選挙の過半数は選挙暴力を伴い、大半の国家が選挙暴力を経験している。すなわち、アフリカにおいて、選挙暴力は、例外ではなく、一般的な現象である。選挙暴力の大半は選挙前暴力であり、その主体は政府・与党が中心である。選挙全体に占める選挙暴力の割合は、大統領選挙と議会選挙、相対多数制と絶対多数制などの選挙制度により異なる。これは選挙制度を工夫することにより、選挙暴力を抑制できる可能性を示唆している。

次いで、本稿では、選挙暴力と民主主義の関係について検討した。その結果、より非民主的な国家群ほど、政治暴力を経験する頻度が高いことが明らかとなった。また、権威主義体制では、多選された大統領が多く、分析の対象とした期間に、既に2選以上していた大統領が落

⁶³ *Joint Declaration by the Economic Community of West African States, the African Union and the United Nations on the Political Situation of the Islamic Republic of the Gambia* (2017)

⁶⁴ ポイント (b)

選した事例は2016年のガンビアのみだった。

そこで、本稿はガンビアの状況を詳細に検討した。まず、選挙で、現職大統領が敗れ、新人が勝利した理由は2つある。その1つは、ほぼすべての野党が選挙協力を行ったことである。ガンビアでは野党による選挙協力が繰り返されていた。これは大統領選挙と議会選挙が同時に行われないという選挙制度により可能となった。他の1つは、「投票所での開票」が採用されたことである。これまでの選挙同様、本選挙でも、政府・与党による選挙暴力はみられた。そのため、我々は有権者の投票行動に大きな変化があったとは考えていない。変化したのは開票の透明性である。開票の透明性が格段に改善した結果、ほぼ有権者の投票数通りの開票数が記録されたと思われる。

大統領選挙で当選すれば、必然的に、大統領に就任できるわけではない。多くの場合、パーチャードが破壊的暴力と呼ぶ選挙結果の変更を敗者は求める。ガンビアの場合もそうだった。これを乗り越えて、バロウが大統領に就任し得たのは、第1に、この実現に対し、政治制度が有利に働いた。大統領の当選は選挙管理委員会の公式発表で確定する。敗者は最高裁判所に異議申し立てを行い得るが、これをもって、大統領当選者の就任が妨げられるわけではない。また、ガンビアには法曹関係者の養成機関がないという特殊事情から、裁判官を主に派遣していたECOWAS諸国が大統領就任日まで裁判官を派遣しない実質的な権限を持つこととなった。第2に、主要なアクターの行動である。選挙後、ンジャイ選挙管理委員長やファグベンレ最高裁判所長官は選挙結果の変更に協力するよう、ジャメから強い圧力を受けたと思われるが、法の遵守を継続した。第3に、市民の行動である。市民は、選挙後も、非暴力を継続した。これは、ジャメが大規模な抑圧に出ることを抑制した。第4に、国際社会の関与である。AUやECOWASは「政府の非憲法的变化」の拒絶というルールを徹底し、安保理がこれを支持したことにより、小国であるガンビアは追い詰められた。

参考文献・ウェブサイト一覧

参考文献

- 落合雄彦・セドリック・ドゥ・コニング「アフリカ連合」(落合雄彦編『アフリカ安全保障論入門』晃洋書房、2019年) 211~235頁。
- 落合雄彦・ダニエル・バック「地域経済共同体」(落合雄彦編『アフリカ安全保障論入門』晃洋書房、2019年) 236~254頁。
- 鈴木亨尚(2017)「副大統領をめぐる政治—アフリカを中心として—」(『アジア研究所紀要』第43号) 45~131頁。

- 鈴木亨尚(2019)「首相公選制と民主主義—ガンビアを中心として—」(『清和法学研究』第24巻第1号) 45~89頁。
- 滝澤美佐子「紛争解決における国連とアフリカの地域機構」(川端正久・武内進一・落合雄彦編『紛争解決—アフリカの経験と展望』ミネルヴァ書房、2010年) 169~194頁。
- 津田みわ(2008)「2007年ケニア総選挙後の危機」(『アフリカレポート』No.47) 3~8頁。
- 津田みわ(2010a)「「2007年選挙後暴力」後のケニア—暫定憲法枠組みの成立と課題—」(『アフリカレポート』No.50) 10~15頁。
- 津田みわ(2010b)「ケニアにおける憲法改正問題と「選挙後暴力」—2008年以後の動きを中心に—」(佐藤章編『アフリカ・中東における紛争と国家形成』アジア経済研究所) 67~87頁。
- A.O. ハーシュマン(2005) 著、矢野修一訳『離脱・発言・忠誠：企業・組織・国家における衰退への反逆』ミネルヴァ書房。
- 藤井広重(2022)「ケニアにおける司法化する選挙と2022年大統領選挙の行方—司法化の進捗は選挙暴力を防ぐのか—」(『アフリカレポート』No.60) 7~18頁。
- 松田素二(2010)「理不尽な集合暴力はいかにして裁かれるか」(『アフリカレポート』No.50) 3~9頁。
- 松田素二(2011)「理不尽な集合暴力は誰がどのように裁くことができるか—ケニア選挙後暴動の事例から—」(『フォーラム現代社会学』10巻) 37~49頁。
- 松田素二(2013)「暴動を予防する身体—ナイロビにおける2007-2008選挙後暴力の事例から」(菅原和孝編『身体化の人類学—認知・記憶・言語・他者』世界思想社) 397~419頁。
- 山田紀彦(2015)「独裁体制における議会と正当性」(山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性：中国、ラオス、ベトナム、カンボジア』日本貿易振興機構アジア経済研究所) 3~34頁。

- Birch, Sarah, Ursula Daxecker, and Kristine Ho (2020), "Electoral Violence: An Introduction," *Journal of Peace Research*, Vol. 57, Issue 1, pp.3-14.
- Birch, Sarah and David Muchlinski (2017), "Electoral Violence: Patterns and Trends," in Holly Ann Garnett and Margarita Zavadskaya, eds., *Electoral Integrity and Political Regime I* (London: Routledge), pp.100-112.
- Burchard, Stephanie M. (2015), *Electoral Violence in Sub-Saharan Africa: Causes and Consequences* (Boulder: First Forum Press).
- Dahl, Robert A.(1971), *Polyarchy: Participation and Op-*

- position* (New Haven: Yale University Press) [高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981年].
- Daxecker, Ursula, Elio Amecarelli and Alexander Jung (2019), "Electoral Contention and Violence (ECAV): A New Dataset," *Journal of Peace Research*, Vol. 56, Issue 5, pp.714-723.
- Economic Community of West African States (2016), *Final Communique of Fiftieth Ordinary Session of the ECOWAS Authority of Heads of States and Government*, 17 December.
- Freedom House (2017), *Freedom in the World 2017*.
- Freedom House (2020), *Freedom in the World 2020*.
- Freedom House (2022), *Freedom in the World 2022*.
- Independent Electoral Commission (2017), *1st December 2016 President Election Final Results by Constituencies*, February 22.
- Joint Declaration by the Economic Community of West African States, the African Union and the United Nations on the Political Situation of the Islamic Republic of the Gambia* (2017), 21 January.
- Kora, Sheriff and Momodou Darboe (2017), "The Gambia's Electoral Earthquake," *Journal of Democracy*, Vol. 28, No. 2, April, pp.147-156.
- Lindberg, Staffan I., ed.(2009), *Democracy by Elections: A New Model of Transition* (Baltimore: Johns Hopkins University).
- Linz, Juan Jose (1975), "Totalitarianism and Authoritarian Regimes," in Fred Greenstein and Nelson Polsby, eds., *Handbook of Political Science, Vol. 3, Macropolitical Theory* (Reading, Mass.: Addison-Wesley Press) pp.175-411 [高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995年].
- Peace and Security Council of African Union (2016), *Communique*, 12 December.
- Peace and Security Council of African Union (2017), *Communique*, 13 January.
- Norris, Pippa, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma (2015a), "Contentious Elections: From Votes to Violence," in Pippa Norris, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma, eds., *Contentious Elections: From Ballots to Barricades* (New York: Routledge), pp.1-21.
- Norris, Pippa, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma (2015b), "The Risk of Contentious Elections," in Pippa Norris, Richard Frank, and Ferran Martinez i Coma, eds., *Contentious Elections: From Ballots to Barricades* (New York: Routledge), pp.133-150.
- Security Council of United Nations (2016), *Statement by the President of the Security Council*, 21 December.
- Security Council of United Nations (2017), *Resolution 2337(2017)*, 19 January.
- ウェブサイト
- アフリカ選挙データベース <http://africanelections.tripod.com/>
- アフリカ・ニュース (a) <https://www.africanews.com/2016/12/03/video-and-transcript-jammeh-s-concession-to-adama-barrow/>
- アフリカ・ニュース (b) <https://www.africanews.com/2017/01/18/gambia-s-vice-president-resigns-a-day-before-contested-inauguration/>
- アムネスティ・インターナショナル <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2016/04/gambia-death-in-detention-of-key-political-activist/>
- アルジャジーラ (a) <https://www.aljazeera.com/news/2016/12/gambia-president-jammeh-step-161214135812401.html>
- アルジャジーラ (b) <https://www.aljazeera.com/news/2017/01/gambia-ministers-resign-jammeh-government-170117081811506.html>
- インディペンデント <https://www.independent.co.uk/news/world/africa/soldiers-gambia-president-yahya-jammeh-rejects-election-result-a7467906.html>
- ECOWAS <https://www.ecowas.int/ecowas-african-union-and-un-statement-on-the-political-developments-in-the-gambia/>
- オール・アフリカ (a) <https://allafrica.com/stories/201609090835.html>
- オール・アフリカ (b) <https://allafrica.com/stories/202011110219.html>
- ガーディアン (a) <https://www.theguardian.com/world/2016/dec/02/the-gambia-president-jammeh-concede-defeat-in-election>
- ガーディアン (b) <https://www.theguardian.com/world/2016/dec/10/gambian-president-rejects-election-results-yahya-jammeh-adama-barrow>
- ガーディアン (c) <https://www.theguardian.com/world/2016/dec/13/gambian-military-takes-over-offices-of-electoral-commission-yahya-jammeh>
- ガーディアン (d) <https://www.theguardian.com/world/2017/jan/17/gambian-president-declares-state-of-emergency-before-opponent-is-sworn-in>
- 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/>
- カンバセーション <https://theconversation.com/how-the-gambia-is-testing-west-africas-resolve-to-protect-democracy-71173>
- ガンビア選挙管理委員会 (a) <http://iec.gm/download/>

ガンビア選挙管理委員会 (b) <https://iec.gm/voting/counting-procedures/>
 ガンビア選挙管理委員会 (c) <http://iec.gm/voting/national-assembly-results/>
 ガンビア選挙管理委員会 (d) <http://iec.gm/resignation-of-mr-adama-barrow-as-member-of-united-democratic-party-udp/>
 クオーツ・アフリカ (a) <https://qz.com/africa/851490/gambias-yahya-jammeh-in-power-for-22-years-has-lost-the-presidency/>
 クオーツ・アフリカ (b) <https://qz.com/africa/862074/nigerias-buhari-ghanas-mahama-and-liberias-sirleaf-try-to-persuade-gambias-yahya-jammeh-to-step-down/>
 クオーツ・アフリカ (c) <https://qz.com/africa/862713/a-visit-by-west-african-ecowas-leaders-to-get-gambias-jammeh-to-step-down-did-not-go-as-planned/>
 クオーツ・アフリカ (d) <https://qz.com/africa/883784/gambias-yahya-jammeh-wants-to-stay-in-office-until-a-supreme-court-election-ruling-thats-not-due-till-may/>
 グローバル・エコノミー https://www.theglobaleconomy.com/Gambia/Youth_unemployment/
 国際連合 <https://www.un.org/press/en/2016/sc12616.doc.htm>
 国境なき記者団 <https://rsf.org/en/gambia>
 ジョル・オブ・ニュース <https://www.jollofnews.com/>
 世界銀行 (a) https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=GM&name_desc=false
 世界銀行 (b) <https://data.worldbank.org/indicator/SL.UEM.TOTL.ZS?locations=GM>
 選挙パスポート www.electionpassport.com/electoral-systems/the-gambia/
 TRT ワールド <https://www.trtworld.com/mea/citizens-flee-as-gambias-president-declares-state-of-emergency-277439>
 トウチューブ https://www.toutube.com/watch?v=Y3U_1n2_J5g
 トランスパアレンシー・インターナショナル <https://www.transparency.org/country/GMB>
 ニューズ・ウィーク (a) <https://www.newsweek.com/gambia-electoral-commission-chief-flees-country-after-disputed-election-result-538415>
 ニューズ・ウィーク (b) <https://www.newsweek.com/gambia-supreme-court-delays-president-jammeh-election-challenge-541442>
 ネーション <https://www.nation.co.ke/news/africa/gambia-jammeh-lawyer-file-injunction-court-bar-swear-ing-in/1066-3516554-format-xhtml-7h14yoz/index.html>
 バンガード <https://www.vanguardngr.com/2016/12/gambias-electoral-boss-warns-jammeh/>
 BBC (a) <https://www.bbc.com/news/world-africa-36853700>
 BBC (b) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38183906>
 BBC (c) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38185428>
 BBC (d) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38271480>
 BBC (e) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38293446>
 BBC (f) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38501043>
 BBC (g) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38565502>
 BBC (h) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38582180>
 BBC (i) <https://www.bbc.com/news/world-africa-38662000>
 フォロヤア <https://foroyaa.net/udp-leader-darboe-18-others-jailed-for-3-years/>
 フリーダム・ハウス (a) <https://freedomhouse.org>
 フリーダム・ハウス (b) <https://freedomhouse.org/report-types/freedom-world>
 プレミアム・タイムス (a) <https://www.premiumtimesng.com/news/headlines/220090-gambia-how-nigeria-blocked-gambian-supreme-court-from-sitting-for-jammeh.html>
 プレミアム・タイムス (b) <https://www.premiumtimesng.com/news/headlines/220688-gambia-jammehs-employ-remain-office-legally-truncated-supreme-court.html>
 ボイス・オブ・アメリカ <https://www.voanews.com/africa/gambias-barrow-presidential-inauguration-proceed-planned>
 ポイント (a) <http://thepoint.gm/africa/gambia/article/adama-barrow-is-udp-flag-bearer>
 ポイント (b) archive.thepoint.gm/africa/gambia/article/president-barrow-extends-ecomig-mandate-by-3-months
 ユーラクティブ <https://www.euractiv.com/section/development-policy/news/no-eu-observers-at-gambia-election/>
 ローハブ・ガンビア <https://www.lawhubgambia.com>

/electoral-laws

- ライター (a) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-politics/gambia-opposition-parties-unite-behind-candidate-for-presidential-election-idUSKBN12V0US>
- ライター (b) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-election-idUSKBN13D29N>
- ライター (c) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-election/head-of-gambian-army-pledges-support-to-president-elect-barrow-idUSKBN13W1N3>
- ライター (d) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-election/gambias-president-jammeh-to-challenge-election-loss-at-top-court-idUSKBN1400LN>
- ライター (e) <https://www.reuters.com/article/us-gambia-politics-president-bar-association-idUSKBN1452IM>
- ライター (f) <https://af.reuters.com/article/topNews/idAFKBN1510KZ>

アジア研究所 彙報

令和3年度 活動報告

公開講座

「第41回公開講座」

1. テーマ 「米国新政権でアジアはどう動くか」
2. 期 日 令和3年5月29日～6月19日 毎週土曜日 午後2時～3時30分
3. 形 態 Zoom ウェビナーによるオンライン講座
4. 講師及びテーマ
第1週 5月29日 松本明日香（同志社大学政策学部 助教）
「バイデン新政権の対アジア外交」
第2週 6月5日 奥田 聡（亜細亜大学アジア研究所 教授）
「米新政権に狐疑逡巡の北朝鮮、先北後米の韓国」
第3週 6月12日 松本はる香（アジア経済研究所地域研究センター・東アジア研究グループ長）
「『新時代』の中国外交と米中関係」
第4週 6月19日 篠田邦彦（政策研究大学院大学 教授）
「インド太平洋構想を巡る ASEAN との協力」

※所属・肩書きは講演当時のまま掲載

セミナー「アジア・ウォッチャー」

講師及びテーマは次のとおりである。

- 令和3年8月7日（土）午後2時～午後3時30分（Zoomによるオンライン開催）
大泉啓一郎（亜細亜大学アジア研究所 教授）
「人口から中国とアジアの未来を考える」
- 令和3年9月25日（土）午後2時～午後3時30分（Zoomによるオンライン開催）
永網憲悟（亜細亜大学国際関係学部 教授）
「ロシア2020年改憲とプーチン個人統治の行方」
- 令和4年2月26日（土）午後2時～午後3時30分（Zoomによるオンライン開催）
赤羽 裕（亜細亜大学都市創造学部 教授）
「アジアの通貨制度を日本企業の視点で考える～米ドル・人民元とどう向き合うか」

※所属・肩書きは講演当時のまま掲載

アジア研究奨励賞

赤羽 裕 都市創造学部教授

奨励賞：「アジア地域通貨単位（AMU）建取引の有用性と必要性」日本国際経済学会（論文）

平井文三 法学部教授

特別賞：『図表でみる ASEAN 諸国の行政改革：OECD インディケーター（2019年版）』明石書店（訳）

第6回アジア研究サロン

令和4年1月18日（火）17時30分～18時30分（Zoomによるオンライン開催）

研究報告：赤羽 裕（都市創造学部 教授）

「アジアの通貨制度を日本企業の視点で考える～米ドル・人民元とどう向き合うか」

令和元年度研究プロジェクトの編成（研究期間：平成31（令和元）年度から令和3年度）

1. 「新たな国際経済環境と ASEAN および各国の課題」（8名）
（代表）大泉啓一郎 アジア研究所教授
布田功治 兼担研究員 赤羽 裕 兼担研究員

石川幸一 特別研究員 藤村 学 特別研究員
助川成也 特別研究員 春日尚雄 特別研究員
野沢勝美 特別研究員

2. 「南北対話の拡大と経済交流」(6名)

(代表) 奥田 聡 アジア研究所教授
福田恵介 特別研究員 石田 賢 特別研究員
前川恵司 特別研究員 上澤宏之 特別研究員
田中俊光 特別研究員

令和2年度研究プロジェクトの編成 (研究期間：令和2年度から令和4年度)

1. 習近平政権の着地点Ⅲ (11名)

(代表) 遊川和郎 アジア研究所教授
大嶋英一 特別研究員 大西康雄 特別研究員
大橋英夫 特別研究員 澤田ゆかり 特別研究員
塩澤英一 特別研究員 鈴木暁彦 特別研究員
曾根康雄 特別研究員 中居良文 特別研究員
今村弘子 特別研究員 森路未央 特別研究員

2. アジアの高度外国人材等の受け入れと日本の取組み (3名)

(代表) 九門大士 アジア研究所教授
小山健太 特別研究員 中村拓海 特別研究員

3. アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克 (7名)

(代表) 久野 新 国際関係学部教授
向和歌奈 兼担研究員 国松麻季 特別研究員
大澤 淳 特別研究員 梅島 修 特別研究員
小田正規 特別研究員 篠田邦彦 特別研究員

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、研究の機会を持つことができなかつたため、全プロジェクト研究会の研究期間を1年延長した。

令和3年度海外実地調査

新型コロナウイルス感染症のため、海外実地調査は実施できなかった。

研究会

1. 「新たな国際経済環境とASEANおよび各国の課題」研究プロジェクト

5月15日：「フィリピンの農業改革」
発表者：野沢勝美(特別研究員)
6月26日：「アジア経済4.0」
発表者：末廣 昭(学習院大学 社会科学部教授)
10月2日：「ASEAN中国貿易の新展開」
発表者：大泉啓一郎(研究代表者)
11月13日：「インド太平洋構想の実態と背景」
発表者：大庭三枝(神奈川大学 法学部教授)

2. 「南北対話の拡大と経済交流」研究プロジェクト

7月2日：「韓国企業グループの対北事業について」
発表者：石田 賢(特別研究員)

- 8月6日：「国際制裁とコロナ封鎖下での北朝鮮経済」
 発表者：福田恵介（特別研究員）
- 9月15日：「韓国における北朝鮮の法的位置づけ」
 発表者：田中俊光（特別研究員）
 「金正恩政権の経済政策の方向と展望」
 発表者：奥田 聡（研究代表者）
- 10月25日：「韓国国内政治における南北関係と文在寅対北政策の挫折」
 発表者：前川恵司（特別研究員）
 「金正恩体制下の北朝鮮経済と南北交易」
 発表者：上澤宏之（特別研究員）

3. 「習近平政権の着地点Ⅲ」研究プロジェクト

- 5月14日：「中国の経済制裁：その特徴と有効性」
 発表者：久野 新（常任研究員）
- 7月12日：「中朝関係の変遷と大国の思惑」
 発表者：今村弘子（特別研究員）
- 12月16日：「香港社会の歪みと中港経済関係」
 発表者：曾根康雄（特別研究員）
- 2月21日：「ブレジネフ期の中ソ関係」
 発表者：中居良文（特別研究員）

4. 「アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克」研究プロジェクト

- 4月24日：「デジタル貿易ルールと安全保障：EPA、WTO、DFFT との関連を中心に」
 発表者：内田了司（経済産業省 通商政策局通商機構部参事官）
- 5月15日：「National Security Exceptions in International Trade and Investment Agreements」
 発表者：Dr. Sebastián Mantilla Blanco（ボン大学）
- 6月12日：「サイバーセキュリティにおける米中対立と安全保障：国際貿易への影響」
 発表者：大澤 淳（特別研究員）
- 7月17日：「経済安全保障の政治経済的考察：貿易とサプライチェーンの観点から」
 発表者：小田正規（特別研究員）
- 8月21日：「デジタル貿易をめぐる多国間および地域間のルール形成」
 発表者：三浦秀之（杏林大学 総合政策学部准教授）
- 9月11日：「GATT 第21条と国際貿易」
 発表者：梅島 修（特別研究員）
- 10月16日：「貿易管理レジームと安全保障について」
 発表者：向和歌奈（兼担研究員）

研究プロジェクト 成果報告書

アジア研究シリーズ No.107

- ・研究プロジェクト：新たな国際経済環境と ASEAN および各国の課題
- ・タイトル：「新たな国際経済環境と ASEAN および各国の課題」

米国の ASEAN への関与と経済協力	石川 幸一
RCEP で変わるアジアの事業環境－企業戦略構築の観点から見た RCEP の意義－	助川 成也
米中対立・パンデミックとアジアの半導体サプライチェーンの脆弱性	春日 尚雄
フィリピンにおけるコメ輸入自由化の導入	野沢 勝美
チェンマイ・イニシアティブ 20 年の振り返りと ASEAN の視点	赤羽 裕
シンガポールにおける権威主義体制の確立過程－外資誘致の観点から－	布田 功治
ASEAN の人口動態とデジタル化	大泉啓一郎

アジア研究シリーズ No.108

- ・研究プロジェクト：南北対話の拡大と経済交流
- ・タイトル：「南北対話の拡大と経済交流」

韓国財閥の対北事業の展望	石田 賢
文在寅北朝鮮政策の漂流と韓国国内政治における南北関係	前川 恵司
韓国国内法における北朝鮮の法的位置づけ－同一民族間の「暫定的特殊関係」法制化の限界－	田中 俊光
金正恩政権の10年の経済運営－現場からみた軌跡－	福田 恵介
南北朝鮮貿易の構造と産業協力の展望－開城工業団地を中心に－	上澤 宏之
北朝鮮経済の潜在的貿易量の測定－世界貿易モデルを用いた分析－	奥田 聡

アジア研究シリーズ No.109

- ・研究プロジェクト：アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克
- ・タイトル：「アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克」

グローバリゼーションと経済安全保障の均衡点とその行方	久野 新
日本における経済安全保障への着目：安全保障分野としての台頭と課題	向 和歌奈
輸出入管理のGATT安全保障例外規定との適合性	梅島 修
国際投資法と経済安全保障－GATSにおけるサービス自由化約束を中心に	国松 麻季
サイバー空間における米中対立と安全保障：国際貿易への影響	大澤 淳
経済安全保障の政治経済的考察：貿易とサプライチェーンの観点から	小田 正規
経済安全保障とアジア地域協力～日本の役割と課題～	篠田 邦彦

『アジア研究所 所報』発行（第182号～185号）

第182号（令和3年4月25日）

OECD・ADB編『図表でみるASEAN諸国の行政改革』について	平井 文三
RCEPとASEAN中心性－RCEPは中国主導か－	石川 幸一
中国による香港統治の行方	遊川 和郎
正念場に立つ文在寅政権－支持率分析から見える支持基盤の崩壊－	奥田 聡
コロナ後の経済のデジタル化を見据えて	大泉啓一郎
『アジアの窓』コロナ後を見据えた外国人採用と組織改革を	九門 大士

第183号（令和3年7月25日）

コロナ後の日中韓の少子高齢化を見据えて	大泉啓一郎
2021年の中国の農業政策と農業の担い手	森 路未央
コロナ禍のなかで浮上した東南アジアの資源産業振興策－問われる持続可能性－	林田 秀樹
コロナ禍下の外国人留学生の就職問題とインターンシップ連動早期採用	守屋 貴司
マハティールの観る「アジアの未来」の変化	赤羽 裕
『アジアの窓』日韓経済のデカップリングが止まらない	奥田 聡

第184号（令和3年10月25日）

バイデン米政権下の朝鮮半島－膠着状況の打開はなるか	奥田 聡
「新時代」の中国と米中関係－「新型大国」の行方	松本はる香
インド太平洋構想を巡るASEANとの協力	篠田 邦彦
参加型灌漑管理（PIM）の成功要因：兵庫県加古土地改良区の事例から	角田 宇子
『アジアの窓』中国の出生数の今後に注目	大泉啓一郎

第185号（令和3年12月25日）

デジタル化に向けた海外IT人材の活用	九門 大士
中国における産児政策の転換と少子高齢化の特質	巖 善平

ロシア憲法改正－プーチンの政治的レガシー	永綱 憲悟
韓国の高額紙幣不足－キャッシュレス大国の意外な現金志向と地下経済活性化の兆し	奥田 聡
少子化と経済社会のイノベーション アジアと日本の未来	大泉啓一郎
『アジアの窓』お世継ぎ問題	遊川 和郎

アジア研究所紀要 第48号 (2021年) (令和4年3月1日)

米国のインド太平洋構想とASEAN支援	石川 幸一
アジア経済社会のデジタル化をどう捉えるか?～発展戦略・経済統合・労働市場・行政サービス～	大泉啓一郎・伊藤 亜聖・金 成垣
アジア圏における格安航空会社とレガシーキャリアの関係性	高橋 知也
<追悼・西澤正樹先生>	
好漢・西澤正樹先生の死を悼む	鯉渕 信一
現場主義とロマンの精神～西澤正樹先生のアジア研究とアジア教育～	石川 幸一

『アジア研究所紀要』 投稿規程

(投稿資格)

第1条 本紀要への投稿者は、次の者とする。

- (1) 亜細亜大学専任教員
 - (2) 亜細亜大学名誉教授、特別任用教員及びアジア研究所客員教員
 - (3) アジア研究所特別研究員
- 2 共著論文を投稿する場合には、亜細亜大学専任教員が第一著者であること。

(掲載要件)

第2条 本紀要に掲載する論文は、アジア及び発展途上国に関する研究論文であることを要す。

- 2 投稿された論文については編集委員会が指名する匿名審査員による審査を行う。
- 3 投稿論文の採否は、上記審査結果を踏まえて編集委員会で決定する。

(原稿形式)

第3条 原稿は、A4判横書き二段組みとする。

- 1 原稿は、A4判横書き、Microsoft Wordで作成し、論文種別の分量は以下のとおりとする。
論文 邦字12,000字以上20,000字以内、英文ダブルスペース25行15枚程度
書評、研究ノート、研究動向 邦字6,000字程度、英文ダブルスペース25行5枚程度
- 2 図表は、前項に示す分量に含まれる。図表の大きさに応じて適宜字数を減じるものとする。図表はMicrosoft Excelで作成してもよい。
- 3 原稿は、電子ファイルで提出する。なお、要旨(300字程度、Microsoft Word)を別ファイルにて提出する。
- 4 文体は「である」調、表現など「読みやすい」ものにする。
- 5 執筆者名をタイトル右下に付す。
- 6 英文タイトルを付け、執筆者名の英文表記は「Taro ASIA」の例に倣うものとし、タイトルの右下に付す。
- 7 第1節の前に必ず1ページ程度の「はしがき」を付け、各章の問題意識、目的、主な論点などを述べる。「おわりに」や「結び」は設けなくてよい。
- 8 参考文献は注に含めず独立させ、各章末に載せる。
- 9 注は、脚注とする。
- 10 各章の構成は原則として節、項までとし、それ以下の見出しは付けない。
はしがき
第1節
1.
1)
①
参考文献
- 11 西暦を原則とする。ただし、必要に応じ、元号を括弧付きで記してもよい。
2011年(平成23年)
- 12 略語を用いる場合には、最初に正式名を付記する。
世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)
- 13 文献表記は、以下のように統一する。
木村福成(2000)、『国際経済学入門』日本評論社。
馬田啓一(2005)、「重層的通商政策の意義と問題点」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の新通商戦略-WTOとFTAへの対応』文眞堂。
浦田秀次郎(2009)、「APEC 20年の課題と日本の役割」『国際問題』No.585、日本国際問題研究所。
Gray, L(1999), *False Dawn: The Delusions of Global Capitalism*, Granta Publications, London.〔石塚雅彦訳、

(1999)『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社。]

Ando, M. and Kimura, F. (2005), "The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia," in T. Ito and A.K. Rose, eds., *International Trade in East Asia*, Chicago: The University of Chicago Press.

14 引用または参照した文献を注に表す場合は、以下のとおりとする。

浦田 (2009) 2 ページ

Ando and Kimura (2005) pp.177-178

15 図表には番号と見出しを付し、図にあっては図の下に、表にあっては表の上に見出しを置く。

第1図 各地域の貿易依存度の推移

第1表 世界の実質 GDP 成長率の推移

16 表の下(資料)と(出所)の表記を区別する。前者は図表を自ら作成し、後者は他の文献の図表を引用した場合とする。

(資料) 世界銀行「WDI」から作成。

(資料) 執筆者作成

(出所)「通商白書 2011」p.182.

17 校正は2校までとする。

(著作権)

第4条 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。

2 第1項に関わらず、アジア研究所は本紀要に掲載された論文等を電子化し、それを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

(その他の場合)

第5条 その他の場合は、必要に応じてアジア研究所紀要編集委員会が指示する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月14日から施行する。

執筆者紹介 (掲載順)

大泉啓一郎 (アジア研究所教授)	1
宮島 良明 (アジア研究所特別研究員)	1
北嶋 誠士 (アジア研究所講師)	13
金 明中 (都市創造学部特任准教授)	24
上澤 宏之 (アジア研究所特別研究員)	37
鈴木 亨尚 (アジア研究所特別研究員)	50

紀要編集委員 (順不同)

奥田 聡 (アジア研究所長)
大泉啓一郎 (アジア研究所教授)

アジア研究所紀要（第48号）

目 次

米国のインド太平洋構想と ASEAN 支援	石川 幸一
アジア経済社会のデジタル化をどう捉えるか？ ～発展戦略・経済統合・労働市場・行政サービス～	大泉 啓一郎・伊藤 亜聖・金 成垣
アジア圏における格安航空会社とレガシーキャリアの関係性	高橋 知也
 < 追悼・西澤正樹先生 >	
好漢・西澤正樹先生の死を悼む	鯉淵 信一
現場主義とロマンの精神 ～西澤正樹先生のアジア研究とアジア教育～	石川 幸一

アジア研究所紀要 第49号

2023年 3月15日 発行

発行者 亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境5丁目8番

電話 0422(36)3415

e-meil : ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所 (株)静 和 堂

東京都渋谷区代々木3-39-4

電話 03(3370)7184

Journal
of
The Institute for Asian Studies

No. 49

2022

CONTENTS

A new phase of China's trade with ASEAN

—Focusing on changes since 2015—

..... Keiichiro OIZUMI · Yoshiaki MIYAJIMA

Expectations and Realities of Japanese companies' Business

Development in Vietnam Satoshi KITASHIMA

Current status of women's labor market participation and conflict between
men and women of the youth generation in South Korea

..... Myoung-Jung KIM

Economic Sanctions and North Korea

—Structure and Perspective of “Self – reliance”— Hiroyuki KAMISAWA

Authoritarianism and Electoral Violence in Africa:

Focusing on The Gambia Yukihiisa SUZUKI

The Institute for Asian Studies
ASIA UNIVERSITY
TOKYO JAPAN